

## 令和6年度 第4回韮崎市子ども・子育て会議

日 時 令和7年2月17日（月）  
午後7時～  
場 所 市役所4階 大会議室

### 次 第

1 開会（こども子育て課長）

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 韮崎市子どもの権利に関する条例（案）について
- (2) 韮崎市こども計画（案）について
- (3) 令和7年度市内特定教育・保育施設の利用定員について
- (4) その他

4 その他

5 閉 会（副会長）

「**蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）**」及び「**蕪崎市こども計画（素案）**」への意見募集（パブリックコメント）の結果について

1. 実施概要

- (1) 実施期間 令和6年12月20日（金）から令和7年1月17日（金）まで  
(2) 意見提出方法 市ホームページ、電子メール、FAX、郵送、窓口持参  
※アンケートフォームによる【子ども向け】意見募集を併せて実施

(3) 公表資料

- ①蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）  
②蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）【子ども向け概要版】  
③蕪崎市こども計画（素案）  
④蕪崎市こども計画（素案）【子ども向け概要版】

※ 上記資料は市役所情報公開コーナー、市ホームページ、市こども子育て課窓口において公開。

※ 上記②④資料は市内小・中学校、高等学校へ在学の児童生徒へ配布

2. 実施結果

種別	提出方法	提出者数(人)	意見数(件)
蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）	メール	1	1
蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）【子ども向け概要版】	アンケートフォーム	136	101
蕪崎市こども計画（素案）【子ども向け概要版】	アンケートフォーム	102	83

韮崎市子どもの権利に関する条例（素案）に対するパブリックコメントの結果（意見の公表）

- |   |            |                            |
|---|------------|----------------------------|
| 1 | 意見募集期間     | 令和6年12月20日（金）～令和7年1月17日（金） |
| 2 | 意見募集方法     | 市ホームページ・情報公開コーナー・こども子育て課窓口 |
| 3 | 意見提出人（団体）数 | 件数1件                       |
| 4 | 意見提出方法     | 電子メール                      |
| 5 | 意見内容       | 以下のとおり                     |

No.	ページ	項目	市内在住者（個人）意見の要旨	市の考え方
1	6	第6章 相談体制 （相談窓口の設置） 第17条	<p>相談窓口は第三者機関として独立しているものか。</p> <p>既に子どもの権利条例を施行している他自治体ではオンブズマンとして実際に専門家が着任しているが、その点、韮崎市の場合は人数設定や概観が大雑把に感じる。</p> <p>条例を制定するだけでなく、その機能の監視、擁護する存在が必要ではないか。</p>	<p>相談窓口は、保健師、家庭相談員等の専門的な知見を有する職員等によるものを想定しており、独立した第三者機関ではありません。</p> <p>他の地方公共団体では、救済体制として第三者による機関を設置しています。子どもの権利を保障するために、本市においても次年度以降、監視、擁護する機関の設置に向けて調査研究してまいります。</p>

【子ども用】「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
1	小学5年生	動物とふれあうしせつを増やして欲しい。 サッカーを盛んなどころにして欲しい。	子どもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきます。
2	小学5年生	学校の集金などの補助して欲しい	子どもが不安なく生活できるよう、各種補助制度について検討していきます。
3	小学5年生	体罰などがなくなると子供達や私も安全で安心して楽しく 過ごせたりできるから賛成です。 近隣施設に映画館があったら嬉しいです	子どもの権利について普及啓発に努め、体罰等が無い社会となるよう取り組んでいきます。 子どもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきます。
4	小学5年生	賛成です。理由は、大人の関係で子供たちが育たなくなって 子供が嫌な感じになってしまうから。	大人の関係に左右されずに、子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
5	小学5年生	いいと思います。 理由は、子供でも人権があると思うし、この取り組みを進める ことで一人でも虐待やいじめなどがなくなったり少なくなって みんな安心して過ごせると思ったからです	子どもの権利が守られるよう取り組んでいき、安心して生活ができるよう努めていきます。
6	小学5年生	賛成です 理由はみんなが安心して暮らせるようになってしまったからです	安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
7	小学5年生	この意見について賛成です。 理由は、毎日楽しい生活をみんなが少しでも明るく、楽しくな れるように決まりをつくるということはいいと思います。 みんなが不幸にならないように願っています。だからこの意見 に賛成しました	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
8	小学5年生	自分にも優しくしてほしい	子どもの権利が尊重される、子どもにやさしいまちづくりに取り組んでいきます。
9	小学5年生	賛成です。 子供が楽に生活できたりするからいいと思う。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
10	小学5年生	自分は、蕪崎市子供の権利に関する条例を読んで思ったことは、子供の安全を守るために条例を作っているの、いいと思います。（その条例を読んで賛成です。）	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
11	小学5年生	とてもいい意見でした。自分の身を守ると改めて実感できました。とてもいいルールでした。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
12	小学5年生	とてもいい意見で、いいルールでした。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
13	小学5年生	全体的に賛成という意見が多く、僕たちが育っていく上で大切なことが条例にされていて、いいと思いました。だけれども他の人の権利や、色々な立場をわかって行動しなければならないということも書かれていて、とてもいい条例だと思いました。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。 また、子どもの権利について普及啓発できるよう努めていきます。
14	小学5年生	とてもいいルールでした。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
15	小学6年生	家から近くに公園や遊ぶところが欲しい プールが家から近くにあると嬉しい	子どもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきます。
16	小学6年生	この条例があると子供が少しずつ意見を言えるようになるし、子供たちの差別を少しずつ減って仲も良くなっていくと思うからいいと思う。	子どもの意見を尊重し、誰もが差別されることなく、安心して生活できるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「**蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）**」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
17	小学6年生	このような取り組みをすると、子供もいじめや、虐待などがなくなっていくと思うけど、スクールカウンセラーのような相談を聞いてもらえるところをもっと増やしてほしい。	身近に相談できる体制の整備について、検討していきます。
18	小学6年生	この条例を作ることで、子どもが意見を気軽にいうことができるから、いいと思う。さらに、保護者が困ってもサポートしてもらえるのでヤングケアラーの子供の負担が減る。	子どもの意見を尊重し、保護者へ充実したサポート体制を提供できるよう努めていきます。
19	小学6年生	子供の権利の保障があることで、子供も楽しく、安心して生活できるようになるから、良いと思います。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
20	小学6年生	この条例があると子供たちが安心して楽しく過ごすことができると思う。また、蕪崎市の中で困っていて相談できない子供の負担が軽くなると思うから。 そしてご飯を食べられない子供を減らすために子ども食堂のようなものを作ってほしい。	子どもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきます。
21	中学3年生	今、虐待問題や、ヤングケアラーの問題が重要視されています。そのため、市でこう言った決まりを作ったり、意見が反映されやすい取り組みをすることで、未来に向けて大きな成果が出ると思います。これからもこういった取り組みを広げて行って欲しいです。	幅広く意見を聴き、やさしいまちづくりに繋がるよう努めていきます。
22	中学3年生	その他の「虐めや虐待をなくす」「傷ついた子供を治す」とあるが、被害者だけでなく、加害者にもカウンセリング等の救済をして欲しい。	救済体制について検討していきます。

【子ども用】「葦崎市子どもの権利に関する条例（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「葦崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
23	高校1年生	体罰等が無くなる社会がよいと思いました	子どもの権利について普及啓発に努め、体罰等が無い社会となるよう取り組んでいきます。
24	高校1年生	特にないです	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
25	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
26	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
27	高校1年生	ないです	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
28	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
29	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
30	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
31	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
32	高校1年生	寒さ対策	子どもが安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
33	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。

【子ども用】「**蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）**」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
34	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
35	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
36	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
37	高校1年生	全ての子供たちに安全に暮らすことができる家と食べ物や飲み物配給していただけたらいいと思った。	蕪崎市では食糧支援事業等を実施していますが、今後も支援の充実に取り組んでいきます。
38	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
39	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
40	高校1年生	子供にも権利はとても大切な事だと思いますし、今後の生活にも繋がると思うので大事です。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
41	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
42	高校1年生	このまま続けてほしい	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
43	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
44	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。

【子ども用】「**蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）**」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
45	高校1年生	ない	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
46	高校1年生	都会にして欲しい	「子どもの権利に関する条例」や「こども計画」を基に、より良いまちづくりに取り組んでいきます。
47	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
48	高校1年生	特にない	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
49	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
50	高校1年生	カラオケを作って欲しい	子どもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきます。
51	高校1年生	蕪崎と南プスの間に電車を通して欲しい	「子どもの権利に関する条例」や「こども計画」を基に、より良いまちづくりに取り組んでいきます。
52	高校1年生	ない	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
53	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
54	高校1年生	特にない	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
55	高校1年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。

【子ども用】「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
56	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
57	高校1年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
58	高校2年生	子供の権利についての説明や、どのようにして子供の権利を守っていくのかが詳しく書かれていて分かりやすかった。大人たちが子供の権利を守れるように何かをするだけでなく小さい子供のうちから子供の権利とは何かを教えることがこれから先も含めて子供の権利が尊重されていくことに繋がっていくと思う。	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられる普及啓発に努め、子どもの権利が守られるよう取り組んでいきます。
59	高校2年生	いい条例だと思う。小さな子どもは大人よりも身体や考える力がまだまだないので、簡単に怪我をしたり間違えてしまうことが多い。そんな子どもをサポートできるような条例なのでいいと思った。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
60	高校2年生	蕪崎市の子供がより楽しく参加出来る社会活動やボランティア活動を作ることに目を向けると良いと思う。	子どもが楽しく参加できる活動を企画できるよう検討していきます。
61	高校2年生	日本は少子化していて、今の子供や若者はこれからの現代を担っていく大切な存在だと思うので、支援をしていく計画はとても良いものだと思います。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
62	高校2年生	子どもの権利は、子どもが自分らしく生活するために必要なものであり、それに対する条例がはっきりと明確であった。	子どもが自分らしく生活できるよう、子どもの権利について普及啓発できるよう努めていきます。
63	高校2年生	条例、子供計画の素案が多くあり、いろいろなことが考えられていることがわかっていいと思った。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「韮崎市子どもの権利に関する条例（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「韮崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
64	高校2年生	日本では多くの子どもが子供の権利条約のもとで育てているが一部の子供や日本以外の貧しい国の子供には子供の権利条約が結ばれていない状況にあると思う。この問題はその国全体の問題でもあるし国同士が協力して解決すべき問題だと思う	子どもの権利が守られるよう取り組んでいきます。また、子どもの権利について普及啓発できるよう努めていきます。
65	高校2年生	韮崎市子供の権利に関する条例に対して私はいいことだと思います。この条例があることでより子供たちがのびのびと生活を送ることができ、少子高齢化の対策にも繋がってくると思います。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
66	高校2年生	あらゆる暴力からの保護として、保健所に連絡を促す取り組み	関係機関と連携し、相談・保護について体制強化に努めていきます。
67	高校2年生	子供へのサポートがこれにより充実していて良いと思う。高校生としてとてもありがたい。	今後もサポート体制を整え、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
68	高校2年生	子どもの権利を尊重することが町の発展にも繋がると感じる。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
69	高校2年生	子供が遊べる公園などがあれば良い。	子どもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきます。
70	高校2年生	基本問題ない	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
71	高校2年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるよう取り組んでいきます。
72	高校2年生	良い考えだと思います	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
73	高校2年生	今の子供達に沿って考えられていてとても良いと思う	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
74	高校2年生	子供にとってより良い権利だと思った。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「韮崎市子どもの権利に関する条例（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「韮崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
75	高校2年生	計画がしっかりしていて良いと思います。改善することはないと思います。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
76	高校2年生	子供のことをよく考えていて良いと思った。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
77	高校2年生	身近な人に言えないこともあると思うので、気軽に相談できる体制はとてもいいと思います。	子どもが意見を出しやすい環境を整え、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
78	高校2年生	子どもの権利に対して、注目が集まってきているからこそ働きかけていることはすごくいいと思った。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
79	高校2年生	子どものためを考えてくれているのはいいと感じた。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
80	高校2年生	とても良い内容だと思いました。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
81	高校2年生	韮崎市の子供が生活しやすくなるような良い案だと思います	安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
82	高校2年生	子供のことをよく考えていて良いと思った。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
83	高校2年生	改善することは特にない	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
84	高校2年生	とても良いと思います	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
85	高校2年生	世間からの偏見や差別が多い世の中になってきているので差別の禁止など個人を守る内容があるのは良いと思う	子どもの意見を尊重し、誰もが差別されることなく、安心して生活できるよう取り組んでいきます。
86	高校2年生	子供は大切だから子供の権利は尊重すべきだなと思った。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
87	高校2年生	細かい部分まで書いてあり良いと思います。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
88	高校2年生	子供の権利は大切だと思うからいいと思う。	子どもの権利が守られるよう取り組んでいきます。
89	高校2年生	とても魅力的な活動内容だと思います。	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
90	高校2年生	いいと思います	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
91	高校2年生	とてもいいと思います	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「**蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）**」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「蕪崎市子どもの権利に関する条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
92	高校2年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
93	高校2年生	子供にも意見をいう機会が欲しいと思うのでいいと思う。	子どもの意見を尊重し、誰もが差別されることなく、安心して生活できるよう取り組んでいきます。
94	高校2年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
95	高校2年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
96	高校2年生	もっと子供の世代が自由に生活を送れるよう場所を作ったり、工夫したら良いと思う。	子どもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきます。
97	高校2年生	特になし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
98	高校2年生	良いと思う	子どもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
99	高校2年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。
100	高校2年生	子どもの権利条約について知ってる人が少ないから、もっと普及活動をした方が良いと思う。例えば、駅でチラシを配るなど。	子どもの権利について、今後も普及啓発活動に取り組んでいきます。
101	高校2年生	なし	今後も子どもの権利のことをわかりやすく伝えられるように取り組んでいきます。

【子ども用】「葦崎市子ども計画（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「葦崎市子ども計画（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
1	小学5年生	賛成	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
2	小学5年生	賛成です とても高いランドセルを無料でくれるのがいいと思います にらちびで本の読み聞かせをするのがいいと思います。ちっちゃい子は本の字は読めないが絵を見て想像したりすることが大事だからとってもいいと思いました。	今後もより良い子育てサービスを提供できるよう努めていきます。
3	小学5年生	この意見について賛成です。 理由は、葦崎市の中の子供が辛い生活などをしている人もいると思うから賛成です。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
4	小学5年生	賛成です 理由はみんなが安心して過ごせそうだからです	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
5	小学5年生	みんなが楽しく暮らせるようにみんなが、みんなが楽しくなる建物を作って欲しい	こどもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきたいと思います。
6	小学5年生	賛成です。 子供達が楽にできているようにしていきたいと思います。	こどもが楽しく、安全に活動できるよう取り組んでいきます。
7	小学5年生	いいと思う	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
8	小学5年生	賛成です これをするとう嫌な思いをしている子供がもっと生きやすくなると思うからです	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「**蕪崎市こども計画（素案）**」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「蕪崎市こども計画（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
9	小学5年生	自分は、蕪崎市こども計画を読んで、みんなが安心して、もっと楽しく元気に過ごせるように蕪崎市が行なっているたくさんの取り組みやこれからの目標をまとめた計画なので、いいと思います。（蕪崎市こども計画を読んで賛成 です。）	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
10	小学5年生	安心して妊娠、出産、子育てができるように子どもの健康やせいちょうについての支援を充実させているので人口も増えるし子どもの安全、成長でこれからの世の中の明るくなると思うから、賛成。	本計画を基に、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
11	小学5年生	子供真ん中社会でみんなが自分らしく幸せに暮らせる社会を作っていく法律がいいと思います。 このような基本理念があるとこれから大人になっていくにつれ夢や希望を持てる市になると思う	本計画を基に、夢や希望が持てる蕪崎市となるよう、まちづくりに取り組んでいきます。
12	小学6年生	子供の意見をしっかり聞いてくれるし、支援が必要な人も普通の人と同じように過ごせていいと思う	本計画を基に、支援が必要な子どもや家庭のサポートに取り組んでいきます。
13	小学6年生	スクールカウンセラーがあることで、学校にいけない子どもたちの意見を聞くことで学校に行けない人が安心して勉強をすることができる	いただいた意見を参考に相談体制について検討し、一人ひとりに寄り添った体制を提供できるよう努めていきます。
14	小学6年生	家の関係で、お金に困っている人でもこの計画を実行すれば、周りと同じように暮らすことができるので、いいと思う。	本計画を基に、支援が必要な子どもや家庭のサポートに取り組んでいきます。
15	小学6年生	ご飯が食べられない人でも無料で食べられることができたなら栄養を摂ることができるし学校に持っていく必要なものがあれば自分でも通うことができるから必要だと思う。	本計画を基に、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

【子ども用】「韮崎市子ども計画（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「韮崎市子ども計画（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
16	小学6年生	この計画で子供も楽しく過ごせて親の負担も減り、韮崎市がもっとより良くなると思う。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
17	小学6年生	相談を聞いてもらえたり、大人から子供までの意見を聞いてもらえるようになることで、安心して過ごせるので、この取り組みはやったほうが良いと思う。	いただいた意見を参考に相談体制について検討し、一人ひとりに寄り添った体制を提供できるよう努めていきます。
18	中学3年生	このように、お年寄りの意見だけでなく若い世代の意見にも目を向けることで、地域が活発化しさらに韮崎が良くなっていくのだと思った。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
19	高校1年生	特にないです	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
20	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
21	高校1年生	ないです	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
22	高校1年生	ない	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
23	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
24	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
25	高校1年生	特になし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
26	高校1年生	特になし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
27	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
28	高校1年生	ショッピングモールを作ってください	こどもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきたいと思います。
29	高校1年生	特になし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
30	高校1年生	特にない	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「韮崎市こども計画（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「韮崎市こども計画（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
31	高校1年生	カラオケが韮崎駅前に欲しい 休憩所が欲しい	こどもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきたいと思います。
32	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
33	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
34	高校1年生	特になし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
35	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
36	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
37	高校1年生	なし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
38	高校2年生	他の地域では高齢者に向けた政策も多いが、これからの未来をつくっていく子どもたちや若者を支える政策でいいと思った。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
39	高校2年生	支援を行ったり意見を募ってより良くしていくことは大切だと思った。その意見自体の質を高めていくには授業の一環として現状やその理念を教えていくべきだと思う。	普及啓発活動を行うとともに、意見交換の場や学習会の場を提供できるよう検討していきます。
40	高校2年生	子供が楽しく学校に通えるようにいじめや不登校について市全体で目を向け対策を考えていくべきである。	救済体制の設置について検討していきます。
41	高校2年生	子育て支援サービスや相談・情報提供体制の充実を目指した活動が良いと思いました。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
42	高校2年生	子供の教育を促進するために誰もが簡単に参加できるとし、これからの勉強へのモチベーションだったり、コミュニケーションの仕方について学ぶことができそうで良いと思う	普及啓発活動を行うとともに、意見交換の場や学習会の場を提供できるよう検討してまいります。

【子ども用】「韮崎市子ども計画（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「韮崎市子ども計画（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
43	高校2年生	アンケートが取られたりしていて市民の意見を聞くところが出来ると思うからいいと思う	今後も皆さんの意見を反映し、より良い計画となるよう取り組んでいきます。
44	高校2年生	子どもへの支援に加え、親に向けても子育て支援などの取り組みをすることで、韮崎市に住みやすくなり、明るい未来へより一層近づくとと思う。	切れ目のない子育て支援に取り組むとともに、情報の普及啓発に努めます。
45	高校2年生	子供に対しての支援が厚いなど感じました。 また今の韮崎市は人口がどんどん減少傾向にあるためこのような支援や計画を出すことで子供の人口増加にも繋がってくると思いました。	本計画を基に、こども施策の充実に取り組んでいきます。
46	高校2年生	子供のためのスペースがあれば良いと思う。	こどもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきたいと思います。
47	高校2年生	子どもの権利を大切にしており、安心して暮らせる街になれるような目標で良かった	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
48	高校2年生	未成年であり、大人と比べたら権利が弱い子どもを守る取り組みが行われているのは、心の支えになり、差別や虐待が減少していくと考えられるのでとてもいい取り組みだと思いました。	本計画を基に、支援が必要な子どもや家庭のサポートに取り組んでいきます。
49	高校2年生	子どもの居場所づくりなど、将来を担う人たちに対して、過ごしやすい環境づくりをすることが大切だとおもった	こどもの居場所づくりについて、皆さんの意見を参考に検討していきたいと思います。
50	高校2年生	そのまま通していいと思う	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
51	高校2年生	市内の少子化を抑制するととても良い案だと思います	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
52	高校2年生	特になし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
53	高校2年生	特になし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「韮崎市こども計画（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「韮崎市こども計画（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
54	高校2年生	とてもいい内容であると感じた。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
55	高校2年生	良い考えだと思います	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
56	高校2年生	幼い子でも分かりやすく学べて安心して暮らしていけると思った。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
57	高校2年生	特になし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
58	高校2年生	良いと思う	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
59	高校2年生	良いと思います。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
60	高校2年生	山梨県でも少子化が問題視されているので保護者への支援やサポート、また安心して子育てができるような街づくりをするのは必要だと思う	本計画を基に、こども施策の充実に取り組んでいきます。
61	高校2年生	良いと思う	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
62	高校2年生	とてもいい内容なのでやったほうが良いとおもいます。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
63	高校2年生	特にない	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
64	高校2年生	とても良い内容だと思いました。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
65	高校2年生	子どもの成長などを支援することがあって良いと思う。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
66	高校2年生	子供計画は子供の権利にも関することでとても私たちにとっても大人の人にとっても重要だと思った。	本計画を基に、子どもにやさしいまちづくりに取り組んでいきます。
67	高校2年生	あるあるなど子供が興味を引くことやまた理解しやすいように書かれてあるため良いと思った。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
68	高校2年生	とても良いと思います	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
69	高校2年生	こども家庭庁もあればいい役立つと思うから良いと思う。	今後も国（こども家庭庁）と連携し、こども施策に取り組んでいきます。
70	高校2年生	とても良い内容だと思います。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。

【子ども用】「韮崎市こども計画（素案）」へのパブリックコメント（意見募集）結果及び市の考え方（回答）

「韮崎市こども計画（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見募集結果及び市の考え方を次のとおり公表します。

（※お寄せいただいた意見について、具体的な表現は一部言い回しを修正しています。ご了承ください。）

No.	学年	ご意見	市の考え方
71	高校2年生	子供からしたらいい計画だと思う。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
72	高校2年生	いいと思う	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
73	高校2年生	いいと思う。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
74	高校2年生	とても魅力的な活動内容だと思います。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
75	高校2年生	いいと思います	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
76	高校2年生	こういった誰でも参加出来るものがあると子供も友達が新しく作れたりなどすると思うので、良いと思う。	普及啓発活動を行うとともに、意見交換の場や学習会の場を提供できるように検討してまいります。
77	高校2年生	いいと思う	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
78	高校2年生	良いと思います。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
79	高校2年生	特になし	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
80	高校2年生	難しいがいいと思う	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
81	高校2年生	いいと思います。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
82	高校2年生	いいと思う。	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。
83	高校2年生	良いと思う	本計画を基に、安心して生活ができるよう取り組んでいきます。

## 菫崎市条例第 号

### 菫崎市子どもの権利に関する条例（案）

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条・第2条）

##### 第2章 子どもの権利の保障（第3条—第7条）

##### 第3章 子どもの居場所づくり（第8条）

##### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第9条—第14条）

##### 第5章 子どもの権利の普及（第15条・第16条）

##### 第6章 相談体制（第17条）

##### 第7章 施策の推進（第18条）

##### 第8章 雑則（第19条）

##### 附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、可能性に満ちた未来への希望です。

全ての子どもは、生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。個別の人格と尊厳を持ち、人種、性別又は障がいの有無などによって差別されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、社会の一員として一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもの権利を保障するためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。子どもの意見を聴き、それを尊重することは、子どもの成長と自己肯定感の促進につながります。子どもには独自の視点や創造力があり、新しい発見やアイデアを提案することもあります。

大人は、常に子どもの心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

私たち韮崎市民は、子どもにやさしいまちづくりを推進し、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもたちが豊かな自然に恵まれた環境の中で、人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していけるよう、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすることを宣言し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神並びにこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、在学し、又は在勤する等市内において生活し、活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認める者をいいます。
- (2) 保護者 子どもの親及び里親その他子どもの親に代わり養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設
  - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
  - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として在学し、通所し、又は入所する施設
- (4) 市民等 次に掲げるものをいいます。
  - ア 市内に居住し、在学し、又は在勤する者

イ 市内に事務所を有する法人その他の団体

(5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

## 第2章 子どもの権利の保障

### (家庭における権利の保障)

第3条 保護者は、子どもの権利を理解し、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にできるよう努めるものとします。

4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。

5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

### (育ち学ぶ施設における権利の保障)

第4条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するものとします。

3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

### (地域における権利の保障)

第5条 市民等は、地域の様々な人、自然、文化及び歴史との関わりの中で、地域が子どもにとって大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。

3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応

じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことについて、いつでも市に提案することができます。

5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(市による権利の保障)

第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもの最善の利益を考慮して、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関する施策を推進しなければなりません。

2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。

3 市は、子どもの権利の保障について、国、県その他子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければなりません。

(他者の権利の尊重)

第7条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

### 第3章 子どもの居場所づくり

(居場所づくり)

第8条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが安心して過ごすことができるよう、遊び、学び、休息等のための居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、前項に規定する居場所づくりに関し、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見等の表明及び参加)

第9条 市は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもの意見等を反映させるために、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるもの

とします。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

(虐待及び体罰の防止)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってははいけません。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。
- 3 市及び施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と連携し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。
- 4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援を行うものとします。

(差別、いじめその他の権利の侵害の防止)

第11条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが人種、性別、障がいその他の子ども若しくはその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益又はいじめその他の権利の侵害（以下これらを総称して「いじめその他の権利の侵害」といいます。）を受けることがないようにしなければなりません。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の防止及び早期発見に努めなければなりません。
- 3 市、施設関係者及び市民等は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と連携し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(貧困の防止)

第12条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困の防止に取り組むものとします。

(有害・危険な環境からの保護)

第13条 市、施設関係者及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重

され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害又は危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとします。

2 市は、前項に規定する取組に関し、子ども、保護者、施設関係者及び市民等に必要な情報を提供するものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

第14条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自らの意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

## 第5章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第15条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及を行うものとします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第16条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援を行うものとします。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、理解を深めることができるよう、必要な支援を行うものとします。

## 第6章 相談体制

(相談窓口の設置)

第17条 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

## 第7章 施策の推進

(推進計画)

第18条 市は、第6条第1項に規定する子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画（こども基本法第10条に規定する市町村こども計画のことをいいます。以下この条において同じ。）を策定します。

2 市は、推進計画を策定し、又は変更しようとする場合は、蕪崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月蕪崎市条例第33号）に規定する蕪崎市子ども・子育て会議（第4項において「子ども・子育て会議」といいます。）

の意見を聴きます。

- 3 市は、推進計画を策定するに当たり、子ども、保護者及び市民等の意見等を反映させるよう努めるものとします。
- 4 市長は、推進計画の実施状況について検証するため、子ども・子育て会議に諮るものとします。

## 第8章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。  
(蕪崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 2 蕪崎市子ども・子育て会議条例(平成25年6月蕪崎市条例第33号)の一部を次のように改正します。

第1条中「第72条第1項」の次に「及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項」を加えます。

第2条を次のように改めます。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による施策に関する事項
- (3) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更に関する事項並びに同法第2条第2項に関するこども施策の推進に関する事項
- (4) その他の子どもに関する法律による施策に関する事項

## 「蕪崎市子どもの権利に関する条例」パブリックコメント



条例の紹介を読んで、みなさんの思ったことなどなんでも聞かせてください

◆ 条例を見る場所 ・ 蕪崎市ホームページ

・ 市役所1階 こども子育て課

◆ 意見の募集期間 令和6年12月20日（金）～令和7年1月17日（金）

◆ 意見の出し方 決められた用紙に書いて、

① 郵送 ② ファックス ③ 市役所に持ってくる

④ メールで送っていただくこともできます

◆ 市役所で条例を見る場合や、意見を提出するときは・・・

月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

\* 注意 土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日は

市役所はお休みです。

◆ いただいた意見は・・・

条例にどのように反映していくのか、蕪崎市が考えをまとめて、

ホームページでお知らせします。

### 問い合わせ

蕪崎市 こども子育て課 子育て支援担当

〒407-8501 蕪崎市水神1-3-1

電話：0551-22-1115

ファックス：0551-22-8479

Eメール：kodomo@city.nirasaki.lg.jp

## 蕪崎市子どもの権利に関する条例の紹介



### 蕪崎市子どもの権利に関する条例

子どもが、健やかに成長し、安心してしあわせに暮らせるように、たくさんの人に子どもの権利を知ってもらったり、まわりの大人たちの役割を決めて、子どもが困っている時に助けてくれるしくみをつくったりする必要があります。そのルールを決めたものが「蕪崎市子どもの権利に関する条例」です。条例は、みんなの意見を聴いてつくります。

### 条例とは

まちのルールを決めたものです。

### この条例の「子ども」の年齢

0歳～18歳未満が対象となります。

### どのようにして作られたか

蕪崎市で子育てを支援する仕事をしている人や、地域の代表の人、大学や中学校、保育所、幼稚園などの先生、子育てをしているお父さん、お母さんが集まって、「蕪崎市子ども・子育て会議」を開いていろいろ話し合っていました。

条例には、子どもや若者にアンケートや意見の聴き取りをして、それを参考にしています。



## アンケート調査

条例をつくるために、子どもから大人までアンケート調査を行い意見を聴きました。

### ◇子どもの権利アンケート【小・中学生】

・小学5年生～中学3年生 841人（回収率：84.9%）

### ◇子どもの権利アンケート【高校生・若者】

・15歳～39歳の市民 82人（回収率：6.8%）

\*調査期間：令和6年6月14日～28日

### ◇子どもの権利アンケート【高校生】

・韮崎高校、韮崎工業高校に在籍する全生徒 286人（回収率：25.7%）

\*調査期間：令和6年8月21日～9月16日

### ◇自由記載、聴き取り【放課後児童クラブ・放課後子ども教室】

・放課後児童クラブ（韮崎・北東・北西・甘利）、放課後子ども教室（穂坂）

を利用する小学1年生～6年生 226人

\*調査期間：令和6年8月21日～9月6日

## ワークショップ

### こどもまんなかTEENSカイギ

1回目：令和6年9月15日（日）午後3時～午後4時30分

2回目：令和6年9月29日（日）午後3時～午後4時30分

・小学5年生～高校3年生 8人



## 子どもの権利ってなに？

世界中のすべての子どもは、生まれながらに子どもの権利を持っています。子どもが、すこやかに自分らしく育つために必要なことです。

世界のたくさんの国が話し合っ、1989年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」をつくり、日本も1994年に賛成しています。

「子どもの権利条約」では、子どもの権利を考えるとときに一緒に考えなくてはならないことを決めており、主に次のものがあります。

### 差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### 子どもの最善の利益

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 生命、生存及び発達に 対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

《出典：日本ユニセフ協会》子どもの権利条約の考え方

「子どもの権利条約」  
(児童の権利に関する条約)



《日本ユニセフ協会》

## にらさきしこ けんり かん じょうれい ないよう 韮崎市子どもの権利に関する条例の内容



### この条例は

日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神、子ども基本法の考え方にそって、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長していくことができるように、子どもの権利を大切に守り、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

### 子どもの権利の保障 ～子どもの権利を守るための役割～

#### 【保護者（親など）はこうしましょう】

- ・子どもの声を聴いて、子どもの意見を尊重しましょう。
- ・子どもといる時間を大切にしましょう。
- ・保護者（親など）が困ったときには、まわりのみんなにサポートしてもらえます。

#### 【学校や保育所、幼稚園などはこうしましょう】

- ・子どもの声を聴いて、子どもの意見を尊重しましょう。
- ・子どもに何か心配なことがありそうなら、市などにサポートしてもらえます。

#### 【地域の大人はこうしましょう】

- ・地域は子どもにとって大切な場所です。子どもにとって安全で安心な地域をつくり、その環境を守りましょう。

#### 【韮崎市はこうします】

- ・子どもにとって一番良いことは何かを考えて、子どものためのいろいろな取組みを保護者や学校、地域のひとと協力して行います。

#### 【子どもはこうしましょう】

- ・子どもは、周りのひとの権利も大切にして、お互いのことを考えましょう。

## 子どもの居場所づくり ～子どもにとって大切な場所～

- ・大人は、子どもが安心して過ごすことができるように、遊び、学び、休むための居場所をつくりましょう。
- ・居場所づくりを考えると、子どもの意見を聞きその意見を尊重しましょう。

## 子どもにやさしいまちづくりの推進

- ・子どものための取組みは、子どもが参加する機会をつくり、考えを聴きます。
- ・韮崎市、保護者、学校や保育所、地域の人、子どもが中心となって自分たちで活動できるようにサポートしましょう。

## 相談体制の充実

- ・子どもが困ったときに安心して相談できる場所をつくれます。

## 施策の推進

- ・子どものための取組みを進めるため、みんなの意見を聴きながら計画をつくれます。

## そのほかこんなことを決めています

- ・虐待やいじめ、差別をなくします。もしも傷ついた子どもがいれば、それを治したり、虐待やいじめ、差別がなくなるようにしなければなりません。
- ・子どもの権利について、たくさんの人に知ってもらい、お互いの権利を尊重できるようにサポートします。

# 蕪崎市こども計画 (案)

令和7年3月

蕪崎市

は じ め に

令和7年3月

葑崎市長 内藤 久夫

# - 目 次 -

<b>第 1 章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第 1 節	計画策定の背景と趣旨 .....	1
第 2 節	計画の位置づけ .....	3
第 3 節	計画の期間 .....	4
第 4 節	SDGs への取組みについて .....	4
<b>第 2 章</b>	<b>韮崎市の現状</b> .....	<b>5</b>
第 1 節	人口等の現状 .....	5
第 2 節	子育て支援サービスの現状 .....	15
第 3 節	アンケート調査からみる現状と課題 .....	26
第 1 項	子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる現状と課題 .....	27
第 2 項	子どもの生活状況調査からみる現状と課題 .....	55
第 3 項	子ども・若者の意識と生活に関する調査からみる現状と課題 .....	74
第 4 節	アンケート調査で挙げられた意見の概要 .....	91
第 5 節	前計画（第 2 期子ども・子育て支援事業計画）の評価 .....	96
<b>第 3 章</b>	<b>計画の基本理念及び基本目標</b> .....	<b>98</b>
第 1 節	基本理念 .....	98
第 2 節	基本目標 .....	99
第 3 節	計画の体系 .....	101
第 4 節	進捗を測る指標 .....	102
第 5 節	推進体制 .....	104
<b>第 4 章</b>	<b>こども施策の展開</b> .....	<b>105</b>
基本目標 1	子どもの権利を守り、健やかな育ちを支える .....	105
基本目標 2	子ども・若者の声に耳を傾け、社会参加を支援する .....	109
基本目標 3	子どもを安心して産み、育てられる環境を整備する .....	111
基本目標 4	支援が必要な子ども・若者や家庭に、寄り添いサポートする .....	129
基本目標 5	子ども・若者を地域で支え、まちづくりを未来につなげる .....	136
<b>第 5 章</b>	<b>子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>143</b>
第 1 節	量の見込の算出にあたって .....	143
第 2 節	教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期 .....	145
第 3 節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	

.....	148
<b>第4節 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保</b> .....	161
<b>第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保</b> .....	161
<b>資料編</b> .....	<b>162</b>
① 計画策定までの経過 .....	162
② 韮崎市子どもの権利に関する条例 .....	163
③ 韮崎市子ども・子育て会議条例.....	169
④ 子ども・子育て会議委員名簿.....	171
⑤ 用語集 .....	172

<別冊>

- ・別冊1 子どもの権利に関するアンケート集計結果
- ・別冊2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書
- ・別冊3 子どもの生活状況調査報告書
- ・別冊4 子ども・若者の意識と生活に関する調査報告書

## 第 1 章 計画の策定にあたって

---

### 第 1 節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化と人口減少に歯止めがかからない中、令和 3 年 12 月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、こども政策を強力に推進し、少子化の防止と一人ひとりの Well-being（ウェルビーイング）を高め、社会の持続的発展を確保するよう、常に子ども・若者の最善の利益を考え、その取組みと政策を社会の真ん中に据える＝「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども家庭庁を創設することが閣議決定されました。

また、令和 4 年 6 月には、子どもや若者に関する取組みを進めていく上での包括的な基本法となる「こども基本法」が成立し、令和 5 年 4 月の同法施行にあわせて、こども施策の司令塔となる「こども家庭庁」が発足するとともに、同年 12 月に閣議決定された「こども大綱」では、これまで別々に策定・推進されていた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく 3 つの大綱を統合し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項が統一的に定められています。

そのような社会情勢の中において、本市では、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の開始以後、妊産婦への相談支援、就学前教育・保育の充実、多様な保育サービスの提供、地域ぐるみの子育て支援など、「韮崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、切れ目のない子育て支援の充実に取り組んできたところであり、令和 5 年 9 月には国の「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」という「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として宣言を行いました。

今般、「韮崎市第 2 期子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度末をもって終期を迎えることから、それらの取組みをさらに深化させ、子どもの権利の尊重、子ども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的かつ継続的に推進するよう、国の「こども大綱」や山梨県が策定する「都道府県こども計画」を勘案する中で、子どもにやさしいまちづくりを行うための「韮崎市子どもの権利に関する条例」の制定とあわせて、既存の各法令に基づく市町村計画と一体的な計画として「韮崎市こども計画」を策定しました。

## ■本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義され、同法の基本理念では、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がされています。

なお、本計画内においてはこども基本法の趣旨を踏まえた上で、特別な場合（※）を除き、18歳未満を漢字表記の「子ども」、こども基本法における「心身の発達の過程にある者」を「子ども・若者」と併記することとします。

	0歳	18歳	39歳
こども			
子ども			
若者			

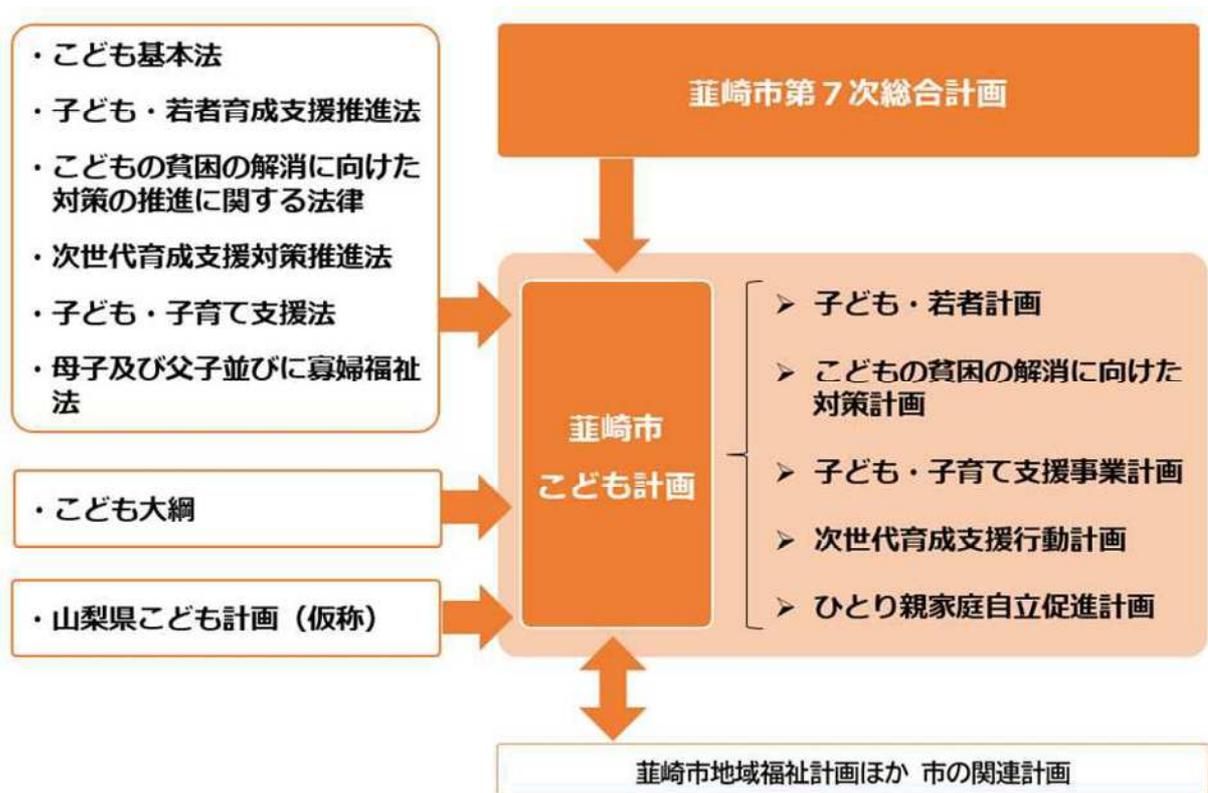
※特別な場合とは

- ・法令に根拠がある語を用いる場合  
(例)「こども家庭庁」「こども大綱」「こども施策」
- ・固有名詞を用いる場合  
(例)「こども食堂」
- ・他の語との関係で「こども」表記を用いる必要がある場合  
(例)「こどもまんなか」

## 第2節 計画の位置づけ

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます。



本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」として位置づけます。

また、上位計画である「Shizuoka City 7th Comprehensive Plan」及び「Shizuoka City Regional Welfare Plan」やその他の各種関連計画との整合性を図りながら、市のあらゆる分野でこども施策を展開していくための指針として策定しています。

### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、計画最終年度である令和11年度に達成状況の確認と見直しを行うほか、国や山梨県の施策の動向、社会経済情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて計画を見直します。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	
現行計画の期間		第1期韮崎市こども計画 (本計画)							
						評価・次期 計画策定	次期こども計画 (令和12年度～ 令和16年度)		

### 第4節 SDGs への取組みについて

本計画の上位計画である「韮崎市第7次総合計画」において、平成27年に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)を推進していることから、本計画においても、計画と主に関連がある以下の項目を踏まえた施策の推進を図ることとします。

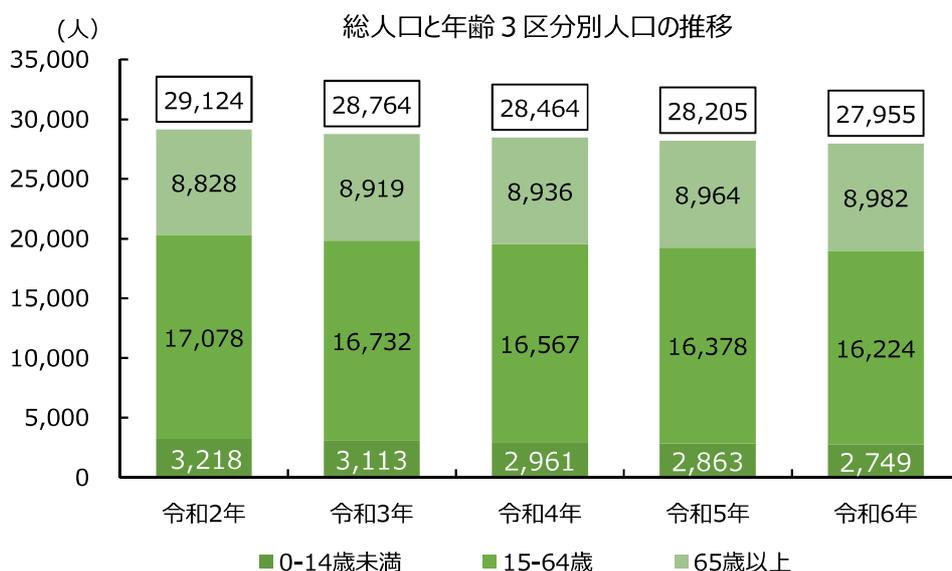


## 第2章 韮崎市の現状

### 第1節 人口等の現状

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

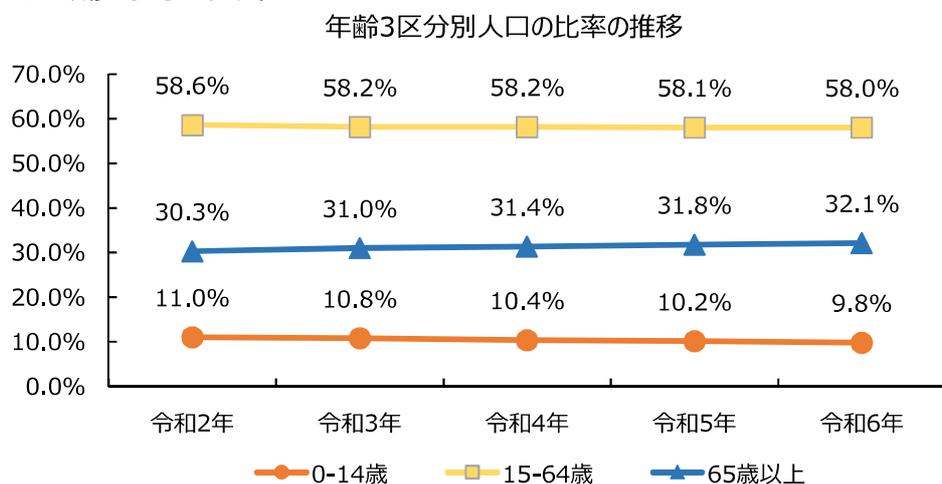
本市の総人口は、住民基本台帳によると平成16年に33,240人を記録して以降、これまで減少が続いています。総人口をみると、令和2年から令和6年までの5年間で1,169人減少しています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (2) 年齢3区分別人口の比率の推移

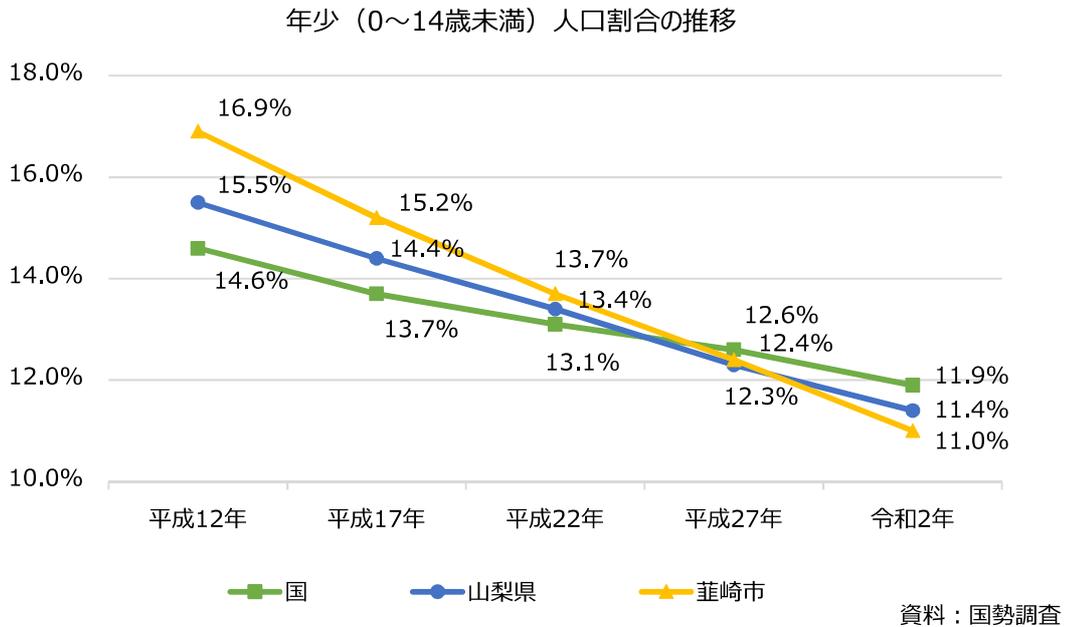
年齢3区分別人口の比率をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は年々ゆるやかに減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (3) 年少（0～14歳未満）人口割合の推移

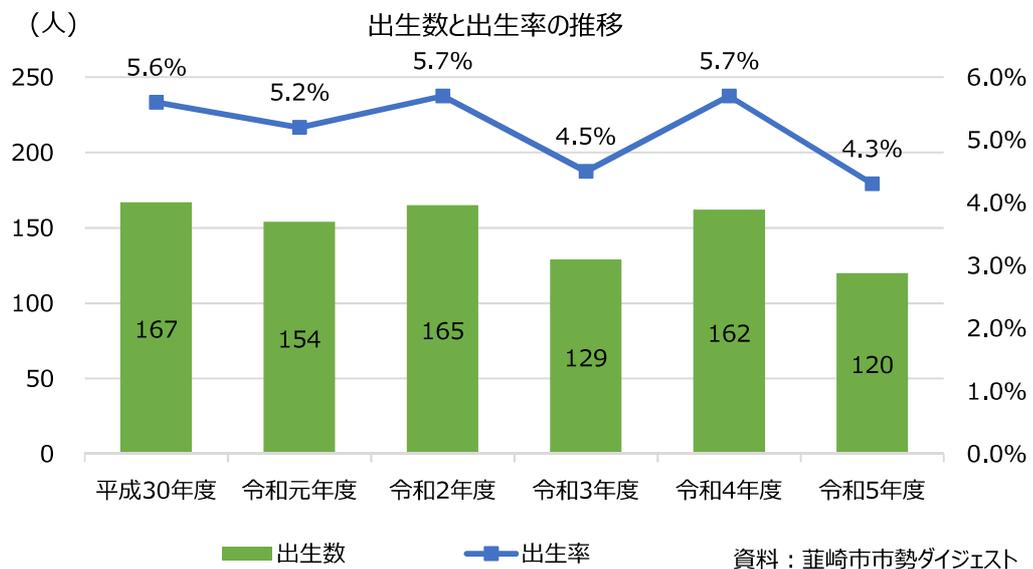
年少人口割合を国・山梨県と比べると、本市は国・山梨県よりも高い水準にありましたが、令和2年には国や山梨県よりも低い水準となりました。平成12年と令和2年を比べると、国は2.7ポイント、山梨県は4.1ポイント、本市は5.9ポイント減少しています。



### (4) 出生数と出生率の推移

出生数は増加と減少の変動がみられます。令和3年度と令和5年度に大きく減少しています。平成30年度と令和5年度を比べると、47人の減少となっています。

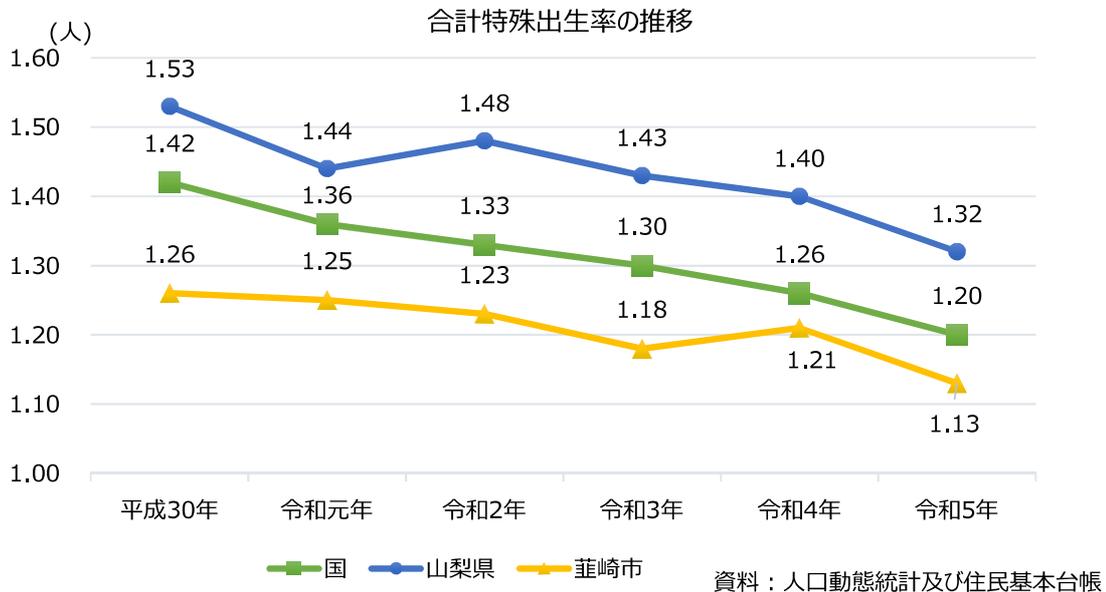
出生率は令和2年度にやや回復したものの、増加と減少を繰り返しています。



## (5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、平成30年から令和3年にかけてゆるやかに減少しており、その後令和4年には1.21に増加しましたが、令和5年には1.13に減少しています。

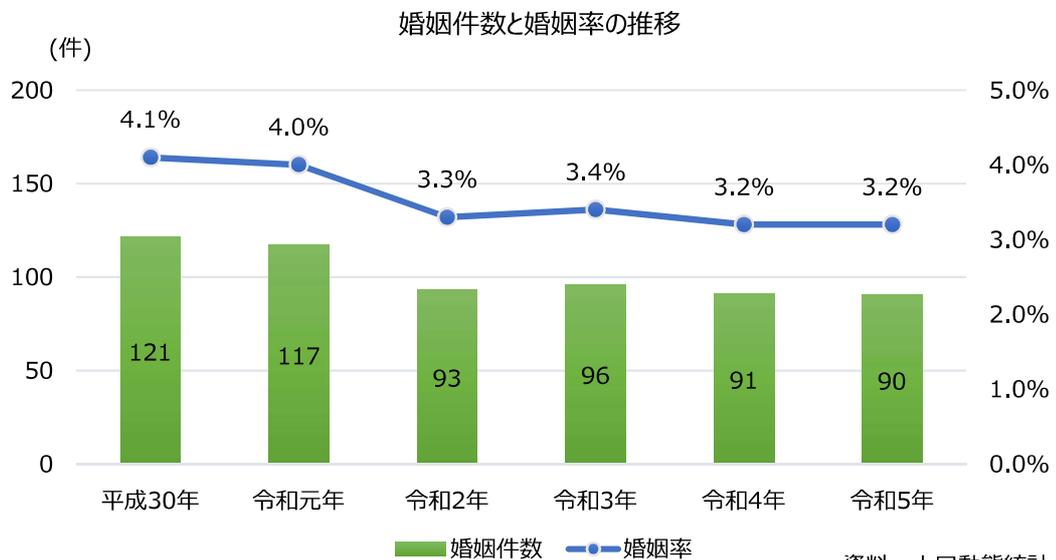
また、国や山梨県よりも低い水準で推移しています。



※合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計です。

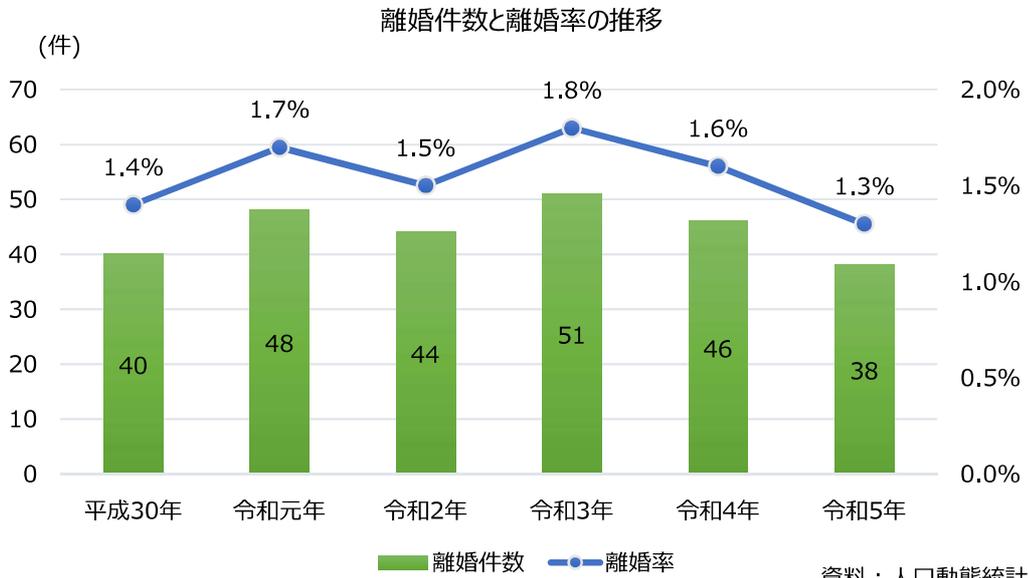
## (6) 婚姻件数と婚姻率の推移

婚姻件数については、平成30年から令和2年にかけて28件減少していますが、その後は増減を繰り返し、令和5年には90件となっています。婚姻率は令和2年に3.3%まで減少し、その後はゆるやかに推移し、令和5年は3.2%となっています。



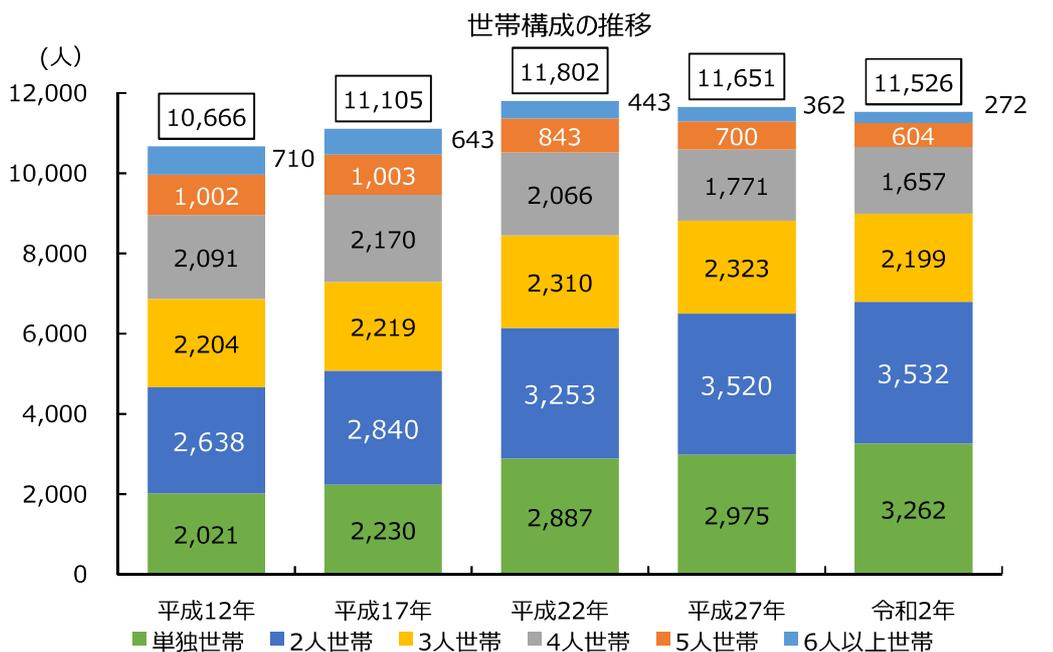
## (7) 離婚件数と離婚率の推移

離婚件数、離婚率はともに平成30年から増減を繰り返しながら推移しており、令和4年以降は減少傾向に転じています。



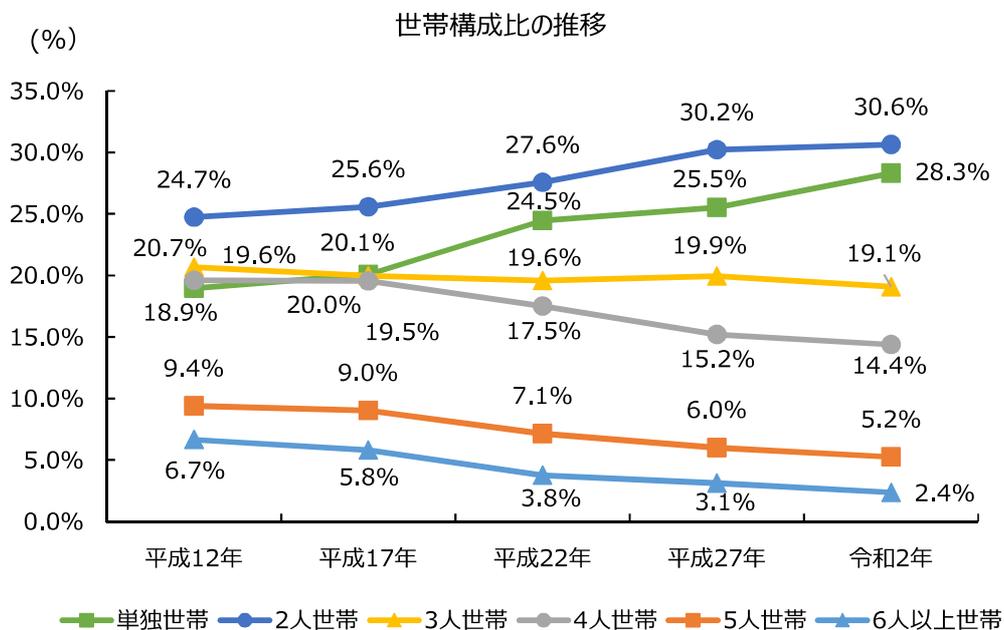
## (8) 世帯構成の推移

世帯数は令和2年で11,526世帯と、平成12年と比べて約1.1倍に増加しています。特にこの20年では、単独世帯が約1.6倍、2人世帯が約1.3倍に増加しています。一方、5人世帯は約39.7%減少しています。



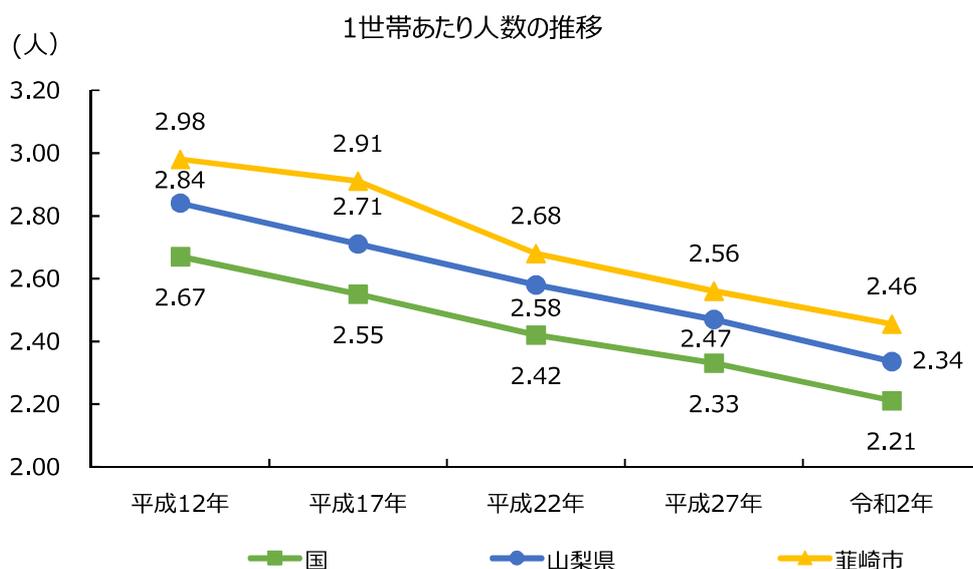
### (9) 世帯構成比の推移

2人世帯はこの20年間増加し続け、令和2年には30.6%となっています。一方、4人以上の世帯は減少傾向にあり、いずれも20年間で4.2ポイント以上減少しています。



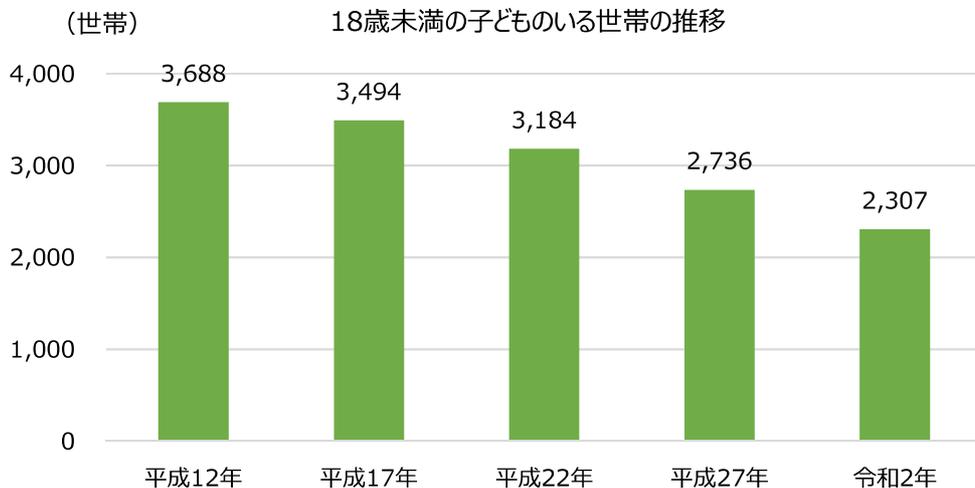
### (10) 1世帯あたり人数の推移

本市の1世帯あたりの人数は、国・山梨県よりも高くなっていますが、この20年間で低下し続け、平成12年と令和2年を比べると0.52人減少しています。



### (11) 18歳未満の子どものいる世帯数の推移

18歳未満の子どものいる世帯は減少し続けており、平成12年と令和2年を比べると1,381世帯減少しています。



資料：国勢調査

### (12) 産業別就業人口の推移

産業別就業人口について平成12年と令和2年を比べると、第一次産業は919人、第二次産業は1,915人減少している一方、第三次産業は265人増加し、8,471人となっています。

第1次産業、第2次産業、第3次産業 就業人口と構成比

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	2,239	2,059	1,447	1,533	1,320
構成比 (%)	12.9%	12.3%	9.3%	10.2%	8.9%
第2次産業	6,947	6,125	5,398	4,775	5,032
構成比 (%)	39.9%	36.6%	34.7%	31.9%	33.8%
第3次産業	8,206	8,508	8,251	8,238	8,471
構成比 (%)	47.1%	50.8%	53.0%	55.0%	56.9%
分類不能	27	52	459	428	58
構成比 (%)	0.2%	0.3%	3.0%	2.9%	0.4%
合計	17,419	16,744	15,555	14,974	14,881

資料：国勢調査

※第一次産業：農業・林業・漁業等

第二次産業：鉱業・採石業・砂利採取業・建設業・製造業等

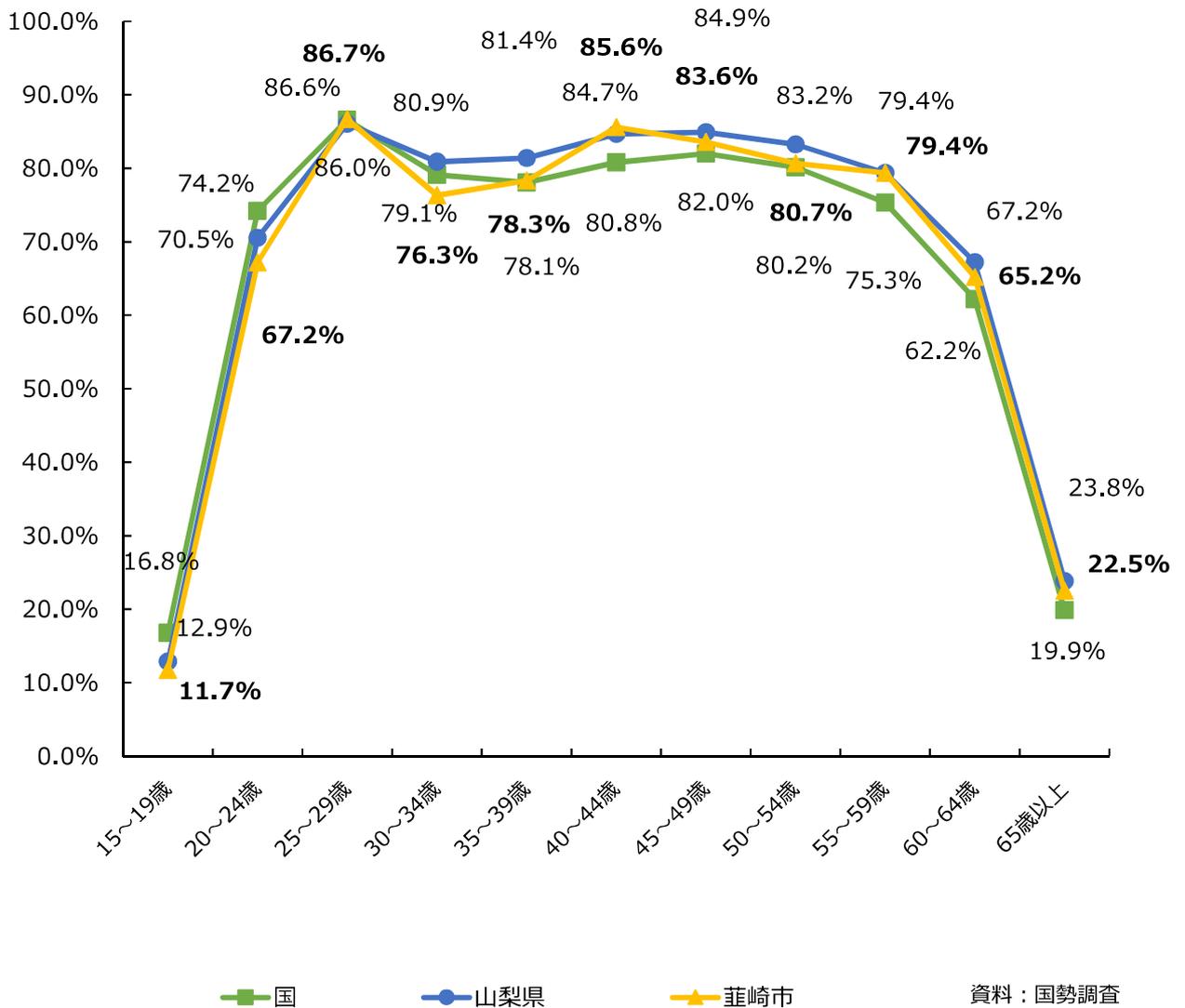
第三次産業：第一次産業・第二次産業を除いたもの

(電気・ガス・運輸・卸売・小売・不動産・宿泊・飲食・医療・福祉業等)

### (13) 女性の就労状況

5歳階級別の女性の就業率についてみると、本市では25～29歳、40～44歳と55～59歳を除いて、山梨県を下回っています。また、30～39歳はほぼ横ばいで推移し、40～44歳は再び上昇しており、国・山梨県の数値を上回っています。その後は、国の数値を上回っているものの下降しています。

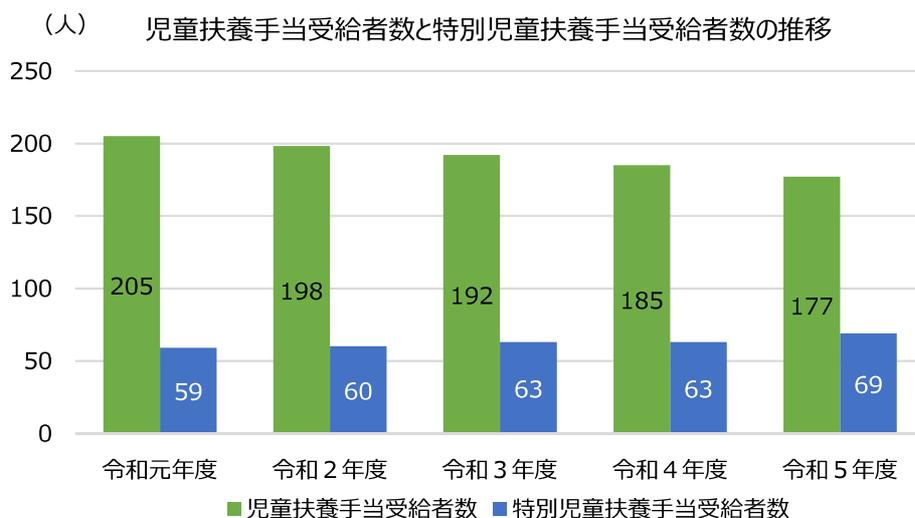
女性の就労状況



### (14) 各種扶養手当の推移

各種扶養手当の受給者数についてみると、ひとり親家庭を受給対象とした児童扶養手当受給者数は令和元年度には205人でしたが、その後ゆるやかに減少し、令和5年度には177人と令和元年度と比べると28人減少しています。

また、精神または身体に、重・中程度の障がいのある児童を養育している保護者を受給対象とした、特別児童扶養手当受給者数については、ほぼ横ばいで推移し、令和5年度に69人と増加しています。



資料：福祉課・こども子育て課（各年度末現在）

### (15) 生活保護の状況

本市の生活保護世帯数は、令和元年度以降121～125世帯台で推移しており、令和5年度は、生活保護世帯数130世帯、人員148人、保護率は0.53%となっています。また、山梨県・全国に比べると低い保護率となっています。

生活保護受給世帯数、人員、保護率の比較

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
斐崎市	保護世帯数(人)	122	123	121	125	130
	保護世帯人員(人)	143	143	141	146	148
	保護率(%)	0.49	0.50	0.50	0.51	0.53
山梨県	保護率(%)	0.86	0.87	0.88	0.88	
全国	保護率(%)	1.64	1.63	1.63	1.62	

資料：福祉課（各年度平均値）

### (16) 小・中学校の児童・生徒のうち就学援助の認定を受けている割合

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており、教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対し、必要な支援を行っています。令和元年度以降の本市の準要保護児童・生徒数は、年々減少傾向にあります。就学援助の認定を受けている割合は8～10%で推移しています。

就学援助の認定を受けている割合の推移

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	児童・生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)	児童・生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)	児童・生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)
小学校	1,385	118	8.5%	1,296	111	8.6%	1,224	111	9.1%
中学校	758	84	11.1%	748	97	13.0%	744	88	11.8%
合計	2,143	202	9.4%	2,044	208	10.2%	1,968	199	10.1%

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	児童・生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)	児童・生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)	児童・生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)
小学校	1,176	102	8.7%	1,145	95	8.3%	1,119	82	7.3%
中学校	695	73	10.5%	651	65	10.0%	620	58	9.4%
合計	1,871	175	9.4%	1,796	160	8.9%	1,739	140	8.1%

資料：教育課（各年度末現在）

### (17) 食糧支援の実施状況

平成 29 年度から子どもの貧困対策を念頭に、地域住民の各世帯に食糧の提供を要請し、提供された食糧を就学援助世帯に支給する事業を行っています。事業の申請率は、令和元年度の 24.3% から令和 5 年度には 36.3% と増加傾向にあります。

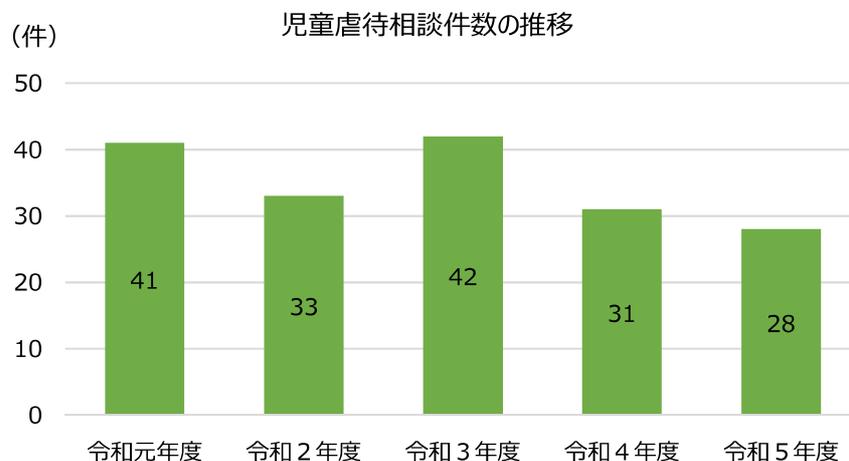
食糧支援実績の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象世帯数 (世帯)	404	422	383	342	331
支給世帯数 (世帯)	98	102	120	124	120
申請率 (%)	24.3	24.2	31.3	36.3	36.3

資料：福祉課 (各年度末現在)

### (18) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数については、増減を繰り返し推移しています。令和元年度と令和 5 年度を比べると 13 件減少しています。



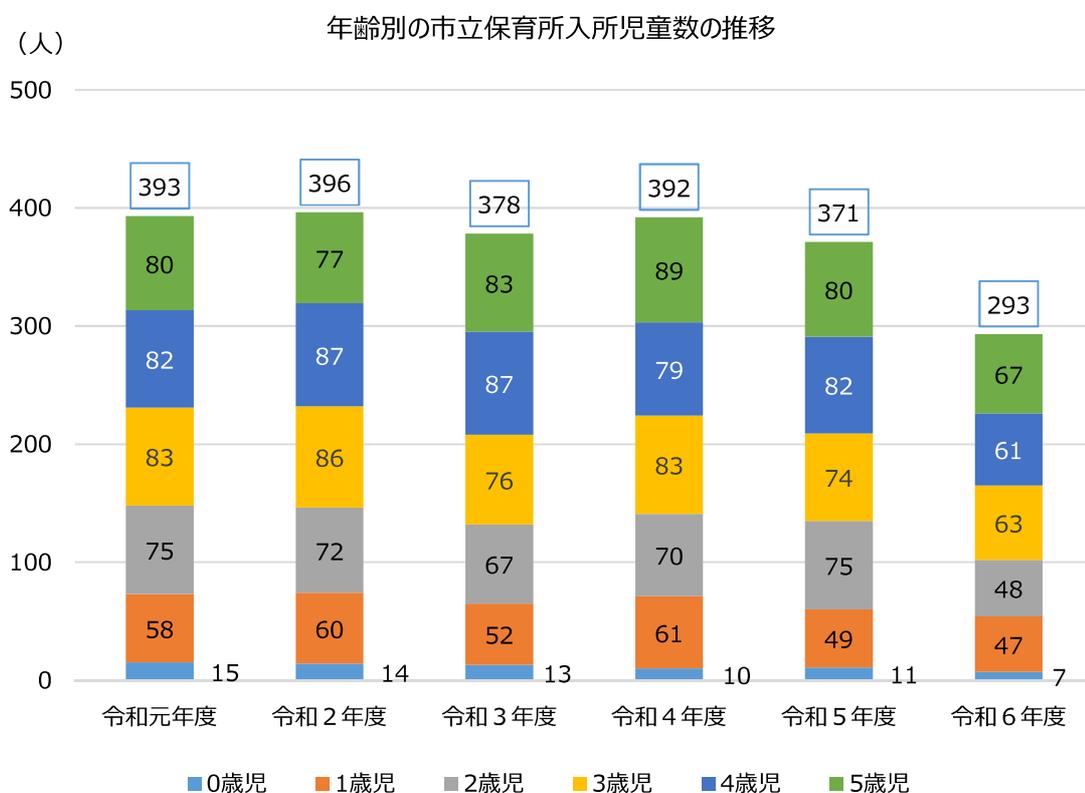
資料：こども子育て課 (各年度末現在)

## 第2節 子育て支援サービスの現状

### (1) 市立保育所の入所児童数の推移

市立保育所の入所児童数については令和元年度以降増減を繰り返しており、令和5年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年4月より、保育所の民営化によって3園が2園となったため、令和6年度には293人となっています。

また、定員に対する入所率についても、令和元年度以降ほぼ横ばい状態となっており、令和6年度には81.4%となっています。



資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

### 入所児童数と入所率の推移

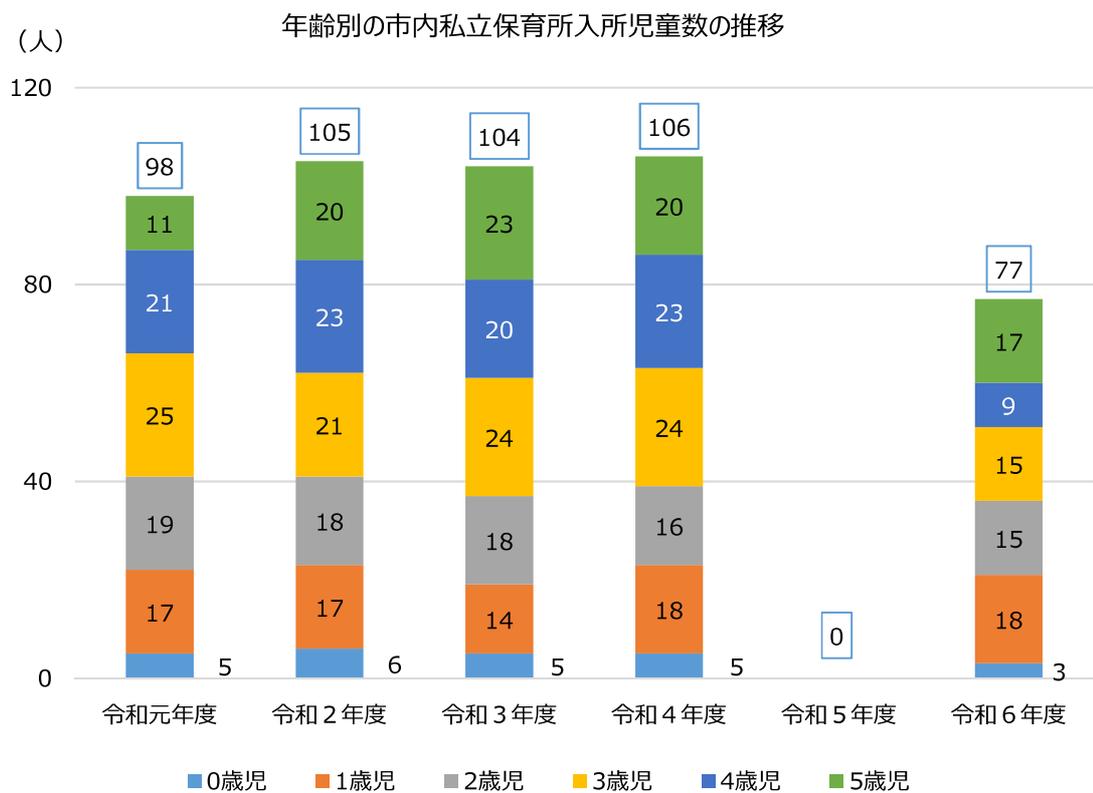
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	393	396	378	392	371	293
定員（人）	480	480	480	480	480	360
入所率	81.9%	82.5%	78.8%	81.7%	77.3%	81.4%

資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

## (2) 市内私立保育所の入所児童数の推移

市内私立保育所の入所児童数については、令和元年度以降ほぼ横ばいで推移しています。令和5年度は市内唯一の私立保育所が、認定こども園に移行したため、児童数は0となり、令和6年度には新たな私立保育所が開設されています。

また、定員に対する入所率については、令和元年度から令和4年度までは80%台を推移し、令和6年度は、58.3%となっています。



資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

入所児童数と入所率の推移

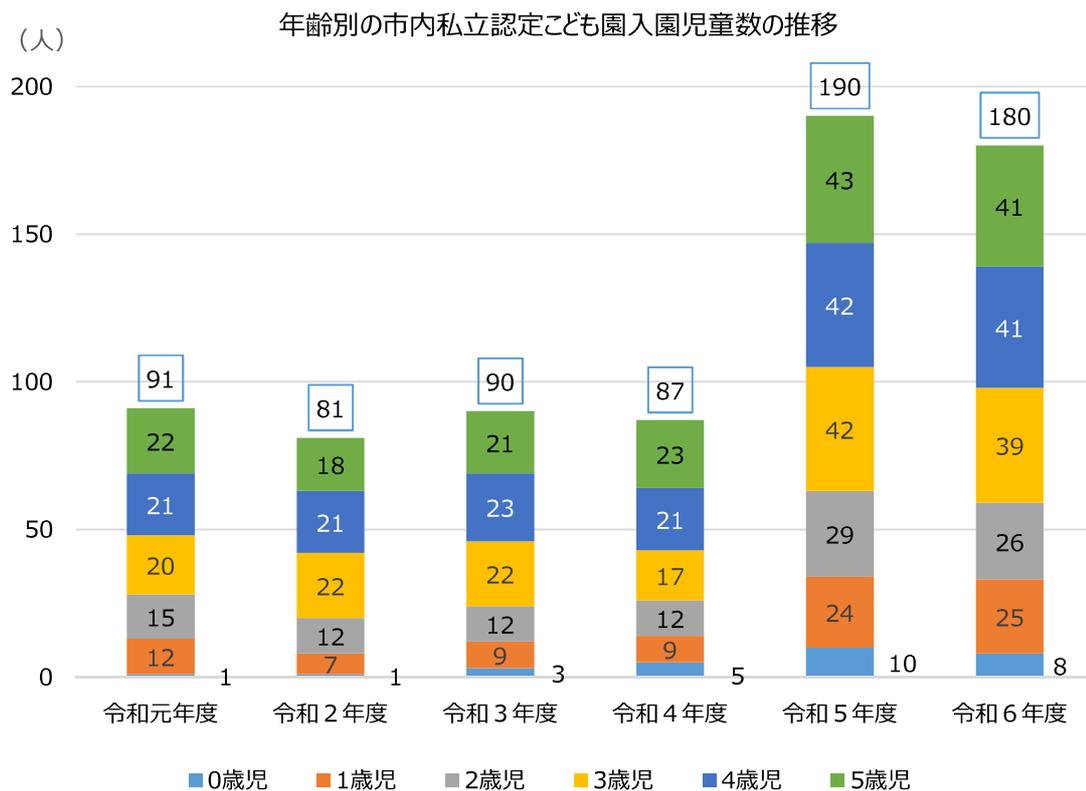
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	98	105	104	106	—	77
定員（人）	120	120	120	120	—	132
入所率	81.7%	87.5%	86.7%	88.3%	0.0%	58.3%

資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

### (3) 市内私立認定こども園の入園児童数の推移

市内私立認定こども園の入園児童数については令和元年度以降ほぼ横ばいで推移し、令和5年度に1園から2園に増えたことにより大きく増加し、令和6年度には180人となっています。

また、定員に対する就園率については、各年度80%から90%台を推移し、令和6年度は、83.7%となっています。



資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

### 入園児童数と就園率の推移

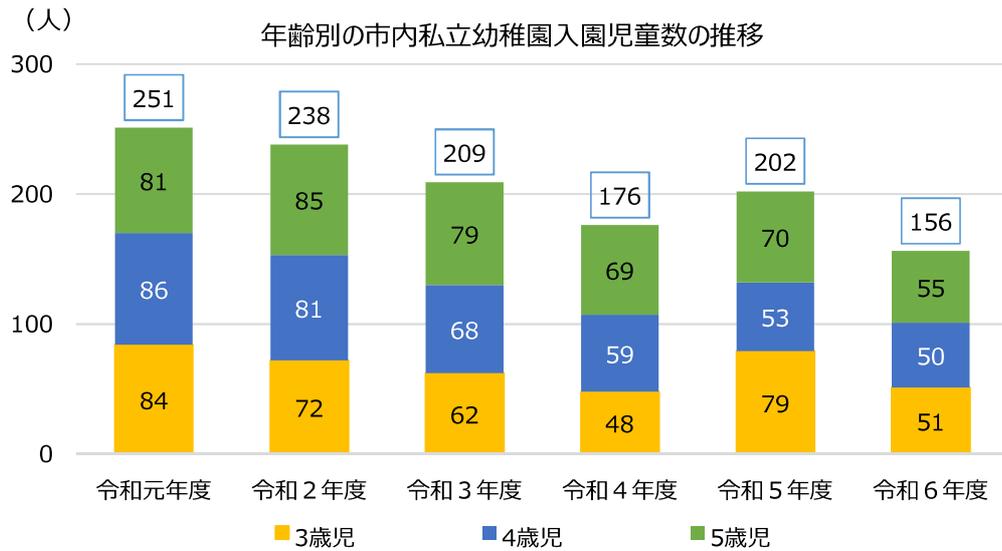
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	91	81	90	87	190	180
定員（人）	100	100	100	95	215	215
就園率	91.0%	81.0%	90.0%	91.6%	88.4%	83.7%

資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

#### (4) 市内私立幼稚園の入園児童数の推移

市内私立幼稚園 2 園の入園児童数は、令和元年度以降増減を繰り返しており、令和 6 年度には 156 人となっています。

また、定員に対する就園率については、各年度 60%から 70%台を推移し、令和 6 年度には 57.8%となっています。



資料：教育課「学校基本調査」（各年度5月1日現在）

入園児童数と就園率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	251	238	209	176	202	156
定員（人）	370	300	300	270	270	270
就園率	67.8%	79.3%	69.7%	65.2%	74.8%	57.8%

資料：教育課「学校基本調査」（各年度5月1日現在）

## (5) 市内小学校の推移

市内小学校5校の児童数は年々減少傾向にあり、令和元年度と令和6年度を比べると、男子では128人、女子では138人減少しています。

児童数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男子(人)	718	665	642	616	606	590
女子(人)	667	631	582	560	539	529
合計(人)	1,385	1,296	1,224	1,176	1,145	1,119

資料：教育課「学校基本調査」（各年度5月1日現在）

## (6) 市内中学校の推移

市内中学校2校の生徒数は年々減少傾向にあり、令和元年度と令和6年度を比べると、男子では56人、女子では82人減少しています。

生徒数の推移

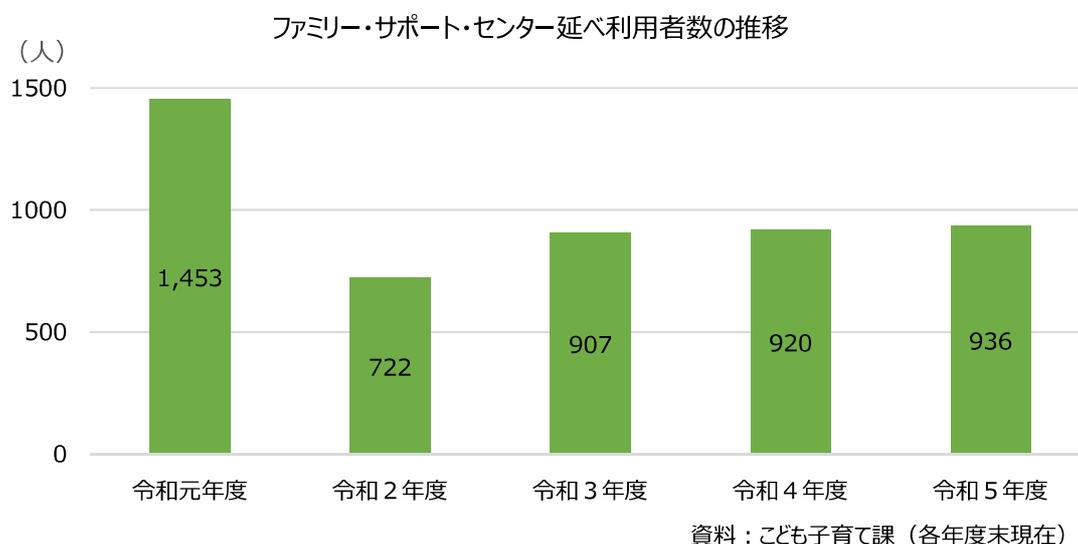
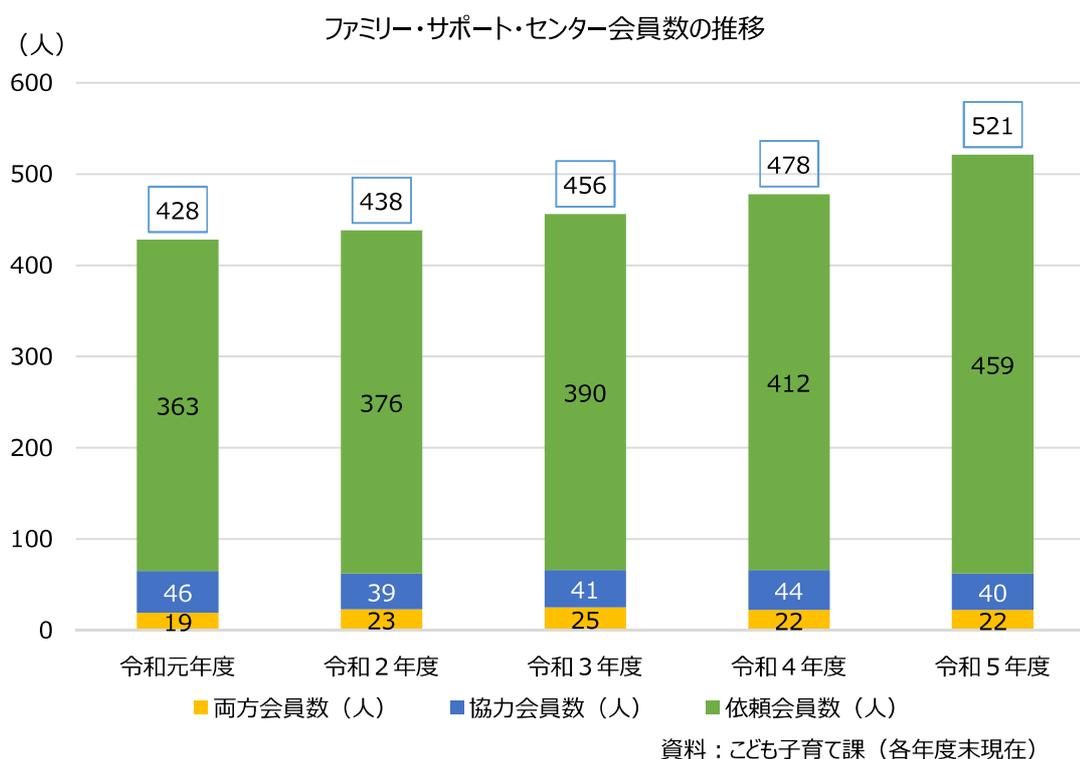
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男子(人)	386	387	378	368	335	330
女子(人)	372	361	366	326	316	290
合計(人)	758	748	744	694	651	620

資料：教育課「学校基本調査」（各年度5月1日現在）

## (7) ファミリー・サポート・センターの状況

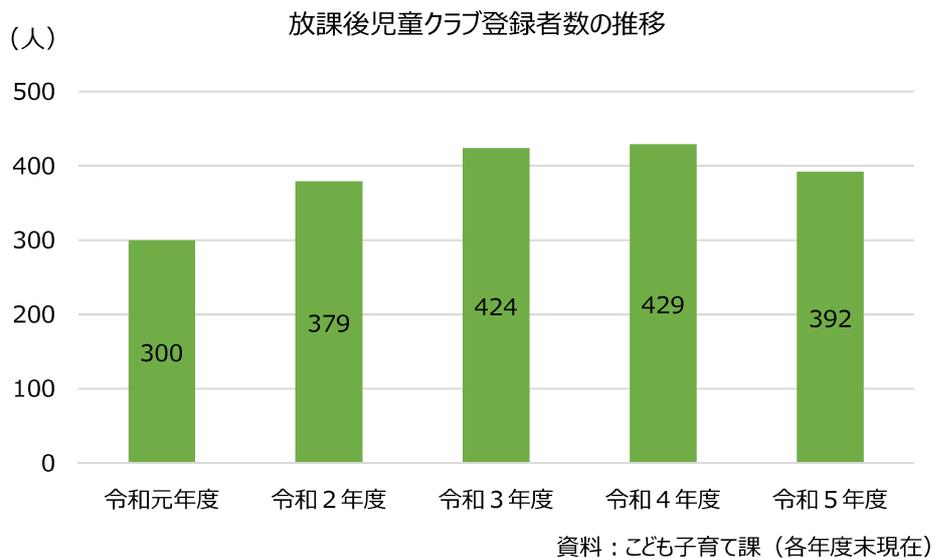
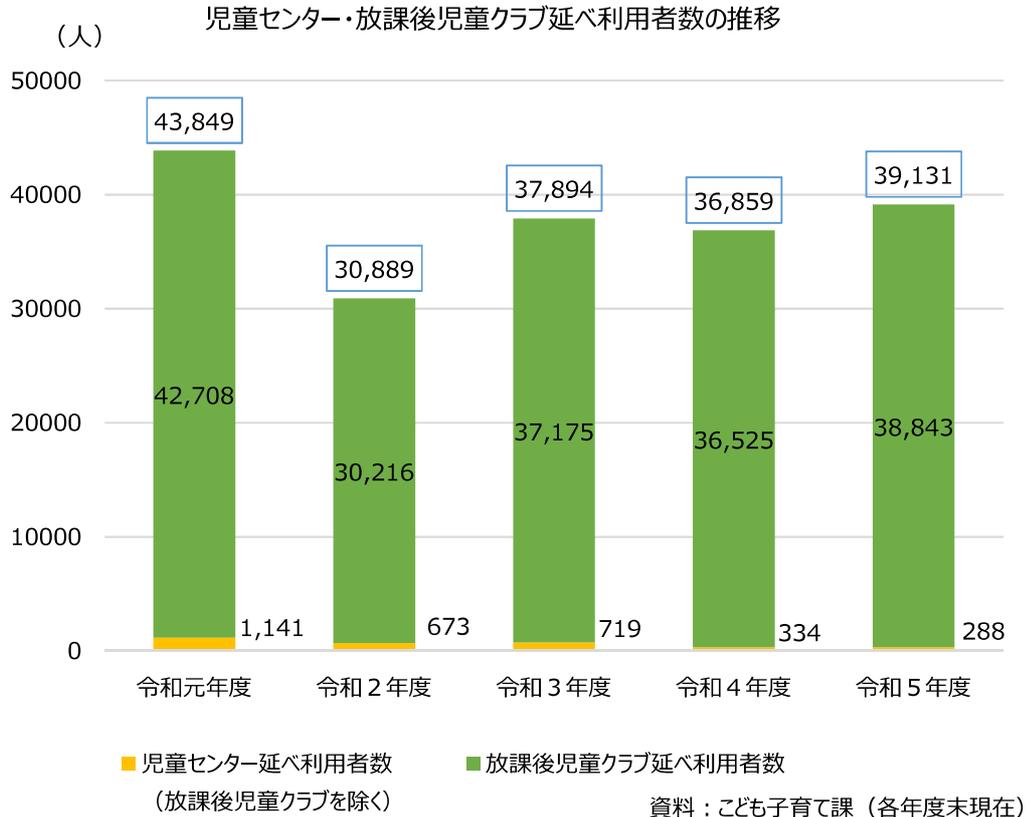
ファミリー・サポート・センターの会員は、依頼会員数は令和元年度以降増加傾向にあり、協力会員数はほぼ横ばいで推移しています。依頼会員数は令和元年度と令和5年度を比べると96人増加しています。

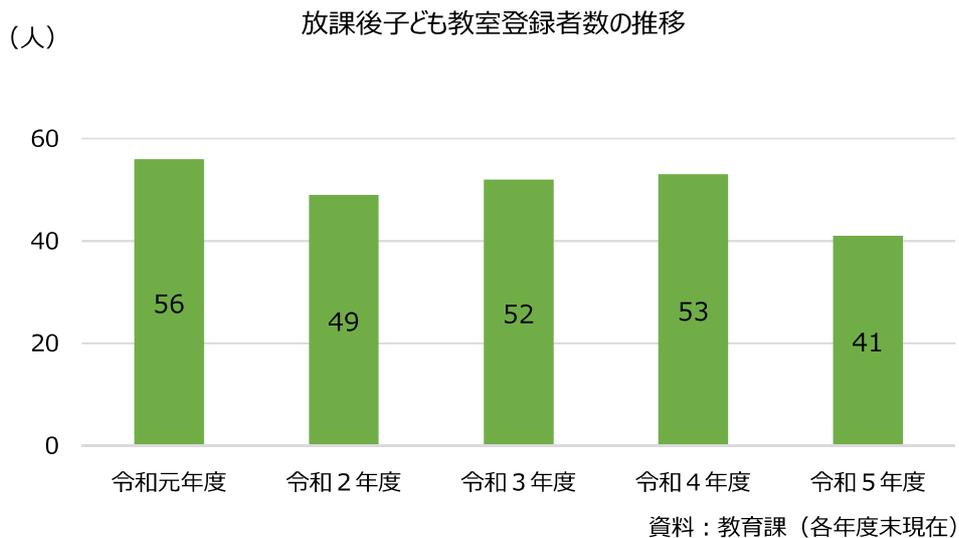
また、延べ利用者数は、令和2年度のコロナ禍において大きく減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和5年度には936人となっています。



## (8) 児童センターの状況

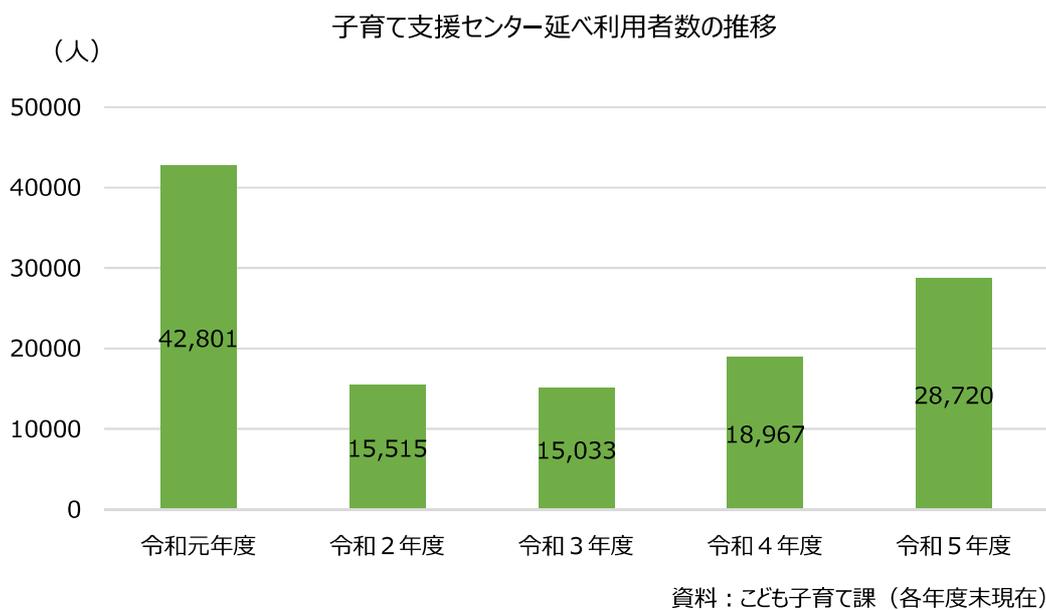
児童センター4館の利用者数は、令和元年度には43,849人と最も多くなっており、その後は増減を繰り返しています。放課後児童クラブと穂坂小学校放課後子ども教室の登録者数は、令和2年度以降、増減を繰り返しています。





### (9) 子育て支援センターの状況

子育て支援センターの延べ利用者数は、令和元年度には 42,801 人と最も多くなっています。令和2年度のコロナ禍において大きく減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和5年度には 28,720 人と令和4年度と比べて、9,753 人増加しています。



### (10) 母子健康手帳交付（妊婦相談）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	92	92	98	95	95	96
人数（人）	169	167	149	156	149	133

資料：健康づくり課（各年度末現在）

### (11) パパママ学級

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	15	13	9	11	16	18
延人数（人）	117	133	96	110	190	132

資料：健康づくり課（各年度末現在）

### (12) 4 か月児健康診査

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	0	11	13	14
人数（人）	180	141	167	147	146	146

資料：健康づくり課（各年度末現在）

### (13) 1 歳 6 か月児健康診査

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	0	0	15	15
人数（人）	179	169	174	144	150	144

資料：健康づくり課（各年度末現在）

### (14) 3 歳児健康診査

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	21	16	17	14
人数（人）	200	185	193	177	163	157

資料：健康づくり課（各年度末現在）

**(15) すくすく教室（7か月）** ※R4年度・R5年度代替でもぐもぐ教室（8か月）として開催

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数（回）	12	11	中止	中止	（※）13	（※）13
人数（人）	184	144	中止	中止	（※）147	（※）147

資料：健康づくり課（各年度末現在）

**(16) よちよち教室（11か月）** ※R4年度・R5年度代替でもぐもぐ教室（8か月）として開催（再掲）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数（回）	12	11	中止	中止	（※）13	（※）13
人数（人）	164	153	中止	中止	（※）147	（※）147

資料：健康づくり課（各年度末現在）

**(17) のびのび教室（2歳児）**

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数（回）	12	11	中止	16	16	13
人数（人）	192	167	中止	156	153	140

資料：健康づくり課（各年度末現在）

**(18) にこにこ子育て相談室（育児相談）**

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数（回）	24	24	24	24	24	24
延人数（人）	335	317	447	461	492	443

資料：健康づくり課（各年度末現在）

**(19) 予防接種**

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不活性ポリオ（人）	4	3	—	—	—	—
四種混合（人）	726	674	633	577	538	616
BCG（人）	177	166	154	142	147	149
麻しん風疹混合ワクチン（人）	398	333	347	344	309	335

資料：健康づくり課（各年度末現在）

### (20) 一時預かり保育（保育所等）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数（カ所）	2	2	3	3	2
利用児童数（延人数）（人）	739	204	703	233	238

資料：こども子育て課（各年度末現在）

### (21) 一時預かり事業の状況（子育て支援センター）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（延人数）（人）	292	76	74	155	179

資料：こども子育て課（各年度末現在）

### (22) 病児・病後児保育の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数（カ所）	3	3	3	3	3
利用者数（延人数）（人）	1,276	741	1,142	1,206	908

資料：こども子育て課（各年度末現在）

### 第3節 アンケート調査からみる現状と課題

本計画の策定にあたり、子ども・若者や子育て当事者を対象に、教育・保育、子育て支援等の現在の利用状況や今後の利用希望等のニーズを把握することを目的とした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」、貧困（生活困難）層を把握するとともに、生活・教育状況やニーズを把握することを目的とした「子どもの生活状況調査」、若者の生活状況・居場所・ヤングケアラーの実態などを把握することを目的とした「子ども・若者の意識と生活に関する調査」の3つの調査を一括で実施しました。

#### (1) 調査期間

令和6年6月14日から令和6年6月28日まで

#### (2) 調査対象及び回収率

実施内容	調査対象	調査数	回収数	回収率
子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (第3節第1項)	①就学前児童の保護者	705	454	64.4%
	②小学生(1年～3年)の保護者	526	370	70.3%
子どもの生活状況調査 (第3節第2項) P55	③小学5年生・中学2年生の本人	396	340	85.9%
	④小学5年生・中学2年生の保護者	367	271	73.8%
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (第3節第3項) P74	⑤一般市民(15歳～39歳)	1,200	293	24.4%
合計		3,194	1,728	54.1%

▶ 紙とWebアンケートの併用で調査を実施

#### (3) 用語の説明

(単数回答)・・・選択回答は1項目のみ

(複数回答)・・・一部回答を限定しているものもある

n・・・回答者数(number)を表す。「n=100」は、回答者数が100人ということ。

※複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。

※アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているため、各項目の合計が100%にならない場合もあります。

## 第1項 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる現状と課題

### 1. 調査の概要

(1) 調査の目的及び調査期間 第3節 P26 を参照

(2) 調査対象及び回収率 (再掲)

実施内容	調査対象	調査数	回収数	回収率
子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (第3節第1項)	①就学前児童の保護者	705	454	64.4%
	②小学生(1年~3年)の保護者	526	370	70.3%

▶ 紙とWebアンケートの併用で調査を実施

### 2. 調査の結果

○調査票回答者

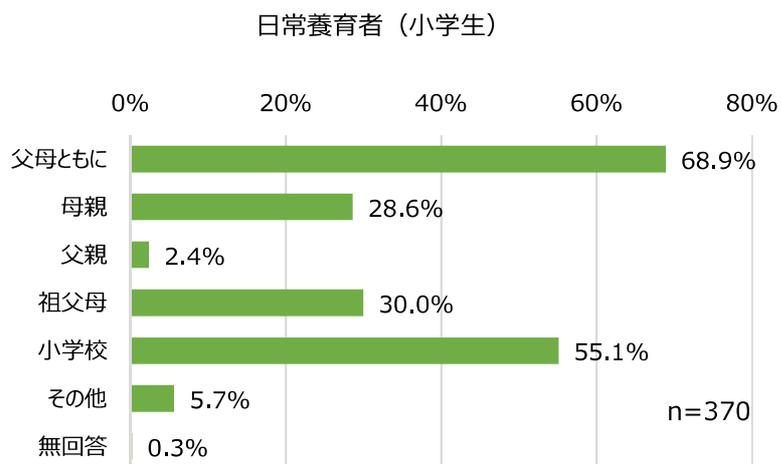
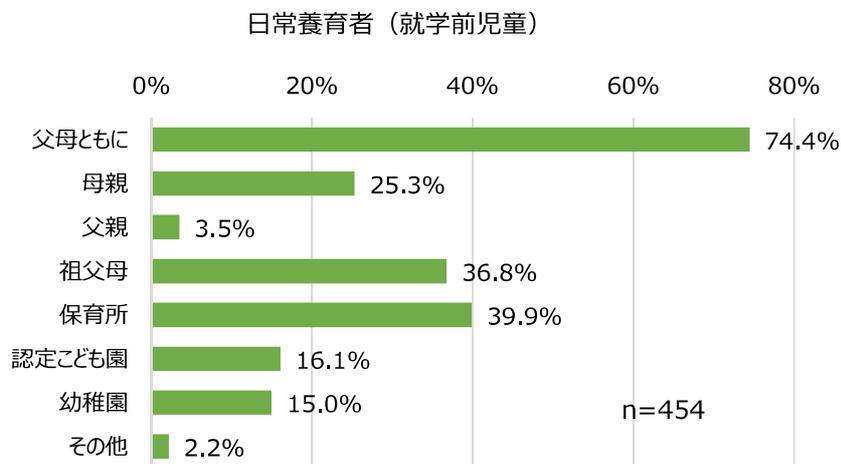
項目		合計	母親	父親	その他	無回答
就学前児童 小学生	回答者数 (人)	824	677	144	1	2
	構成比 (%)	100.0	82.2	17.5	0.1	0.2

○子どもの年齢

項目		合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	無回答
就学前児童 小学生	回答者数 (人)	824	33	53	56	72	97	111	120	134	140	8
	構成比 (%)	100.0	4.0	6.4	6.8	8.7	11.8	13.5	14.6	16.3	17.0	1.0

## ■子どもの育ちをめぐる環境について

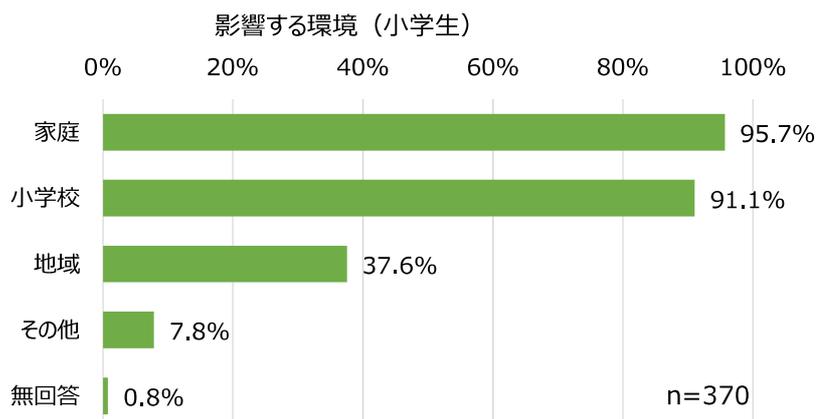
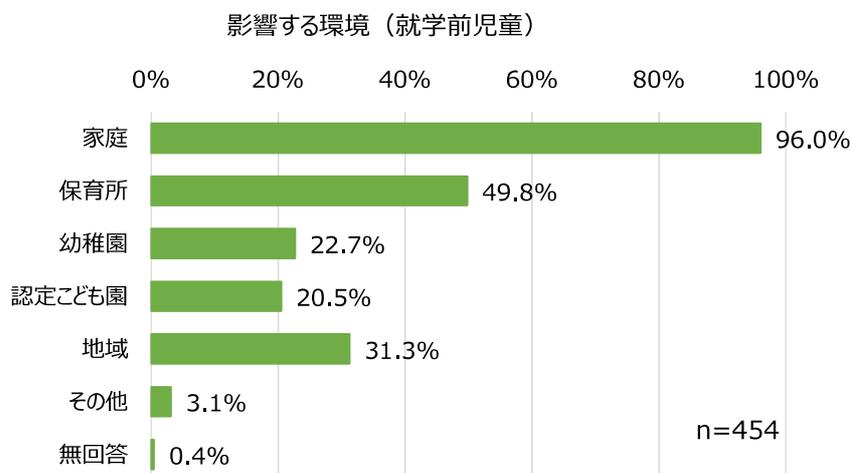
子育てに日常的に関わっている方（複数回答）



子育てに日常的に関わっている方については、就学前児童において「父母ともに」が74.4%と最も多くなっています。次いで「保育所」「認定こども園」「幼稚園」の施設が合わせて71.0%、「祖父母」が36.8%などとなっています。

小学生においては「父母ともに」が68.9%と最も多く、次いで「小学校」が55.1%、「祖父母」が30.0%などとなっています。

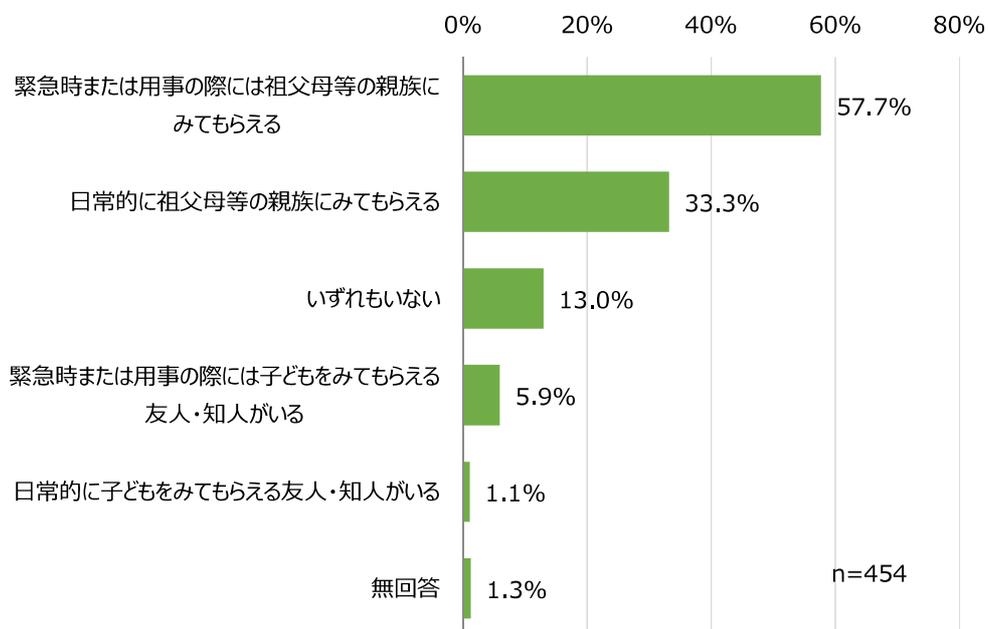
## 子育てに影響すると思われる環境（複数回答）



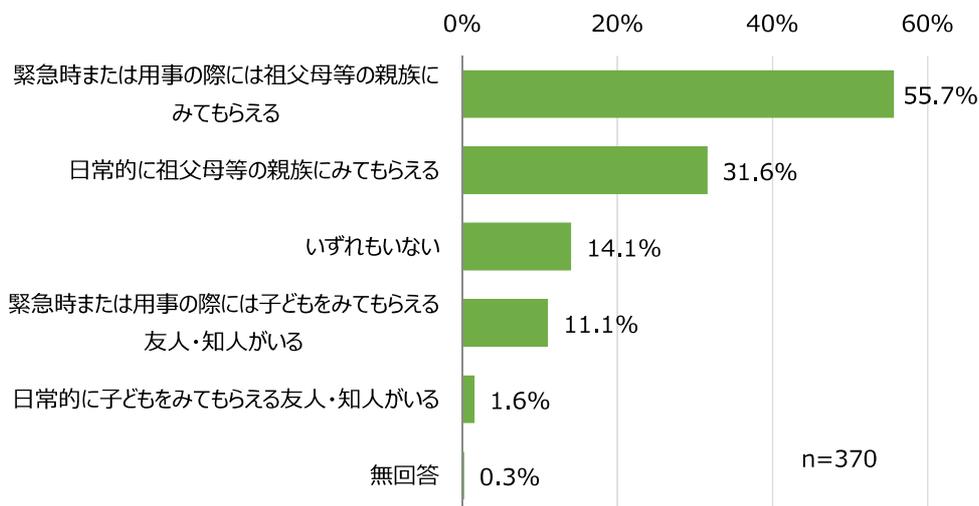
子育てに影響すると思われる環境については、「家庭」（就学前児童：96.0%、小学生：95.7%）が就学前児童、小学生ともに9割を超えて最も多くなっています。次いで、就学前児童においては「保育所」「幼稚園」「認定こども園」の保育所等の施設が合わせて93.0%、小学生においては「小学校」が91.1%と多くなっています。

日頃、子どもをみてもらえる人（複数回答）

子どもをみてもらえる親族・知人はいるか（就学前児童）



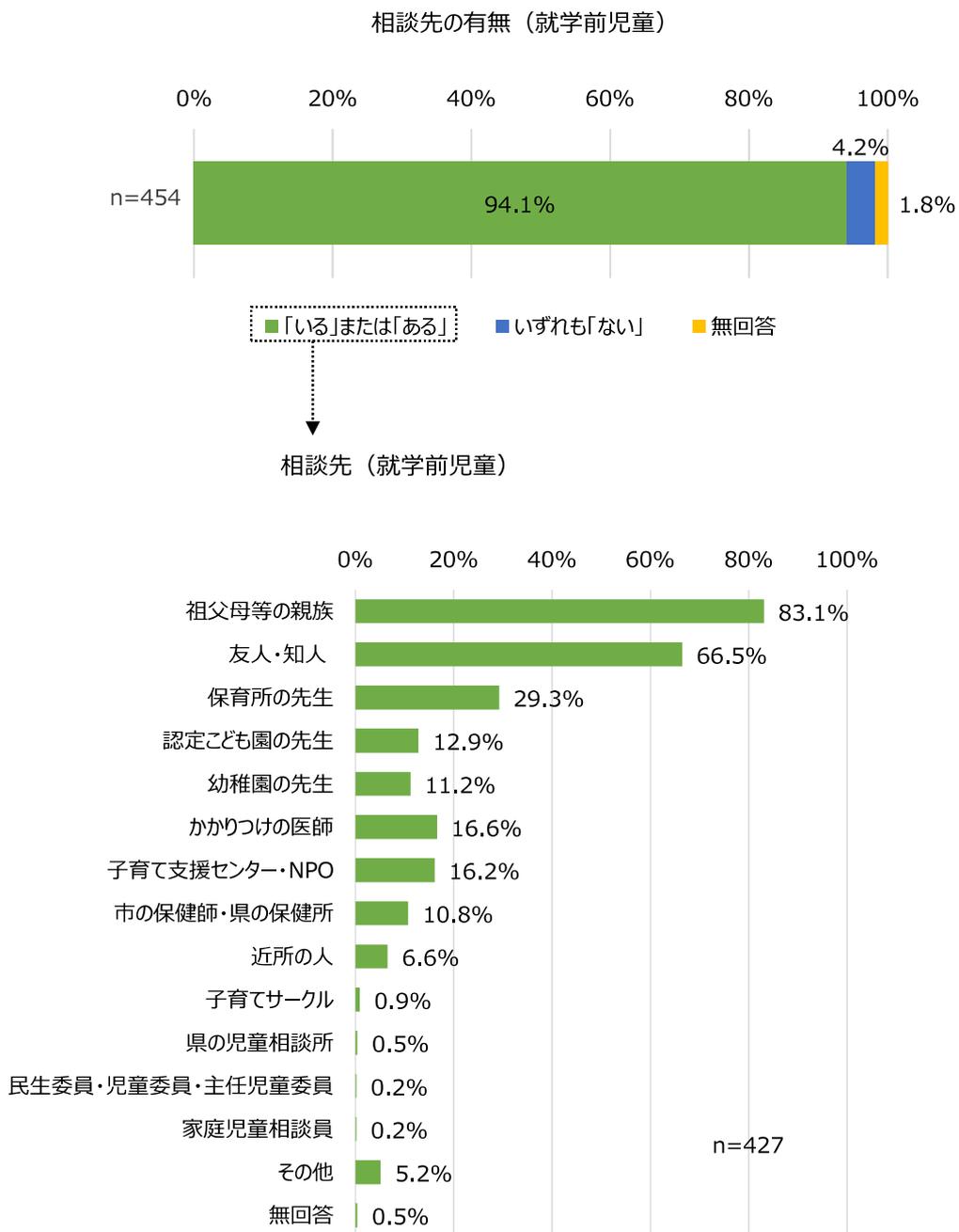
子どもをみてもらえる親族・知人はいるか（小学生）



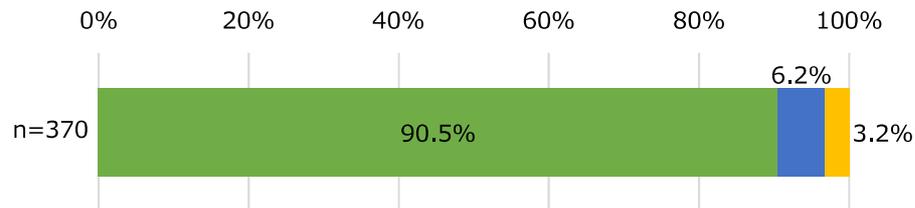
日頃、子どもをみてもらえる人については、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：57.7%、小学生：55.7%）が就学前児童・小学生ともに半数を超えて最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：33.3%、小学生：31.6%）などとなっています。

子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無（単数回答）

及びその相談先（複数回答）

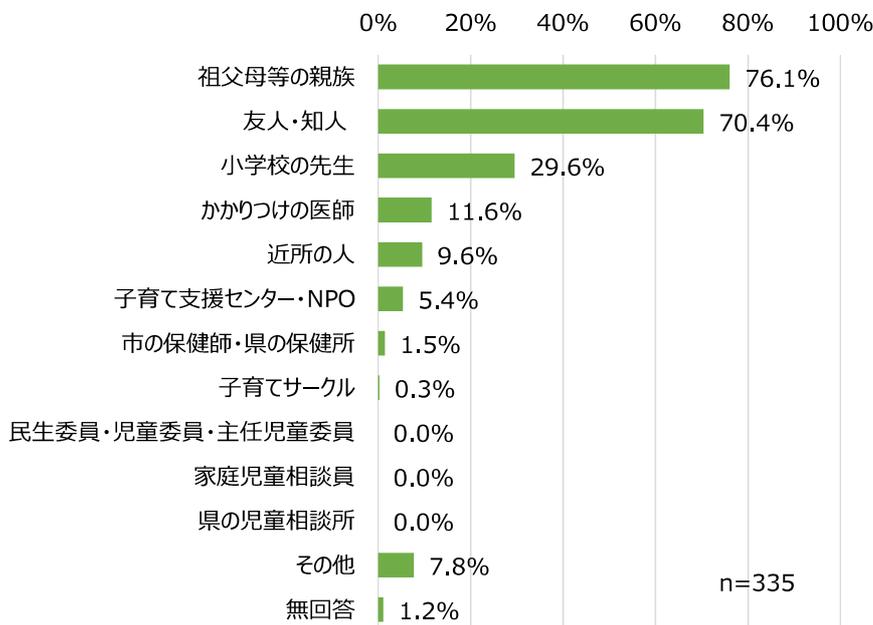


### 相談先の有無（小学生）



■「いる」または「ある」 ■ いずれも「ない」 ■ 無回答

### 相談先（小学生）



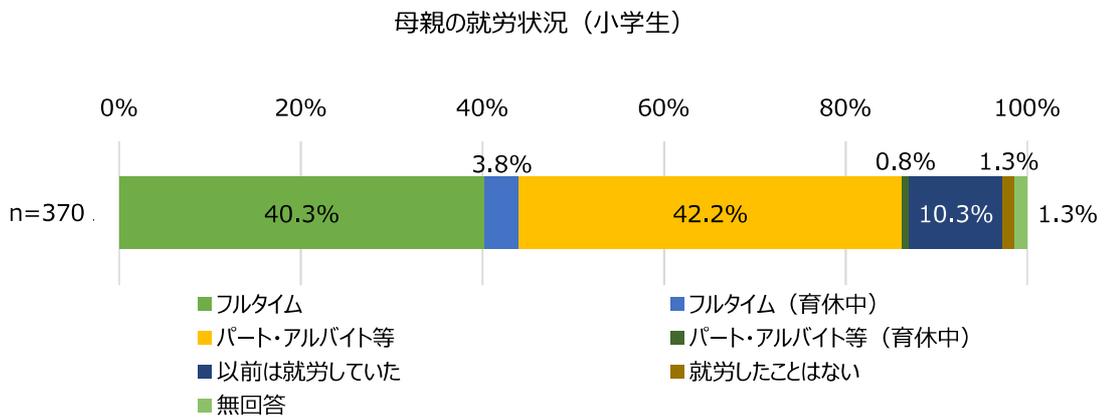
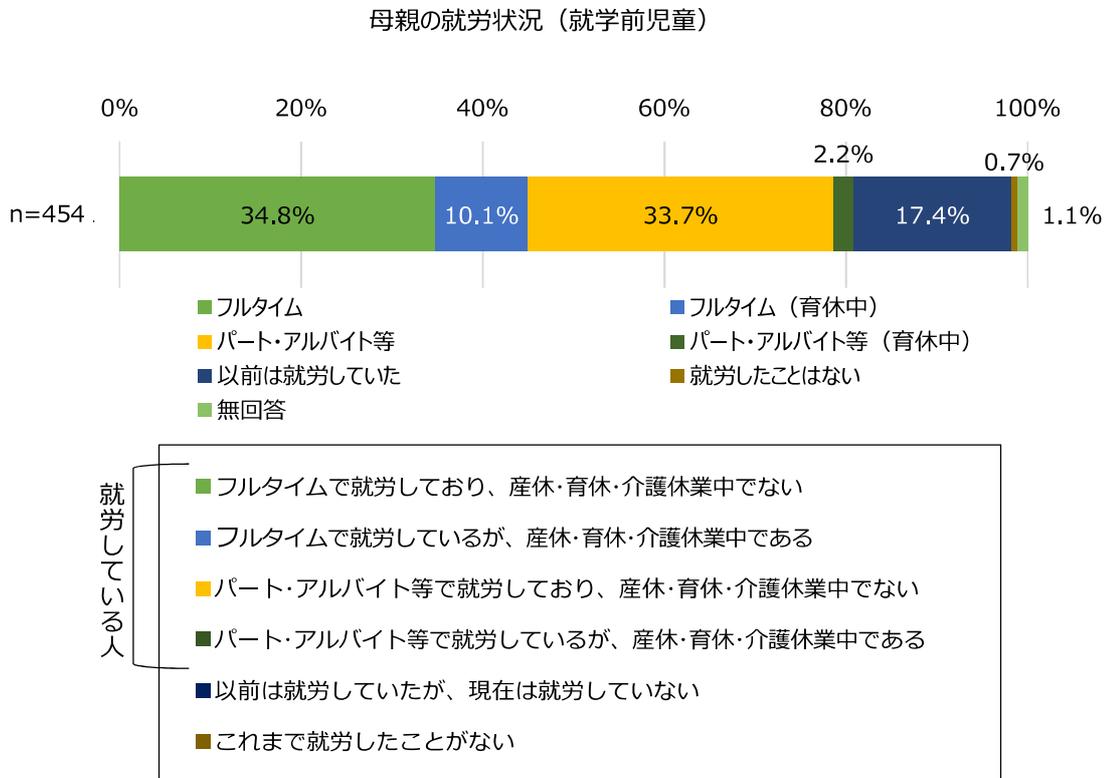
子育てについて気軽に相談できる場所の有無については、「いる／ある」（就学前児童：94.1%、小学生：90.5%）が就学前児童、小学生ともに約9割を占めて最も多くなっています。

その相談先については、就学前児童において「祖父母等の親族」が83.1%と最も多く、次いで「友人・知人」が66.5%、「保育所の先生」「認定こども園の先生」「幼稚園の先生」の保育所等施設の先生が53.4%などとなっています。

小学生においては「祖父母等の親族」が76.1%と最も多く、次いで「友人・知人」が70.4%、「小学校の先生」が29.6%などとなっています。

## ■保護者の就労状況について

### 母親の就労状況（単数回答）

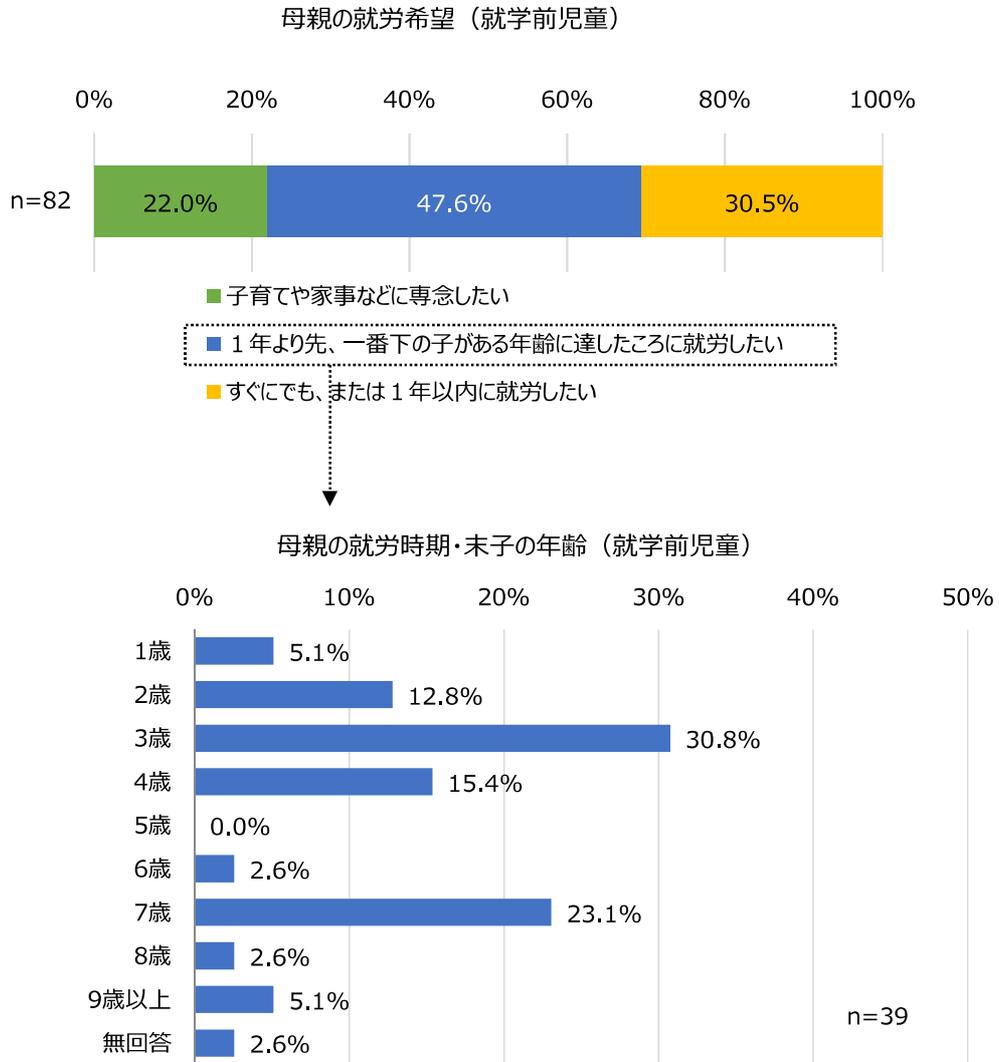


母親の就労状況については、就学前児童においては、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が 34.8%、小学生においては、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が 42.2%で最も多くなっています。

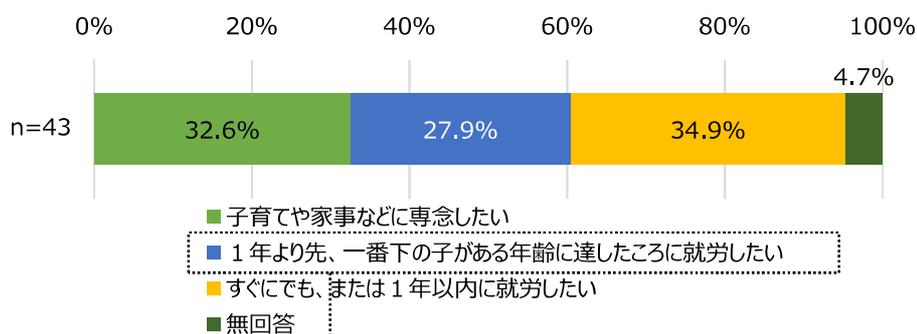
産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童において 80.8%、小学生においては 87.1%となっています。

『以前は就労していた』『就労したことはない』と回答した方のみ

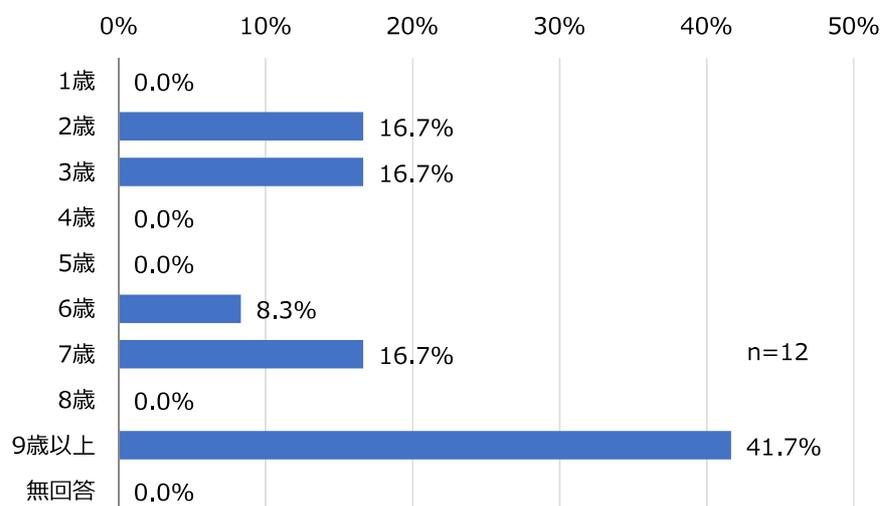
今後の就労意向（単数回答）



母親の就労希望（小学生）



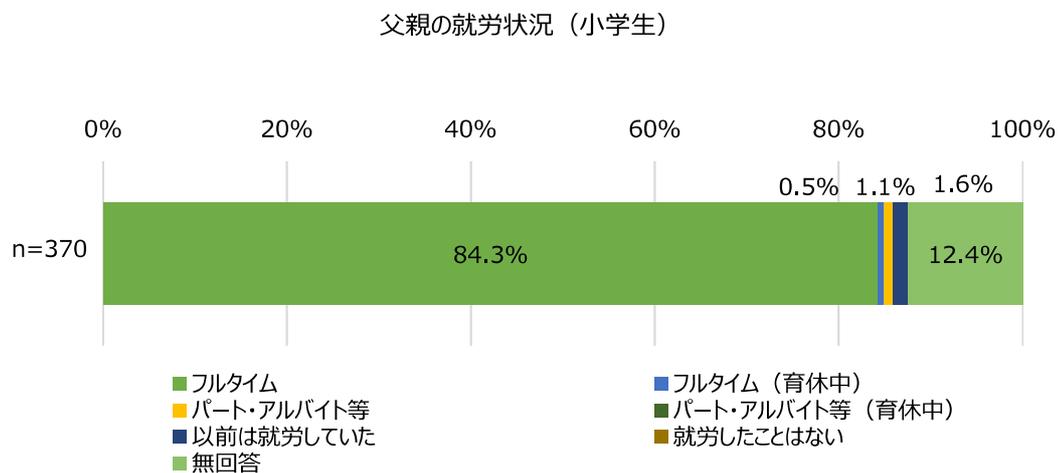
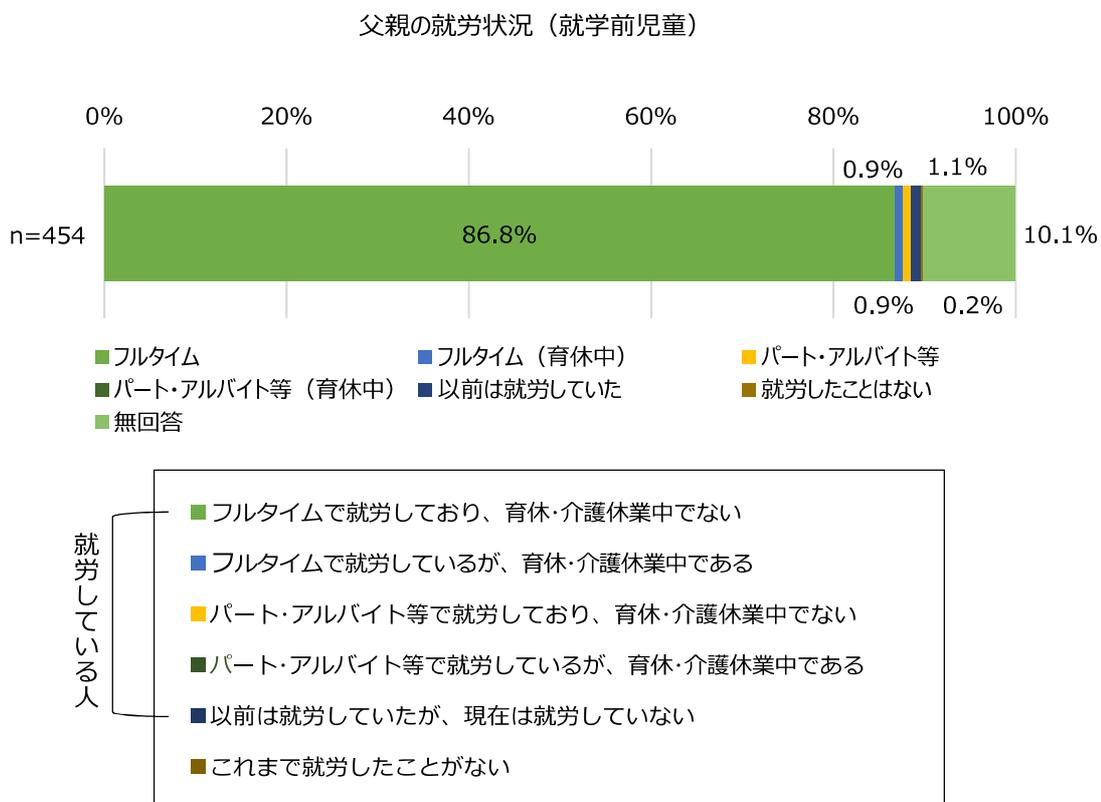
母親の就労時期・末子の年齢（小学生）



『就労していない』と回答した方の今後の就労意向については、「1年より先、一番下の子がある年齢に達したころに就労したい」と「すぐにも、または1年以内に就労したい」を合計した『就労希望がある』の割合は、就学前児童において78.1%、小学生において62.8%となっています。

「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合は、就学前児童において22.0%、小学生においては32.6%となっています。

父親の就労状況（単数回答）

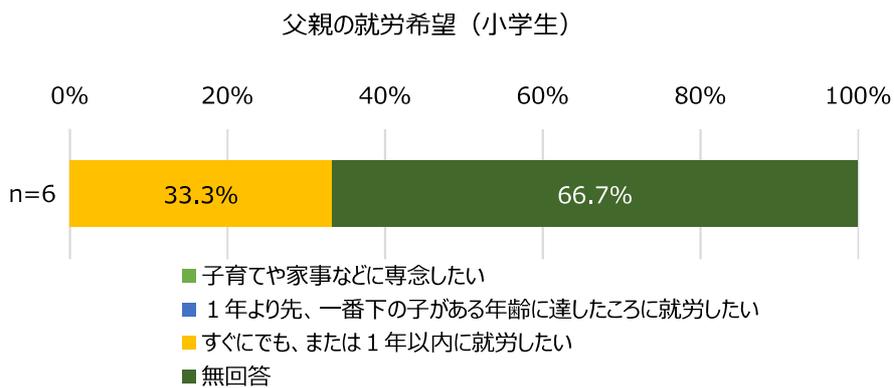
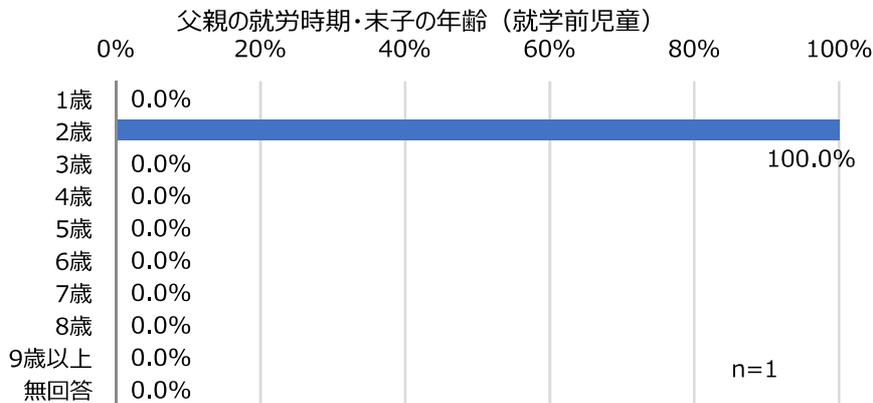
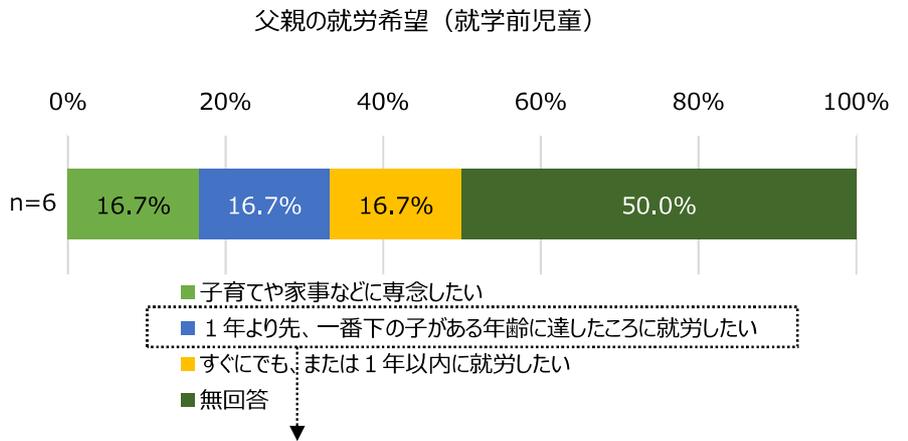


父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中でない」（就学前児童：86.8%、小学生84.3%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童において88.6%、小学生においては85.9%となっています。

『以前は就労していた』『就労したことはない』と回答した方のみ

今後の就労意向（単数回答）

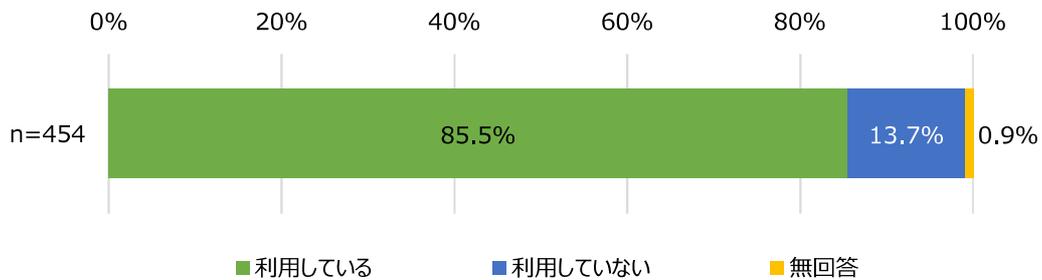


『就労していない』と回答した方の今後の就労意向については、「1年より先、一番下の子がある年齢に達したころに就労したい」と「すぐにも、または1年以内に就労したい」を合計した『就労希望がある』の割合は、就学前児童において33.4%、小学生において33.3%となっています。「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合は、就学前児童において16.7%、小学生においては0%となっています。回答者数が少ないため、参考掲載とします。

## ■ 平日の定期的な教育・保育事業について

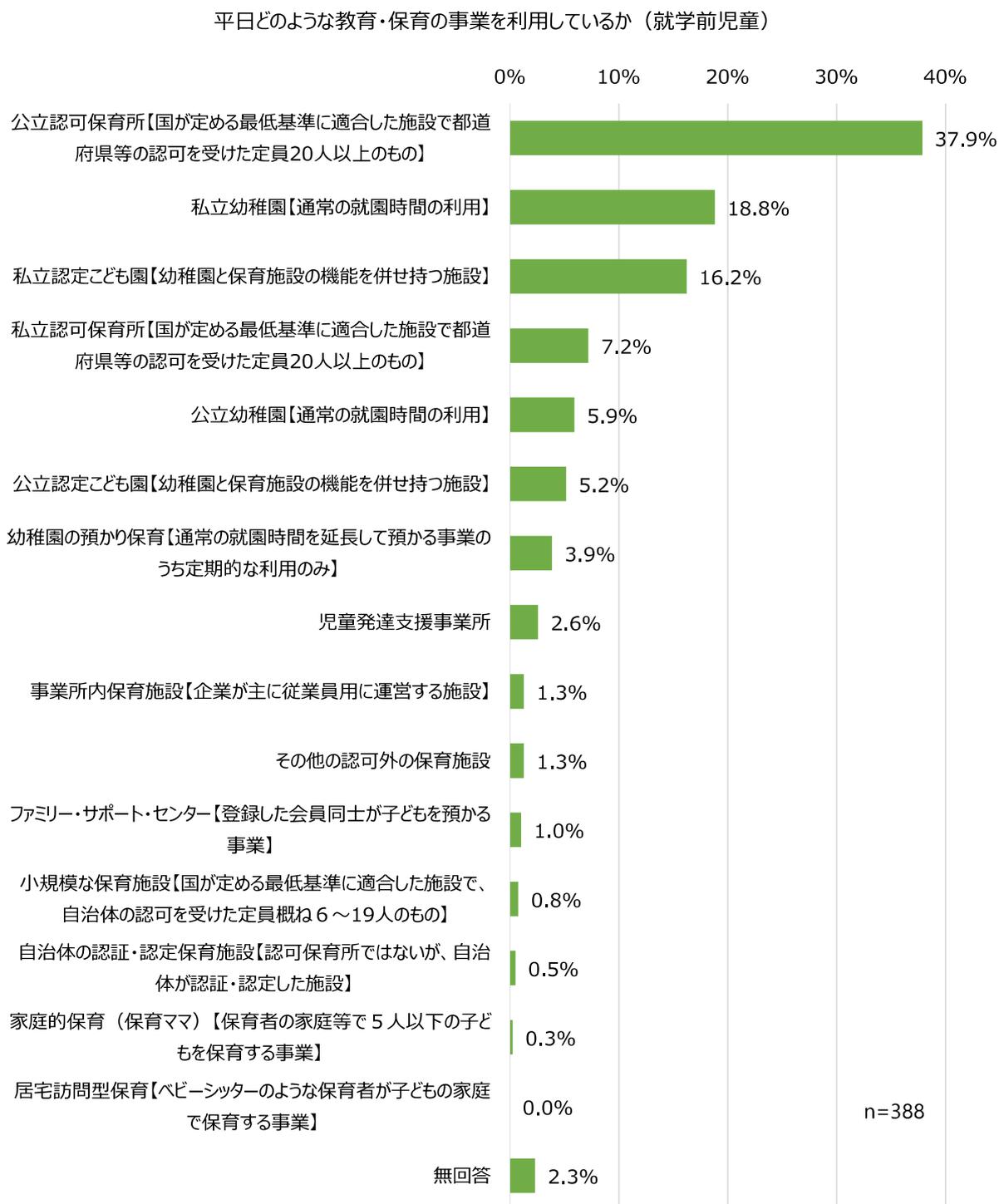
定期的な教育・保育事業の利用について（単数回答）

幼稚園、保育所や認定こども園等の「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか（就学前児童）



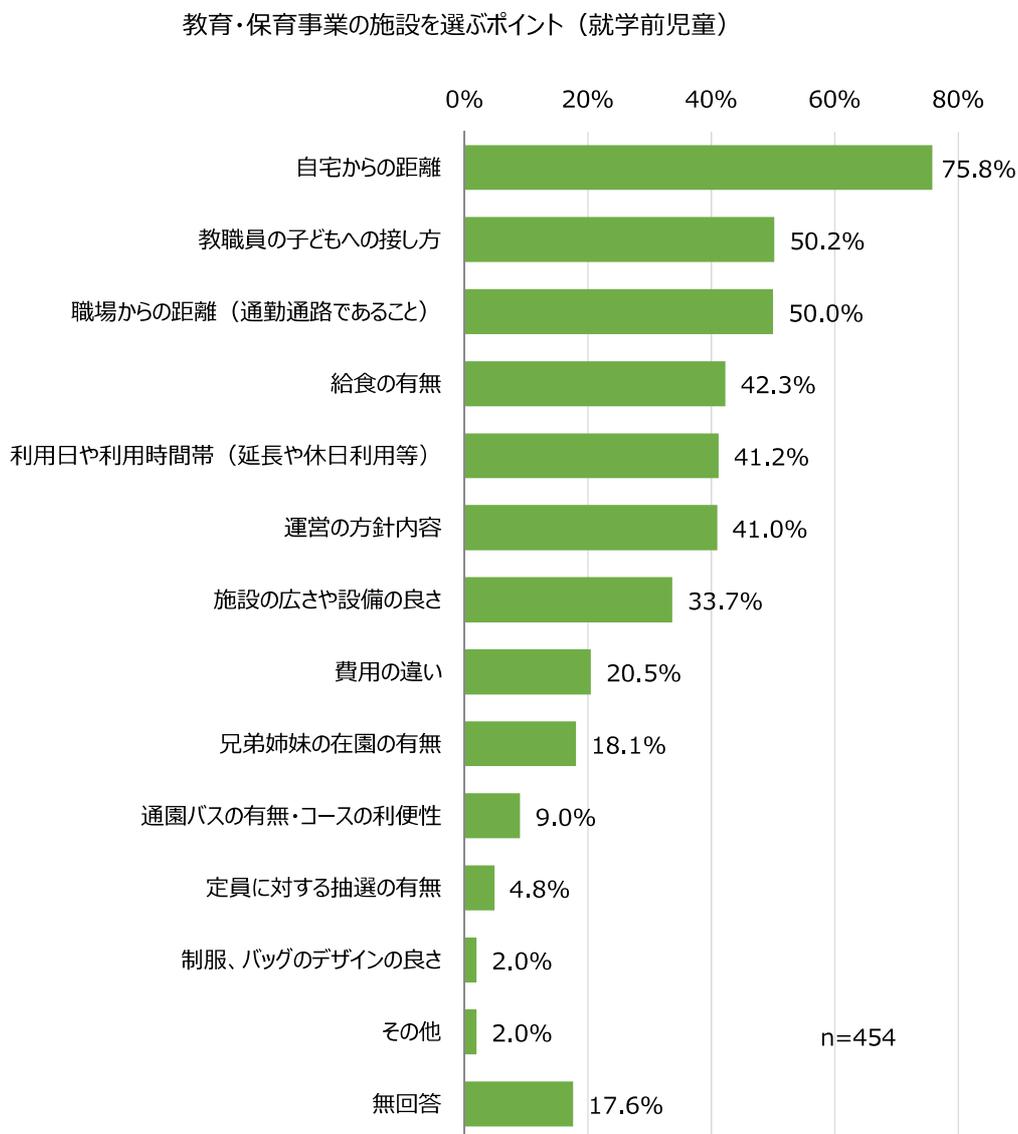
幼稚園、保育所や認定こども園等の教育・保育事業を「利用している」の割合は、85.5%、「利用していない」が13.7%となっています。

年間を通じて定期的に利用している事業（複数回答）



平日、定期的に利用している事業については、「公立保育所」が37.9%と最も多く、次いで「私立幼稚園」が18.8%、「私立認定こども園」が16.2%などとなっています。

現在の利用の有無に限らず教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイント（複数回答）



教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイントについては、「自宅からの距離」が 75.8%と最も多く、次いで「教職員の子どもへの接し方」が 50.2%、「職場からの距離（通勤通路であること）」が 50.0%などとなっています。

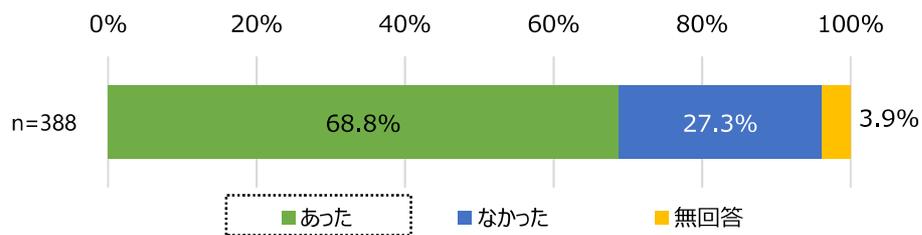
■ 病気やケガ等の際の対応について

過去 1 年間の子どもが病気やケガで

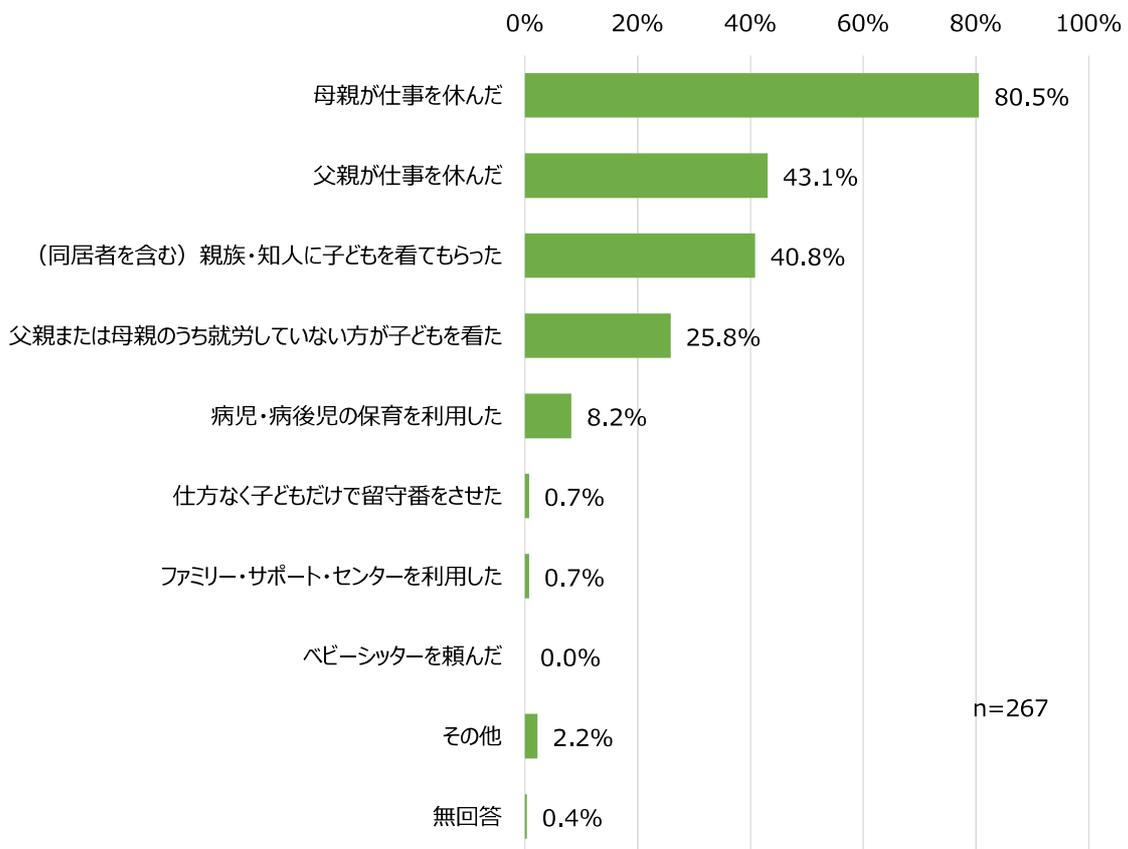
学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無（単数回答）

定期的な教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法（複数回答）

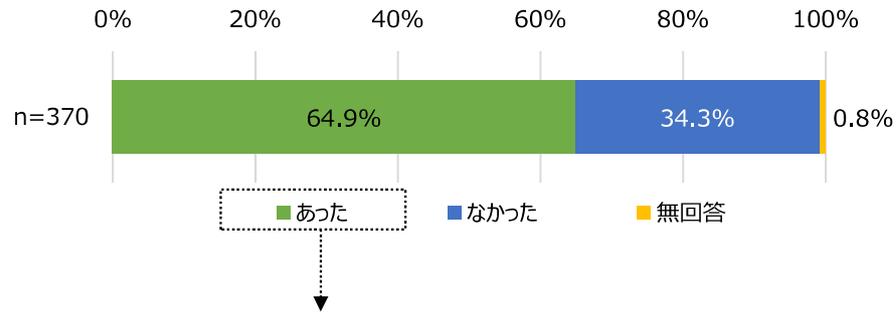
子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか（就学前児童）



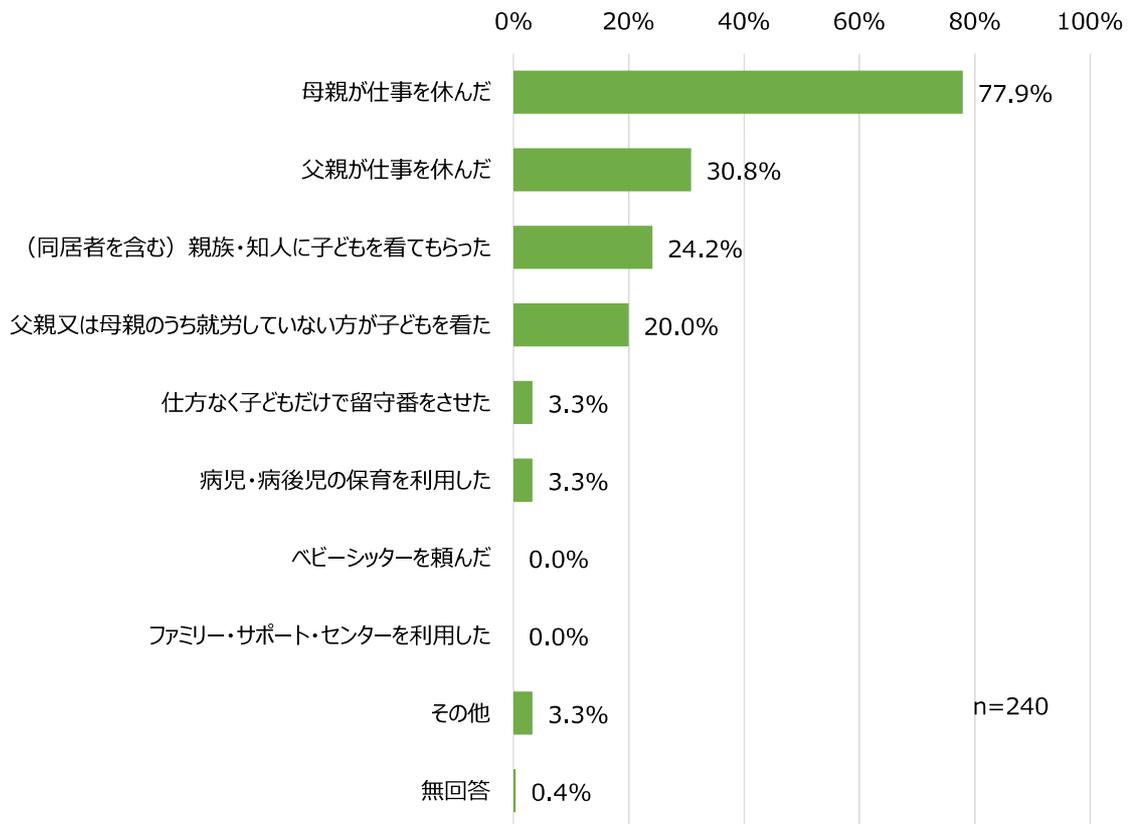
子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処法（就学前児童）



子どもが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはあるか（小学生）



子どもが病気やケガで学校を休まなければならなかった場合の対処法（小学生）



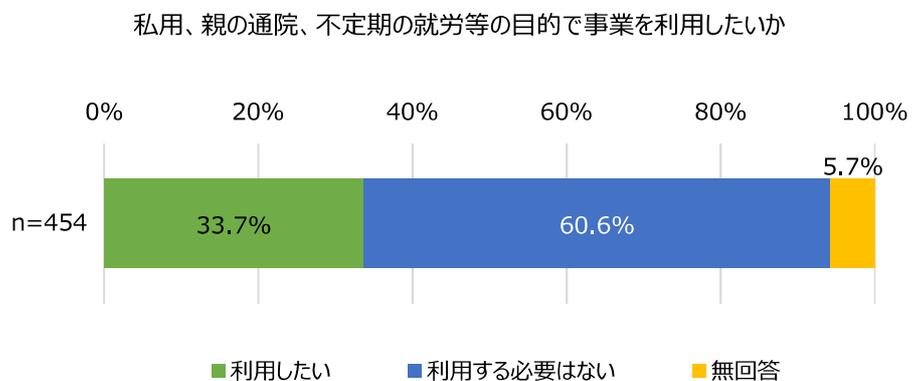
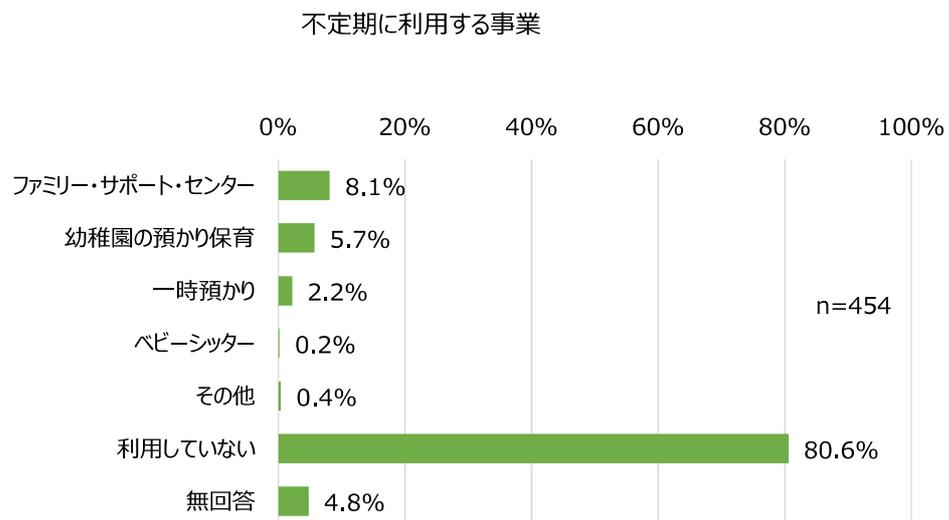
過去1年間に子どもが病気やケガで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無については、就学前児童において「あった」が68.8%、「なかった」が27.3%となっています。小学生においては「あった」が64.9%、「なかった」が34.3%となっています。

学校を休んだり保育サービスを利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」（就学前児童：80.5%、小学生：77.9%）が就学前児童、小学生ともに7割を超えて最も多くなっています。また、「病児・病後児の保育を利用した」は、就学前児童において8.2%、小学生においては3.3%となっています。

■ 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について<就学前児童のみ>

不定期に利用する事業（複数回答）

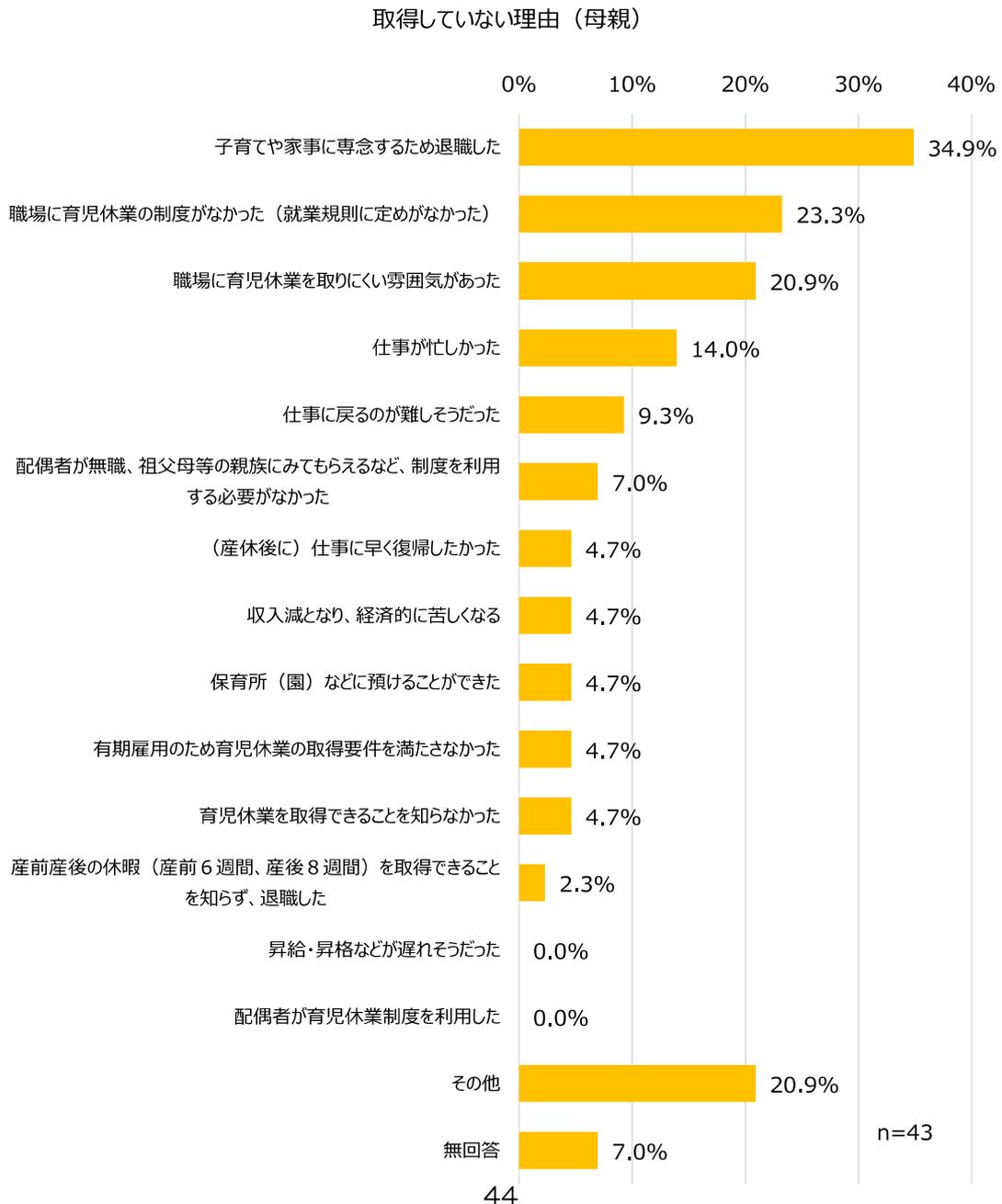
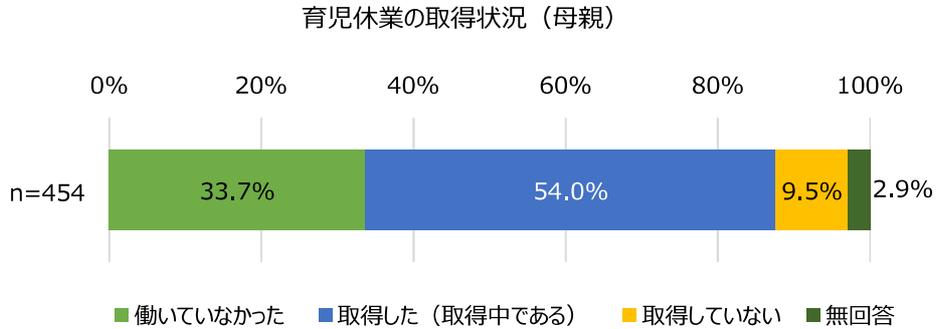
不定期な事業の利用についての意向（単数回答）



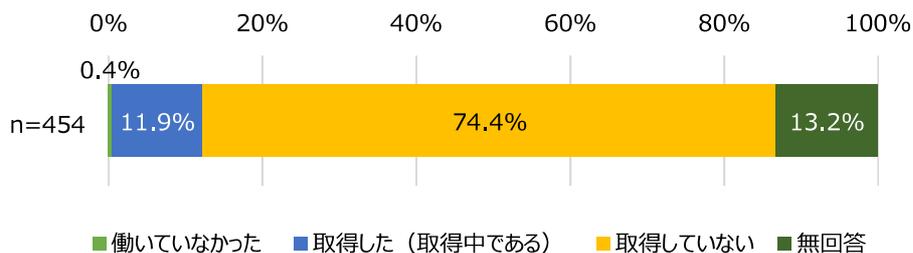
不特定の就労や親の通院などで不定期的に子どもを預かるサービスは、現状「利用していない」という回答が 80.6%を占めている一方で、利用についての意向は 33.7%が「利用したい」と回答しています。

■ 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について<就学前児童のみ>

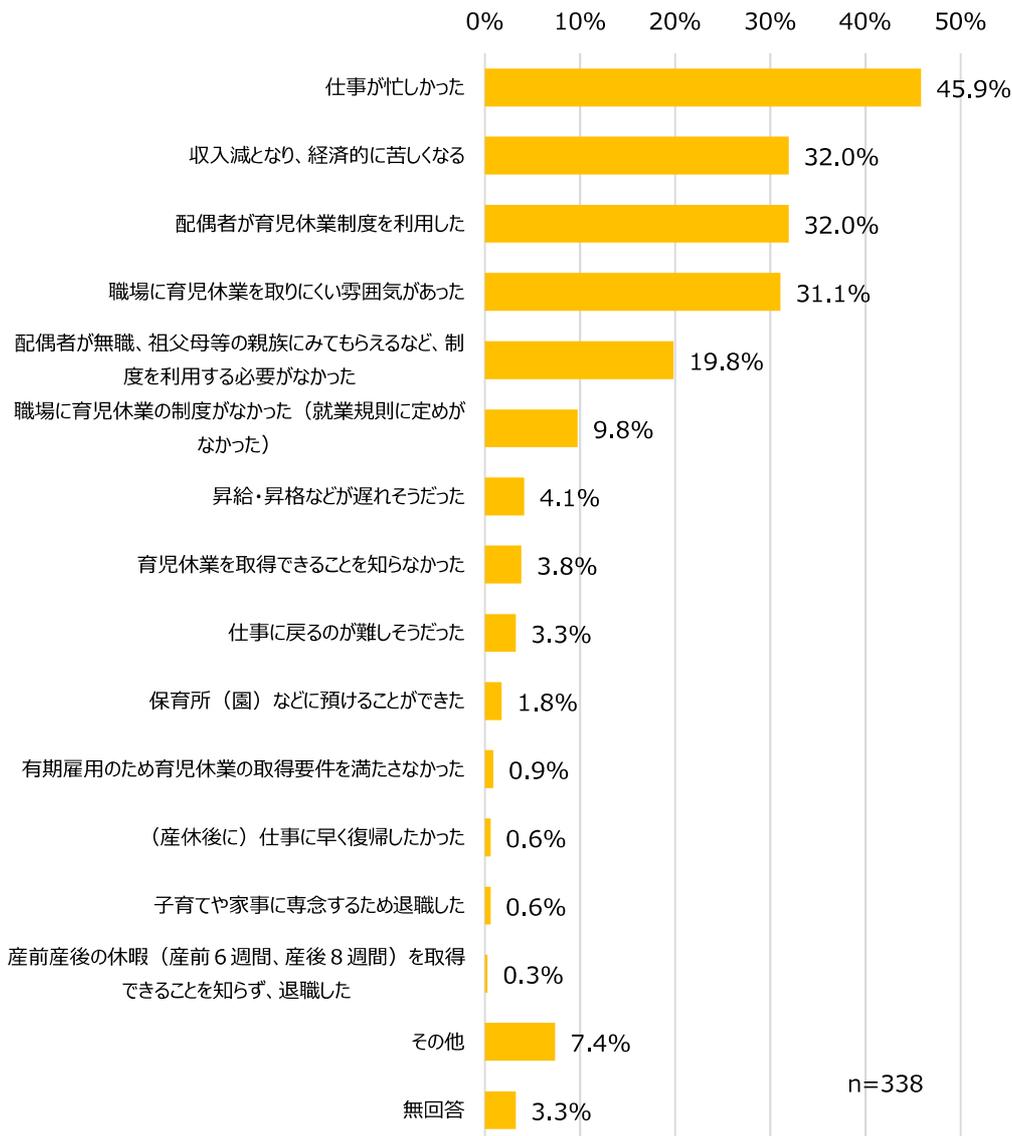
育児休業の取得状況（単数回答）、育児休業を取得していない理由（複数回答）



育児休業の取得状況（父親）



取得していない理由（父親）



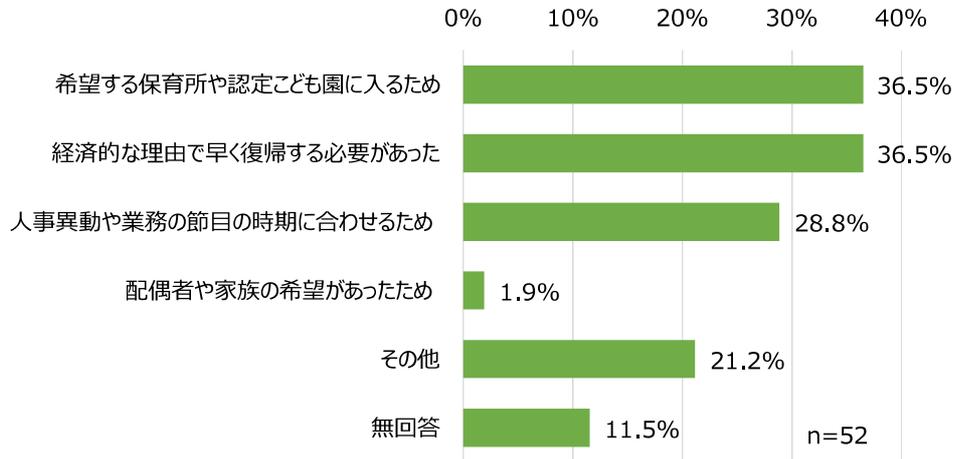
育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」は母親が 54.0%、父親が 11.9%となっています。

育児休業を取得していない理由については、母親において「子育てや家事に専念するために退職した」が 34.9%と最も多く、父親においては「仕事が忙しかった」が 45.9%と最も多くなっています。

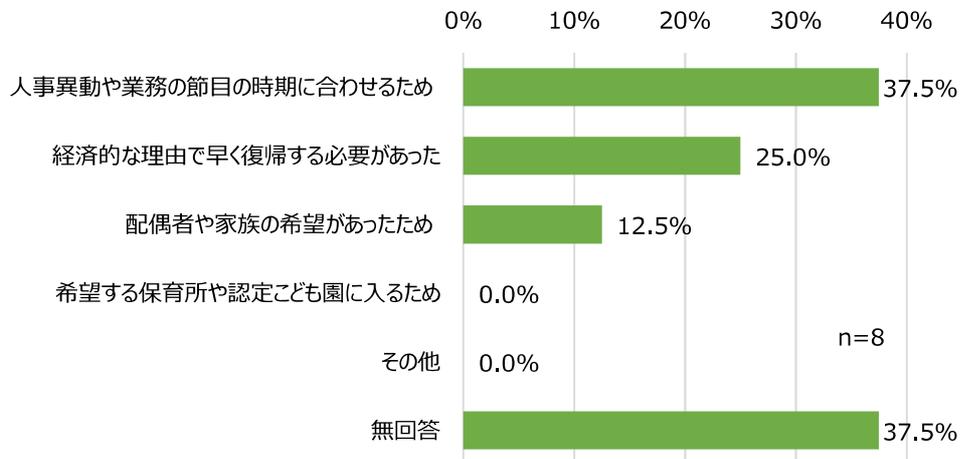
育児休業を取得した方で、実際の復帰と希望が異なる方のみ

希望の時期に職場復帰しなかった理由（複数回答）

希望より早く復帰した理由（母親）



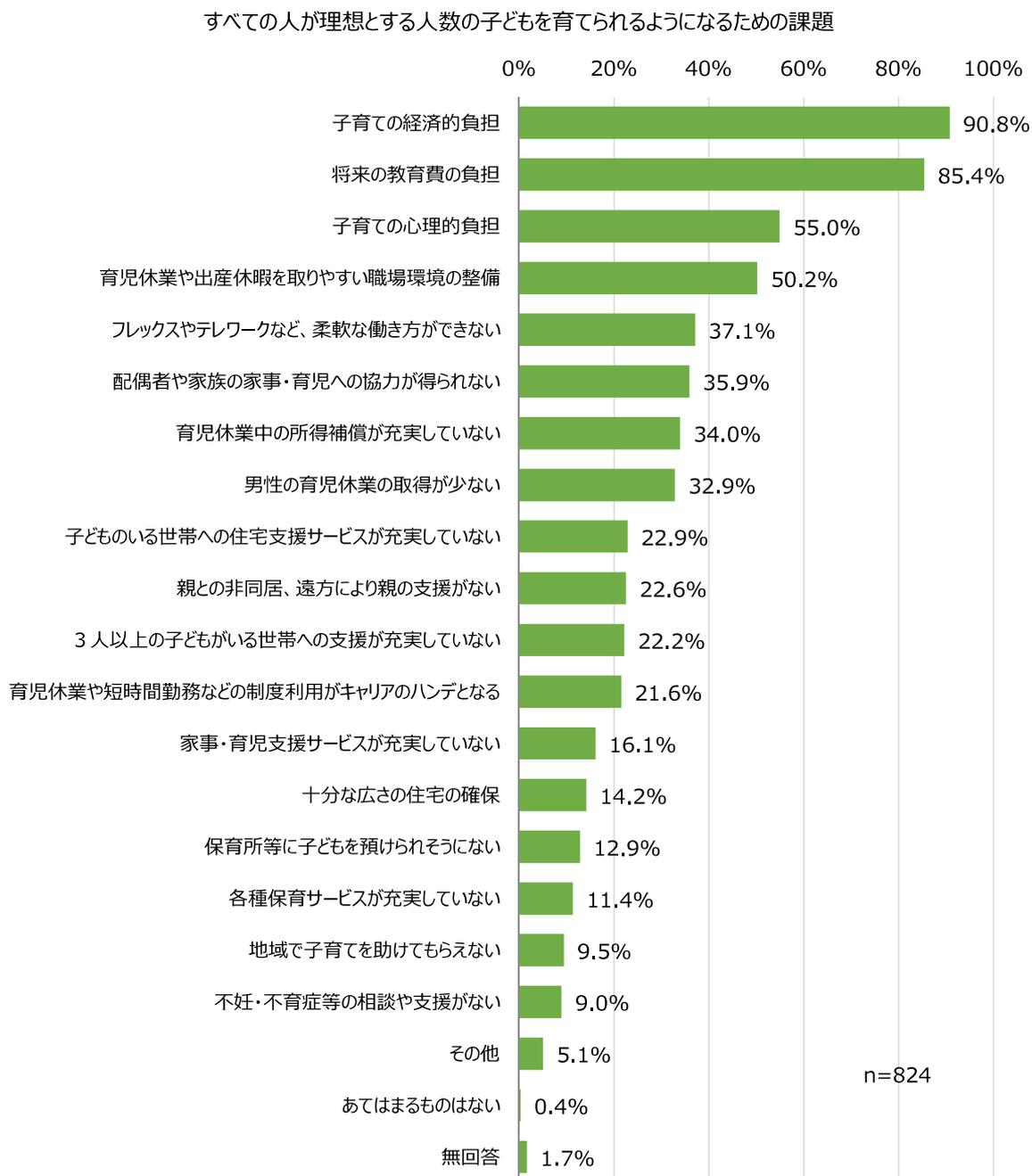
希望より早く復帰した理由（父親）



希望の時期より早く職場復帰した理由については、母親において「希望する保育所や認定こども園に入るため」「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」がともに 36.5%と最も多く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が 28.8%などとなっています。父親においては、回答者数が少ないため、参考掲載とします。

## ■子育てに関する一般的な事項について

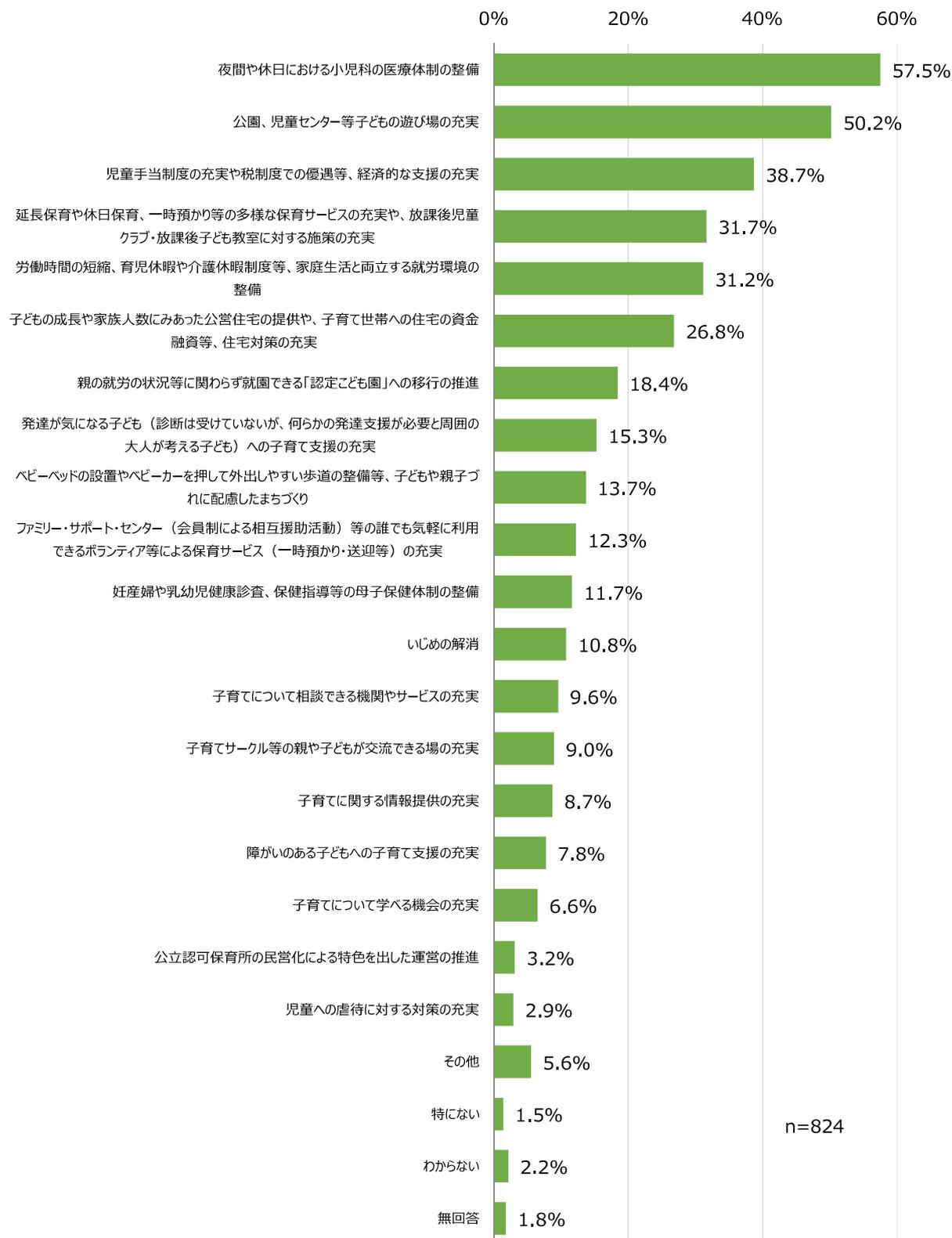
すべての人が理想とする人数の子どもを育てられるようになるための課題（複数回答）



理想とする人数の子どもを育てられるようになるための課題としては、「子育ての経済的負担」が 90.8%、「将来の教育費の負担」が 85.4%と、経済的な負担を課題と考えていることがわかります。

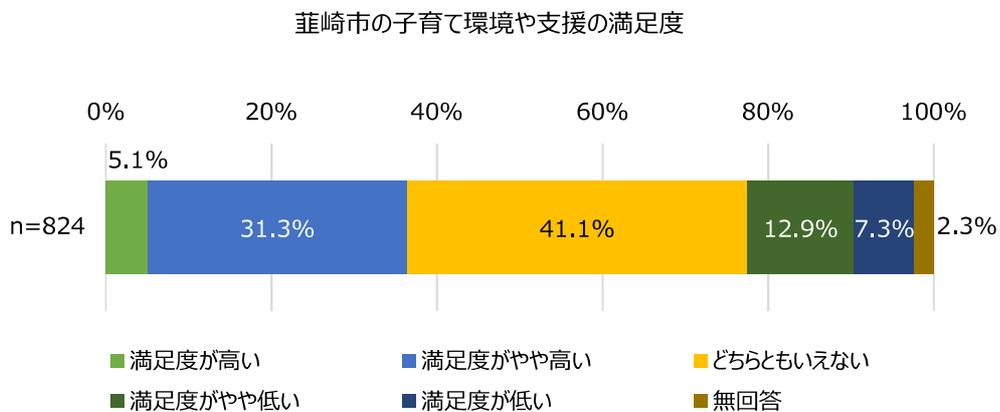
## 子育て環境をさらに良くしていくために重要な施策（複数回答）

### 今後、韮崎市の子育て環境をさらに良くしていくために重要な施策



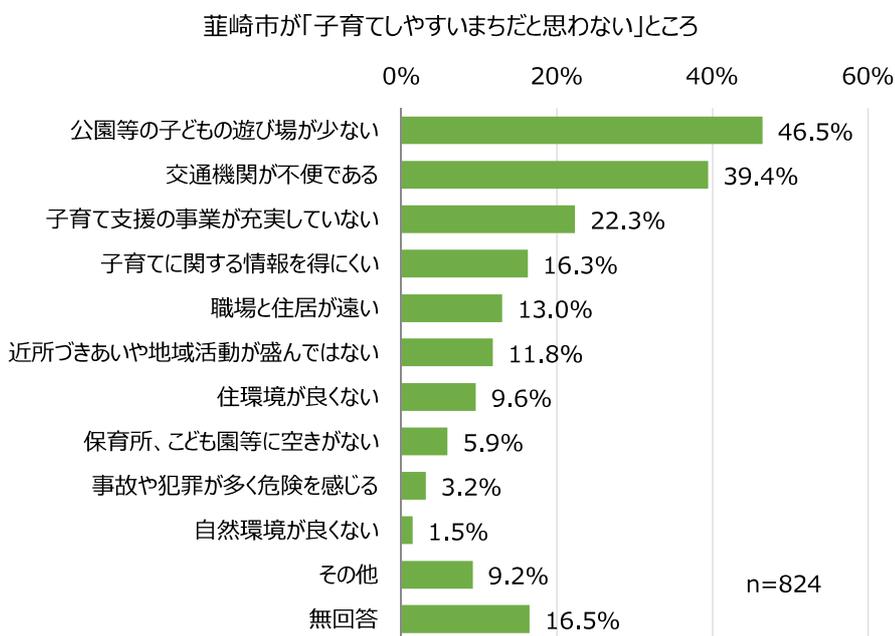
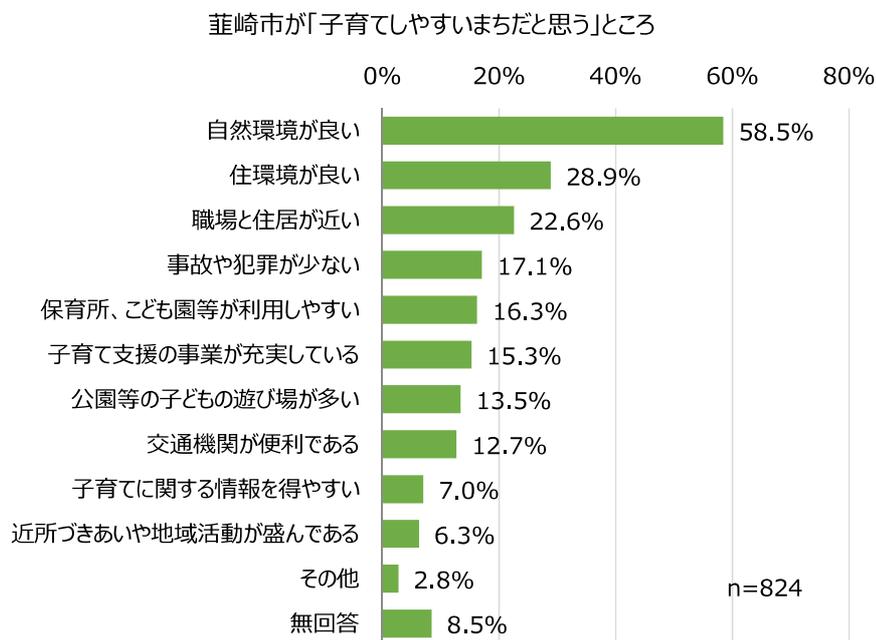
子育て環境をさらによくしていくために重要な施策については、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が 57.5%と最も多く、次いで「公園、児童センター等子どもの遊び場の充実」が 50.2%、「児童手当制度の充実や税制度での優遇等、経済的な支援の充実」が 38.7%、「延長保育や休日保育、一時預かり等の多様な保育サービスの充実や、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に対する施策の充実」が 31.7%などとなっています。

韮崎市における子育ての環境や支援の満足度（単数回答）



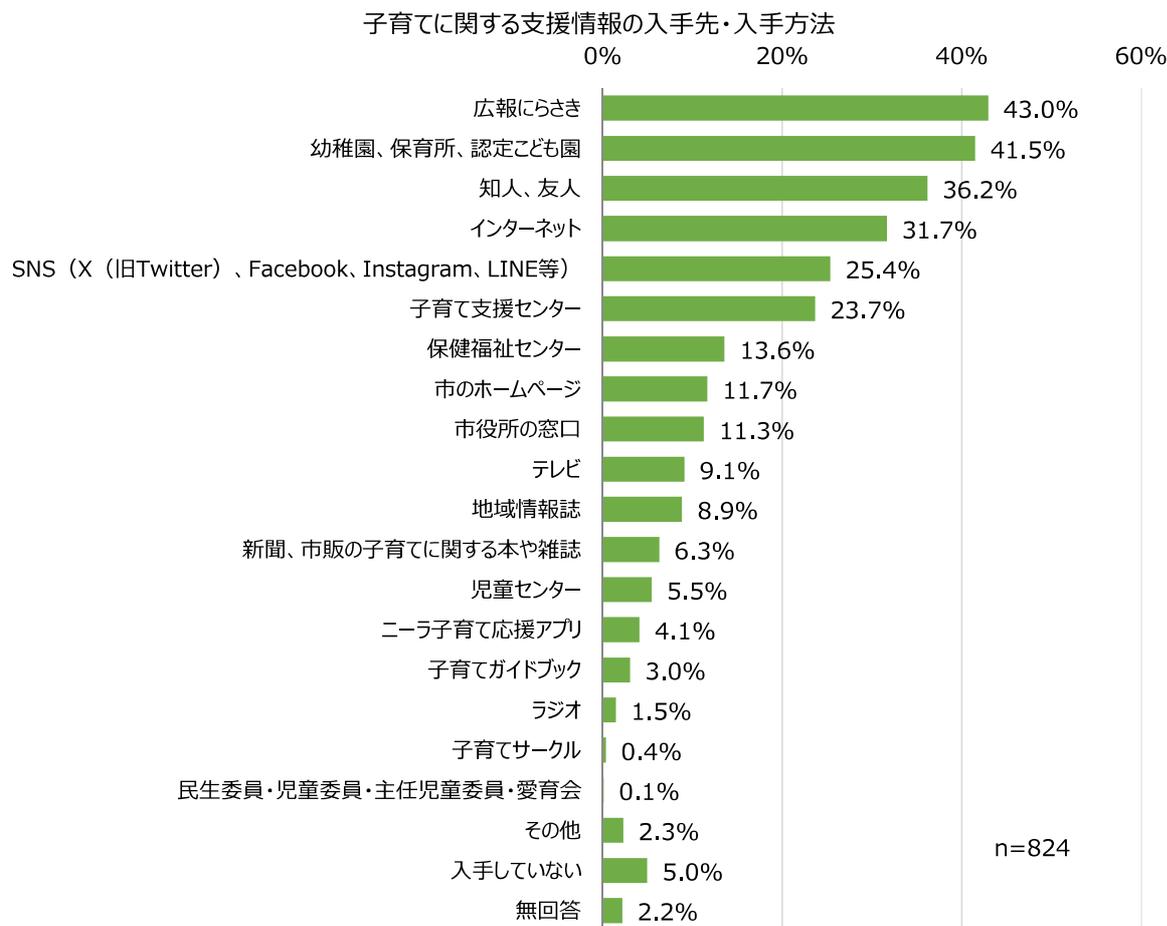
韮崎市における子育ての環境や支援の満足度については、「満足度が高い」5.1%と「満足度がやや高い」31.3%を合計した『満足度が高い』は 36.4%となっています。一方「満足度が低い」7.3%と「満足度がやや低い」12.9%を合計した『満足度が低い』は 20.2%となっています。

蕪崎市が「子育てしやすいまち」について（複数回答）

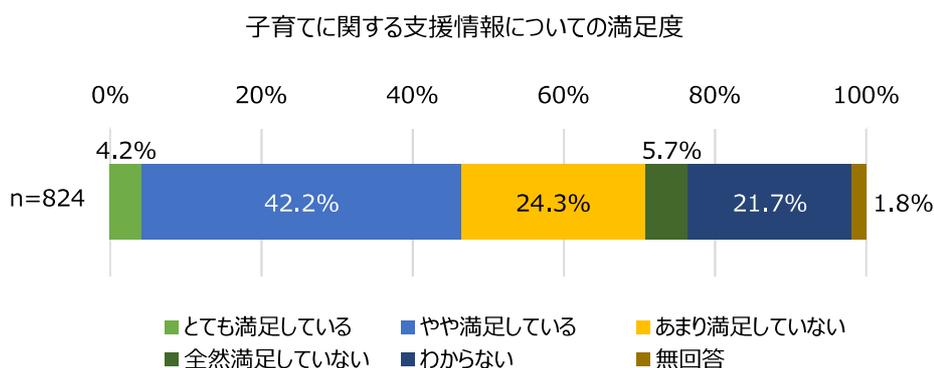


子育てしやすいまちだと思うところについては、「自然環境が良い」が 58.5%と最も多く、次いで「住環境が良い」が 28.9%などとなっています。一方、子育てしやすいまちだと思わないところについては、「公園等の子どもの遊び場が少ない」が 46.5%と最も多く、次いで「交通機関が不便である」が 39.4%となっています。

## 子育てに関する支援情報の入手先（複数回答）



## 子育てに関する支援情報の満足度（単数回答）



子育てに関する支援情報の入手先については、「広報にらさき」が43.0%と最も多く、次いで「幼稚園、保育所、認定こども園」が41.5%、「知人・友人」が36.2%、「インターネット」が31.7%などとなっていますが、その満足度は約30%が「あまり満足していない、全然満足していない」と回答しています。

### 3. アンケート調査結果から見えた課題

#### 子ども子育て支援に関するニーズ調査

##### 1. 仕事と子育ての両立支援

母親の就労状況をみると、就学前児童保護者のフルタイム、パート・アルバイト（いずれも育休中の方を含める）の割合は80.8%、小学生保護者についても87.1%と高い数値となっており、就労している母親が多いことが分かります。また、現在就労をしていない方でも、就労を希望している母親が就学前児童保護者で78.1%、小学生保護者で62.8%いることから、今後も共働き世帯が増えていくことが推測されます。

育児休業の取得率をみると母親の取得率54.0%に対し、父親の取得率が11.9%となっています。特に父親の取得率が低い結果であり、その理由としては、「仕事が忙しかった」が45.9%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32.0%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が32.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が31.1%と、子育てと仕事の両立支援に対する職場の理解が必ずしも十分でないなど、育児休業を取得するための職場環境が整っていない状況がうかがえます。

共働き家庭の増加の背景を踏まえると、今後も子どもの預かり先のことで、一定の利用ニーズが見込まれるため、就学前から就学期に至る切れ目のない保育の提供体制の充実が必要です。

##### 2. 理想とする子どもの数が持てるための対策の充実

理想とする人数の子どもを育てられるようになるための課題については、「子育ての経済的負担」が90.8%、「将来の教育費の負担」が85.4%と、経済的負担に対する課題が支障となっている人が多いことがうかがえます。

また、蕪崎市の子育て環境をさらに良くしていくために、どのような施策が重要であるかについては、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が57.5%、「公園、児童センター等子どもの遊び場の充実」が50.2%、「児童手当制度の充実や税制度での優遇等、経済的な支援の充実」が38.7%と上位の項目となっており、経済的援助の拡充、仕事と子育ての両立を支援する各種サービスの拡充や医療機関・遊び場等の環境整備など、子育て支援に関してソフト面・ハード面など多岐にわたる支援や環境整備が求められています。

### 3. 地域での子育て支援サービスの充実

病気やケガで普段利用している教育・保育の事業ができなかった場合の対処方法について、就学前児童・小学生の保護者ともに「母親が仕事を休んだ」と回答した割合が8割前後となっており、次点に「父親が仕事を休んだ」の回答が多い結果となりました。子どもの病気など突発的な休みに対する対応ができない親に対する支援として、安心して子どもを預けられる施設を確保し、子育てと仕事の両立ができる支援の充実が求められています。

また、保護者の通院や不規則な仕事などを理由に子どもを不規則に預かるサービスは「利用していない」人が80.6%と大半を占めるものの、私用・親の通院・不規則の就労等で「利用したい」と考えている人が33.7%と一定数のニーズがあることがうかがえます。

核家族化や共働き家庭の増加が進む中で、家庭や地域での信頼できる子育ての協力者が少ないことが推測されることから、今後の就労ニーズに対応していくためには、一時預かりに対する提供体制の充実を図ることが必要です。

### 4. 相談・情報提供体制の充実

子育てや教育について気軽に相談できる人・場所について、就学前児童・小学生ともに9割以上が「いる／ある」と回答しており、その相談先では「祖父母等の親族」「友人・知人」「保育所等施設の先生」が上位を占めています。身近な相談先がある一方で、公的な機関へ相談する人は少ないという結果になっています。

また、子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報の入手先については、「広報にらさき」「幼稚園・保育所・認定こども園」「友人・知人」が上位の回答を占めていますが、一方で子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報については、約3割が「あまり満足していない、全然満足していない」と回答しています。

相談したいとき、最初にどこに相談すればよいのか、関係機関の相談窓口の明確化を図ることのほか、各種事業の紹介や利用の仕方を含め、必要な人に必要な情報が届くよう、より一層の周知が必要です。

## 5. 子どもの成長に関わること

韮崎市における子育ての環境や支援に対する満足度は、3割強は満足度が高い結果となっておりますが、どちらともいえないとの回答が約4割となっており、今後、中間層の満足度向上が課題と考えられます。

「子育てしやすいまちだと思う」ところについて、「自然環境が良い」「住環境が良い」「職場と住居が近い」が回答の上位となっている一方で、韮崎市が「子育てしやすいまちだと思わない」ところについて、「公園等の子どもの遊び場が少ない」「交通機関が不便である」「子育て支援の事業が充実していない」が回答の上位となっています。

居住環境の面は満足度が高い一方で、場所・移動・支援に関わる事業の拡充などが求められており、保護者が子育てしやすい環境を整えることにより、家庭教育の充実を通じて、子どもの成長につなげることが必要です。

## 第 2 項 子どもの生活状況調査からみる現状と課題

### 1. 調査の概要

(1) 調査の目的及び調査期間 第 3 節 P26 を参照

(2) 調査対象及び回収率 (再掲)

実施内容	調査対象	調査数	回収数	回収率
子どもの生活状況調査	③小学 5 年生・中学 2 年生 の本人	396	340	85.9%
	④小学 5 年生・中学 2 年生 の保護者	367	271	73.8%

▶ 紙と Web アンケートの併用で調査を実施

### 2. 調査の結果

○調査票回答者

	本人				保護者			
	小 5	中 2	学年 無回答	合計	小 5	中 2	学年 無回答	合計
回答者数 (人)	146	187	7	340	114	155	2	271
構成比 (%)	42.9	55.0	2.1	100.0	42.1	57.2	0.7	100.0

○子育て家庭の相対的貧困率について

保護者の調査票において、「世帯の年間収入」および「家族の人数」から相対的貧困率<sup>※1</sup>を算出したところ、9.47%となりました。

集計においては、全国と比較するため国民生活基礎調査 (令和 4 年度) における貧困線<sup>※2</sup>を利用し、貧困線 (127 万円) を境界として「貧困線を上回る世帯」と「貧困線に満たない世帯」として区分しました。

【相対的貧困率の算出】

保護者アンケートの回収世帯数	①	271 世帯
等価可処分所得の算出できない数 （「世帯全体の年間収入」について無回答）	②	7 世帯
等価可処分所得算出可能数	③（①－②）	264 世帯
対象となる子ども（世帯）全体に占める 令和4年度国民生活基礎調査貧困線	④	127 万円
等価可処分所得算出世帯における世帯全体数	⑤	264 世帯
貧困線に満たない世帯数	⑥	25 世帯
相対的貧困率	⑥／⑤	9.47%

※1 相対的貧困率：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

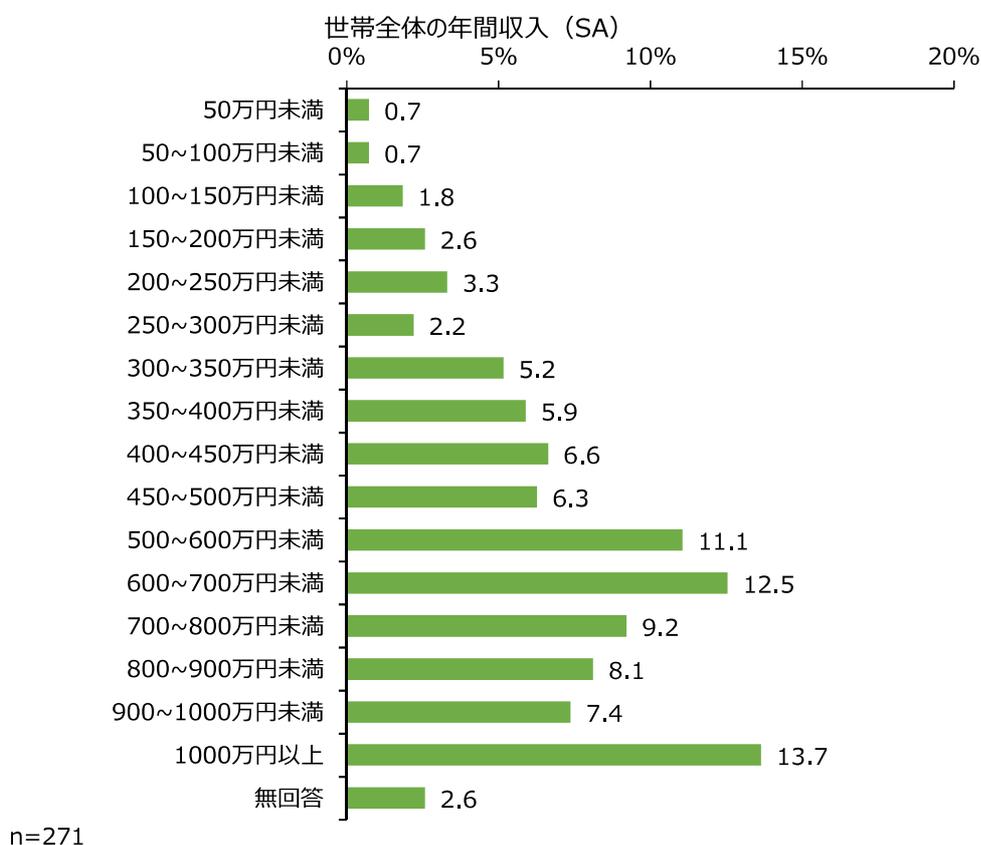
※2 貧困線：等価可処分所得<sup>※3</sup>の中央値の半分の額

※3 等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯員数の平方根で割って調整した1人当たりの所得

※参考 《相対的貧困率》 国（令和3年）：15.4% 県（令和6年）：10.7%

「2022（令和4）年国民生活基礎調査」の結果では、令和3年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円を判断基準としている。

【保護者】世帯全体の年間収入（単数回答）



【保護者】両親の就労状況（単数回答）

【母親】

項目	全体 (%)	貧困線に満たない世帯 (%)
正社員・正規職員・会社役員	34.7	40.0
嘱託・契約社員・派遣職員	6.3	8.0
パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	42.4	44.0
自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)	6.3	0.0
働いていない	7.7	8.0
いない、わからない	0.7	0.0
無回答	1.8	0.0
合計	100.0	100.0
	(271 世帯)	(25 世帯)

【父親】

項目	全体 (%)	貧困線に満たない世帯 (%)
正社員・正規職員・会社役員	77.1	24.0
嘱託・契約社員・派遣職員	2.6	8.0
パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	0.7	0.0
自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)	11.4	20.0
働いていない	0.4	0.0
いない、わからない	1.8	12.0
無回答	5.9	36.0
合計	100.0	100.0
	(271 世帯)	(25 世帯)

貧困線に満たない世帯について、母親の就労状況を見ると「正社員・正規職員・会社役員」「嘱託・契約社員・派遣職員」「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」を合わせると 92.0%が就労しています。

父親においては、父親が「いない、わからない」「無回答」の回答も多いため、参考掲載とします。

【保護者】 困ったときの相談相手の有無（単数回答）・相談先（複数回答）

困ったときの相談相手の有無（子育てに関する相談）

項目	全体（%）	貧困線に満たない世帯（%）
頼れる人がいる	90.4	84.0
いない	4.4	12.0
そのことでは人に頼らない	3.3	4.0
無回答	1.8	0.0
合計	100.0	100.0

子育てに困ったり悩んだりした時の相談相手先（複数回答）

項目	全体（%）	貧困線に満たない世帯（%）
家族・親族	91.0	64.0
友人・知人	58.4	64.0
職場の人	29.4	12.0
近所の人	8.2	36.0
相談・支援機関や福祉の人	7.3	0.0
民生委員・児童委員	0.4	8.0
その他	1.6	0.0
無回答	0.4	16.0

困ったときの相談相手の有無（重要な事柄の相談）

項目	全体（%）	貧困線に満たない世帯（%）
頼れる人がいる	87.5	80.0
いない	5.2	16.0
そのことでは人に頼らない	4.4	4.0
無回答	3.0	0.0
合計	100.0	100.0

重要な事柄に困ったり悩んだりした時の相談相手先（複数回答）

項目	全体（%）	貧困線に満たない世帯（%）
家族・親族	94.9	68.0
友人・知人	32.5	32.0
職場の人	12.7	4.0
近所の人	2.1	12.0
相談・支援機関や福祉の人	1.7	0.0
民生委員・児童委員	0.4	0.0
その他	0.8	0.0
無回答	0.4	20.0

困ったときの相談相手の有無（いざという時のお金の援助）

項目	全体（%）	貧困線に満たない世帯（%）
頼れる人がいる	66.4	44.0
いない	13.7	36.0
そのことでは人に頼らない	17.7	20.0
無回答	2.2	0.0
合計	100.0	100.0

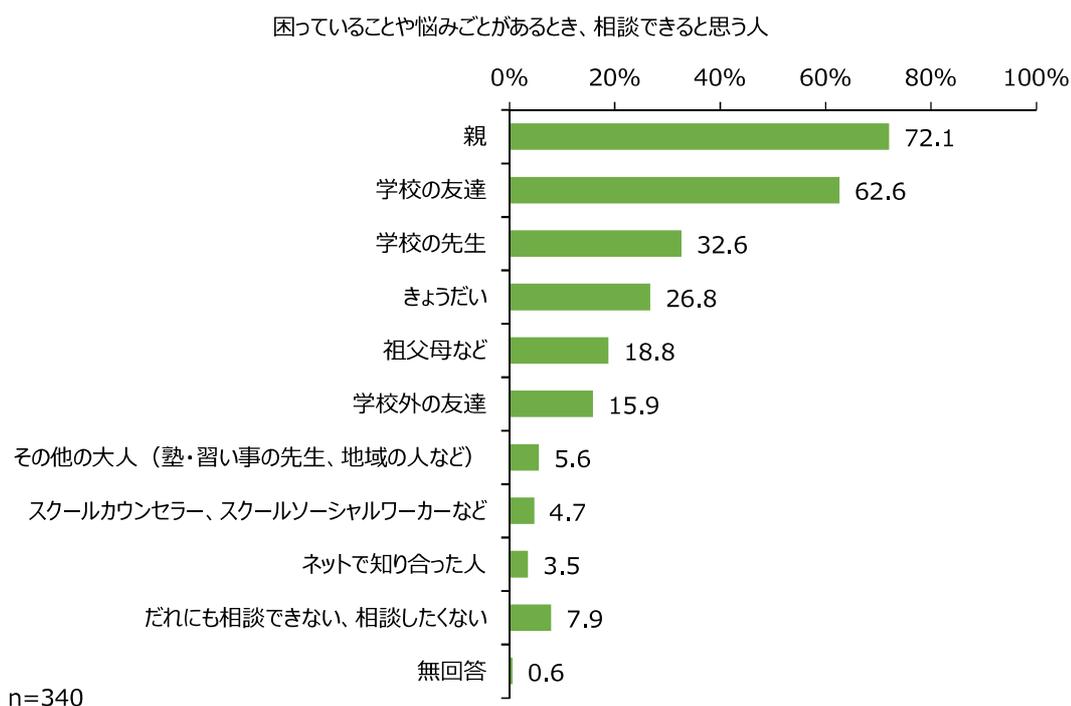
いざという時のお金の援助に困ったり悩んだりした時の相談相手先（複数回答）

項目	全体（%）	貧困線に満たない世帯（%）
家族・親族	98.3	44.0
友人・知人	3.9	4.0
職場の人	1.7	4.0
近所の人	1.7	4.0
相談・支援機関や福祉の人	0.0	0.0
民生委員・児童委員	0.6	0.0
その他	0.0	0.0
無回答	0.6	56.0

困ったり悩んだりしたときに頼れる人の有無について、全体と貧困線に満たない世帯で比較したところ、「頼れる人がいない」と回答した割合が、子育てに関する相談は全体の4.4%に対し貧困線に満たない世帯は12.0%、重要な事柄に関する相談は5.2%に対して16.0%、また、お金の援助に関する相談については、13.7%に対して36.0%と、貧困線に満たない世帯において高くなっている傾向があります。

その相談相手先について、子育てに困ったり悩んだりした時の相談相手は、貧困線に満たない世帯において「家族・親族」「友人・知人」が64.0%、次いで「近所の人」が36.0%となっており、身近な方に相談している傾向が見られます。また、重要な事柄に係る相談先では、貧困線に満たない世帯において「家族・親族」が68.0%、次いで「友人・知人」が32.0%となっており、身近な方に相談している傾向が見える一方で、「相談・支援機関や福祉の人」「民生委員・児童委員」など公的機関への相談はしていない現状があります。貧困線に満たない世帯におけるお金の援助に関する相談先は、「家族・親族」が44.0%ですが大半が「無回答」で56.0%となっています。44.0%が「頼れる人がいる」と回答する一方で、全体の回答と比較すると、身近な方「家族・親族」に相談することができる方は半分以下であり、身近な相談先がない、回答したくないという方が多いことから、他者に相談しにくい傾向がうかがえます。

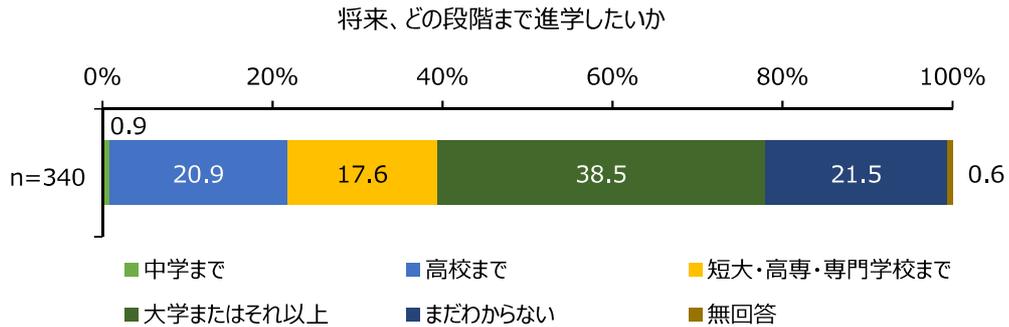
### 【子ども本人】 困ったときの相談先（複数回答）



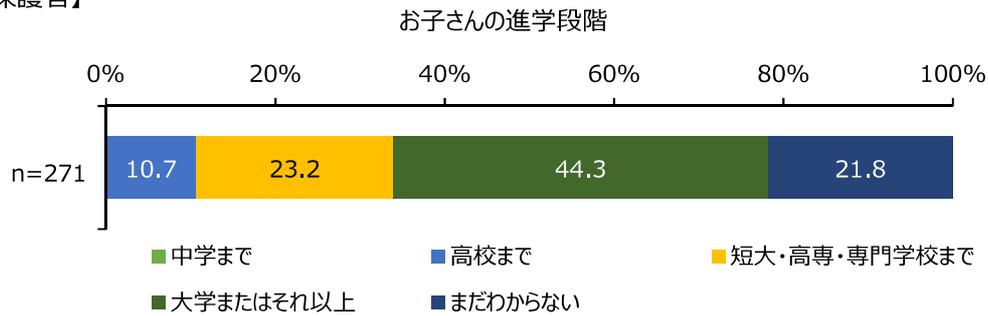
子ども本人が困ったり悩んだりしたときの相談先は、「親」「学校の友達」「学校の先生」が多くなっていますが、「だれにも相談できない、相談したくない」という回答も見られています。

子どもの進学段階（単数回答）

【子ども本人】



【保護者】



【保護者のうち、貧困線に満たない世帯】

子どもの進学段階を選択した理由

単位：%

項目	中学まで	高校まで	短大・高専・ 専門学校まで	大学または それ以上	まだわか らない
子どもがそう希望しているから	0.0	0.0	100.0	58.3	0.0
一般的な進路だと思うから	0.0	14.3	0.0	8.3	0.0
お子さんの学力を考えて	0.0	42.9	0.0	16.7	0.0
家庭の経済的な状況から考えて	0.0	28.6	0.0	8.3	0.0
その他	0.0	14.3	0.0	8.3	0.0
特に理由はない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

子どもの本人の進学希望については、「大学またはそれ以上」と「短大・高専・専門学校」の合計が 56.1%となっており、保護者では 67.5%となっています。

また、保護者に尋ねた子どもの進学段階については、貧困線に満たない世帯において、「短大・高専・専門学校まで」と「大学またはそれ以上」は、『子どもがそう希望しているから』の割合が最も多くなっています。また、「高校まで」を選択した方の理由で、『お子さんの学力を考えて』『家庭の経済的な状況から考えて』の合計が 71.5%となっています。

【保護者】過去 1 年間の公共料金等の滞納の経験

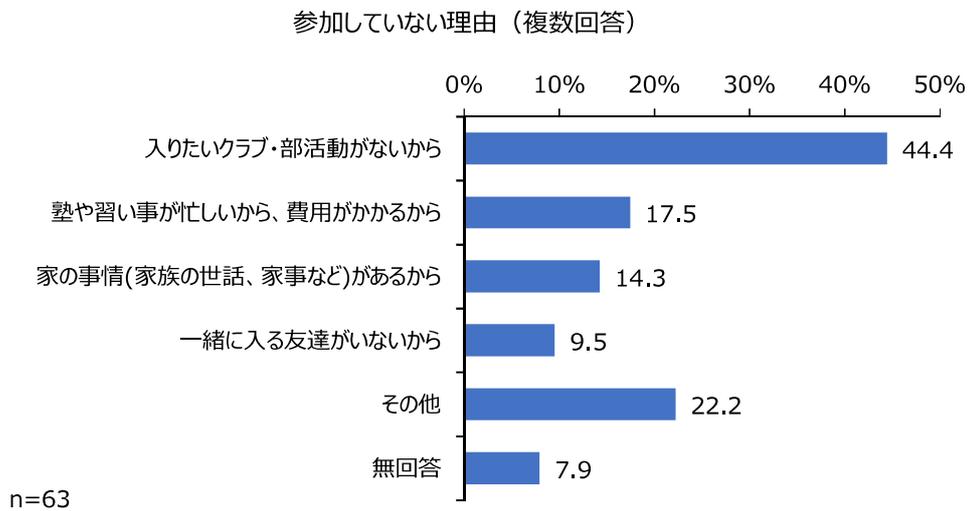
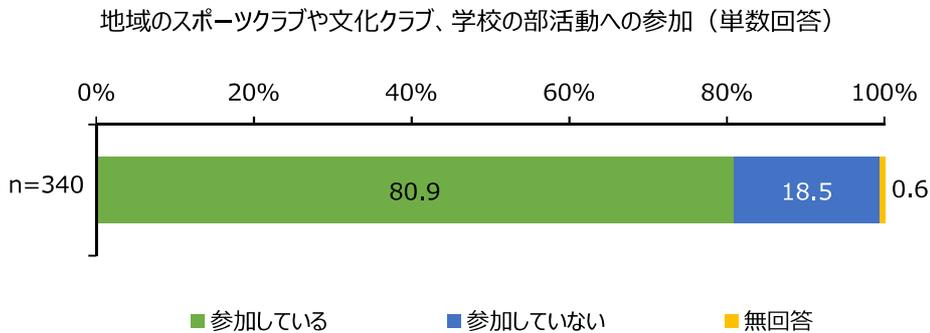
【過去 1 年間の公共料金等の滞納の経験（複数回答）】

単位：%

項目	全体	貧困線に満たない世帯
電気料金	4.4	20.0
水道料金	3.3	16.0
ガス料金	2.2	4.0
該当なし	93.0	76.0
無回答	0.4	0.0

過去 1 年間の公共料金等の滞納の経験について、全体と貧困線に満たない世帯で比較したところ、いずれの項目においても貧困線に満たない世帯は全体よりも多くなっています。全体では 7.0%、貧困線に満たない世帯では 24.0%の世帯で、過去 1 年間に公共料金等の滞納の経験があることがうかがえます。

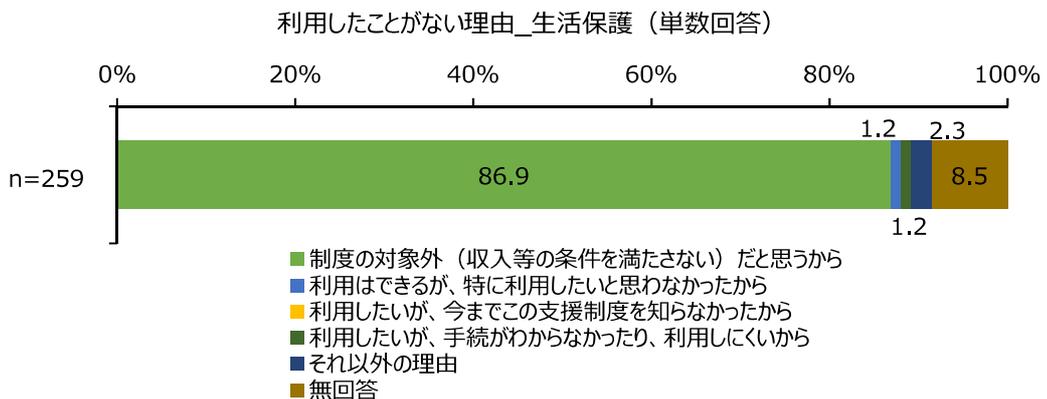
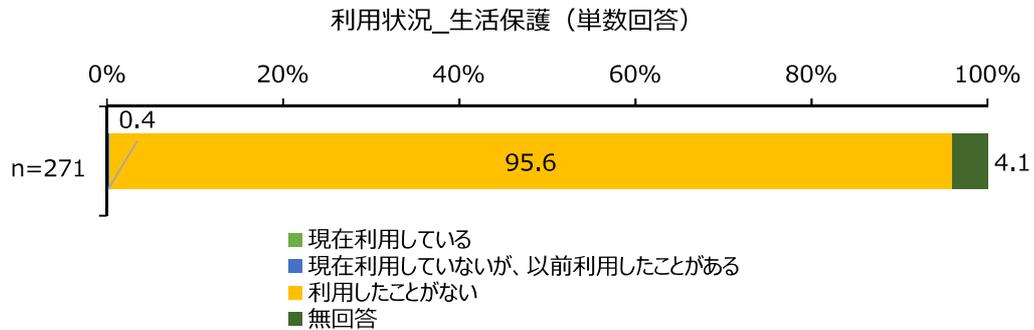
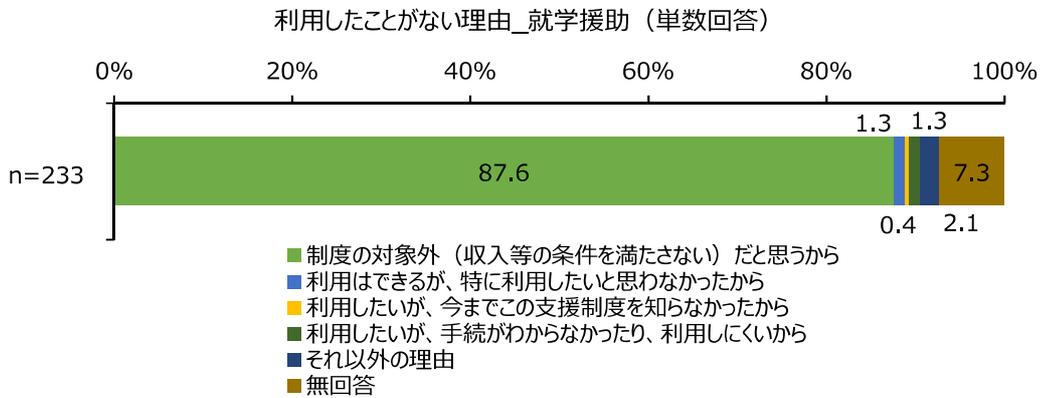
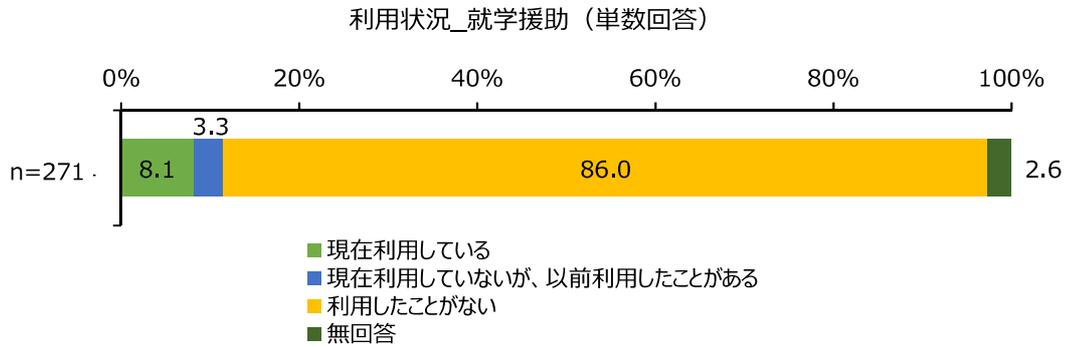
【子ども本人】 地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加



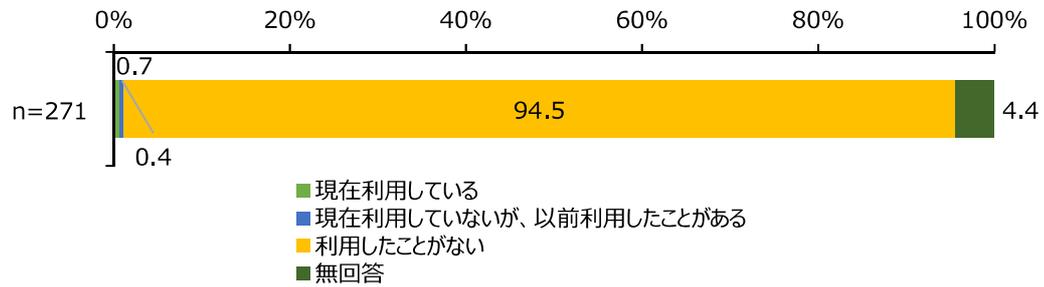
地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加については、「参加している」が80.9%、「参加していない」が18.5%となっています。

参加していない理由は、「入りたいクラブ・部活動がないから」が44.4%と最も多く、次いで「塾や習い事が忙しいから、費用がかかるから」が17.5%、「家の事情(家族の世話、家事など)があるから」が14.3%となっています。

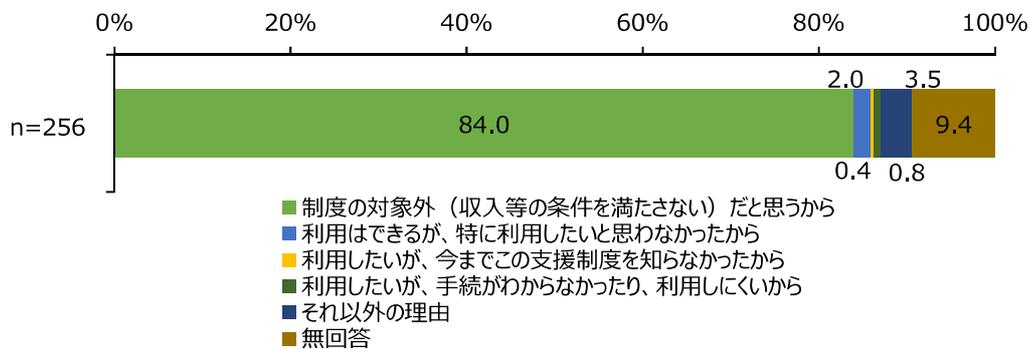
【保護者】 これまでに利用したことがある支援制度と利用しなかった理由（単数回答）



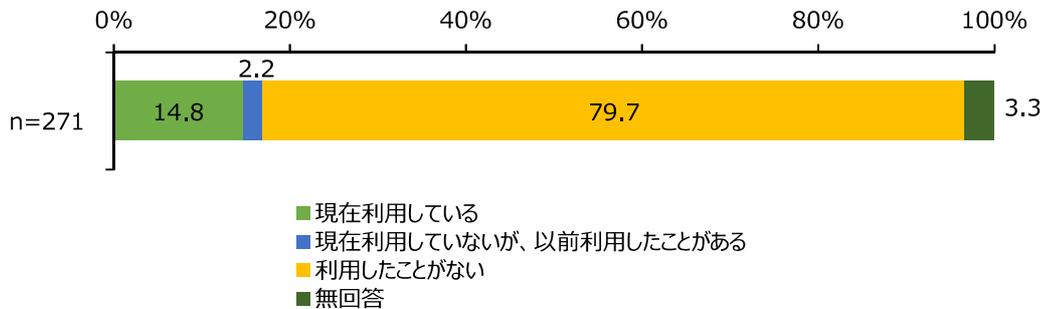
利用状況\_生活困窮者の自立支援相談窓口（単数回答）



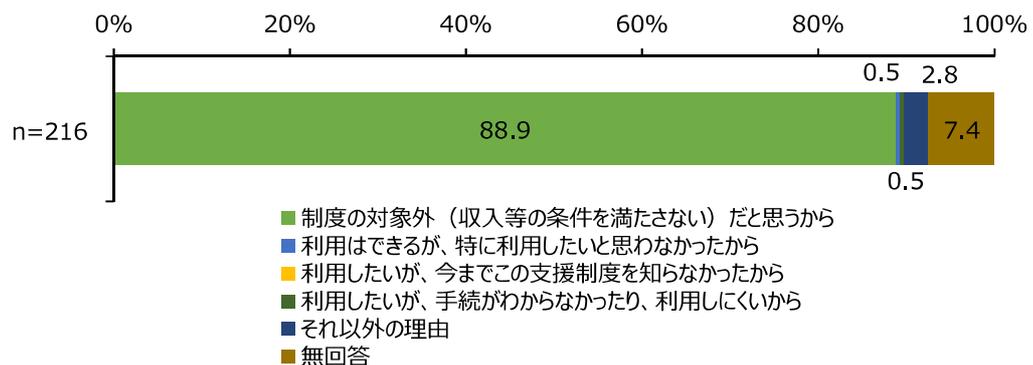
利用したことがない理由\_生活困窮者の自立支援相談窓口（単数回答）



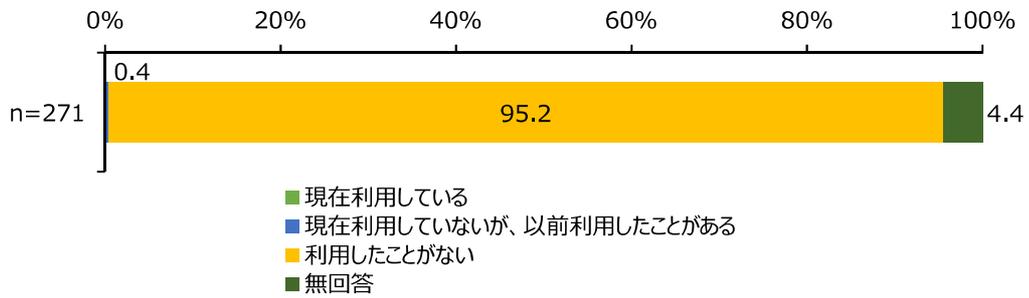
利用状況\_児童扶養手当（単数回答）



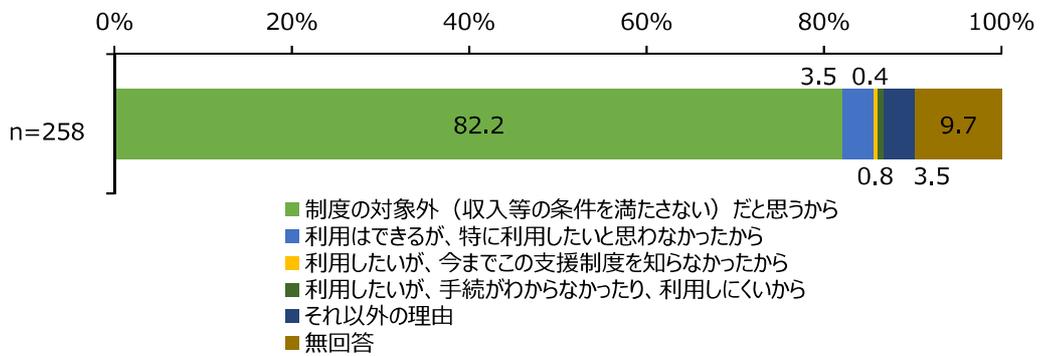
利用したことがない理由\_児童扶養手当（単数回答）



利用状況\_母子家庭等就業・自立支援センター（単数回答）



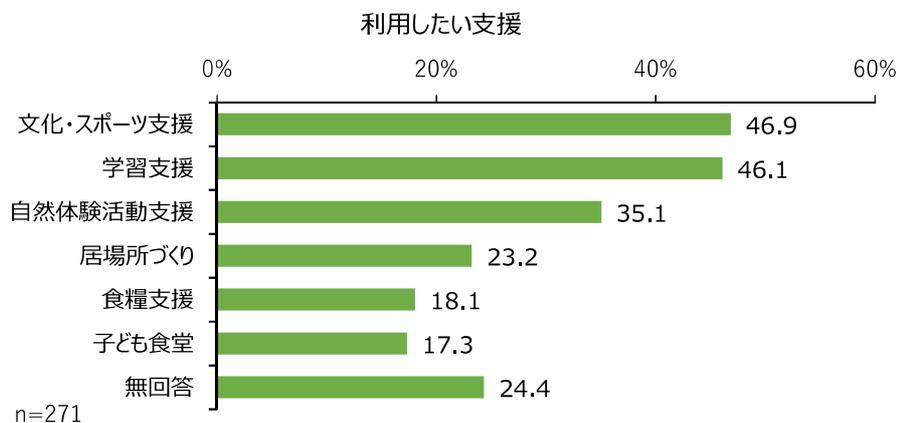
利用したことがない理由\_母子家庭等就業・自立支援センター（単数回答）



これまでに利用したことのある支援制度と利用しなかった理由について、「生活困窮者の自立支援相談窓口」「母子家庭等就業・自立支援センター」についての利用率が低く、利用したことがない理由としては「制度の対象外だと思うから」という意見が大半でした。

【保護者】保護者の支援ニーズ（複数回答）

【全体】



利用したい支援については、「文化・スポーツ支援」が46.9%で最も多く、次いで「学習支援」が46.1%、「自然体験活動支援」が35.1%となっています。

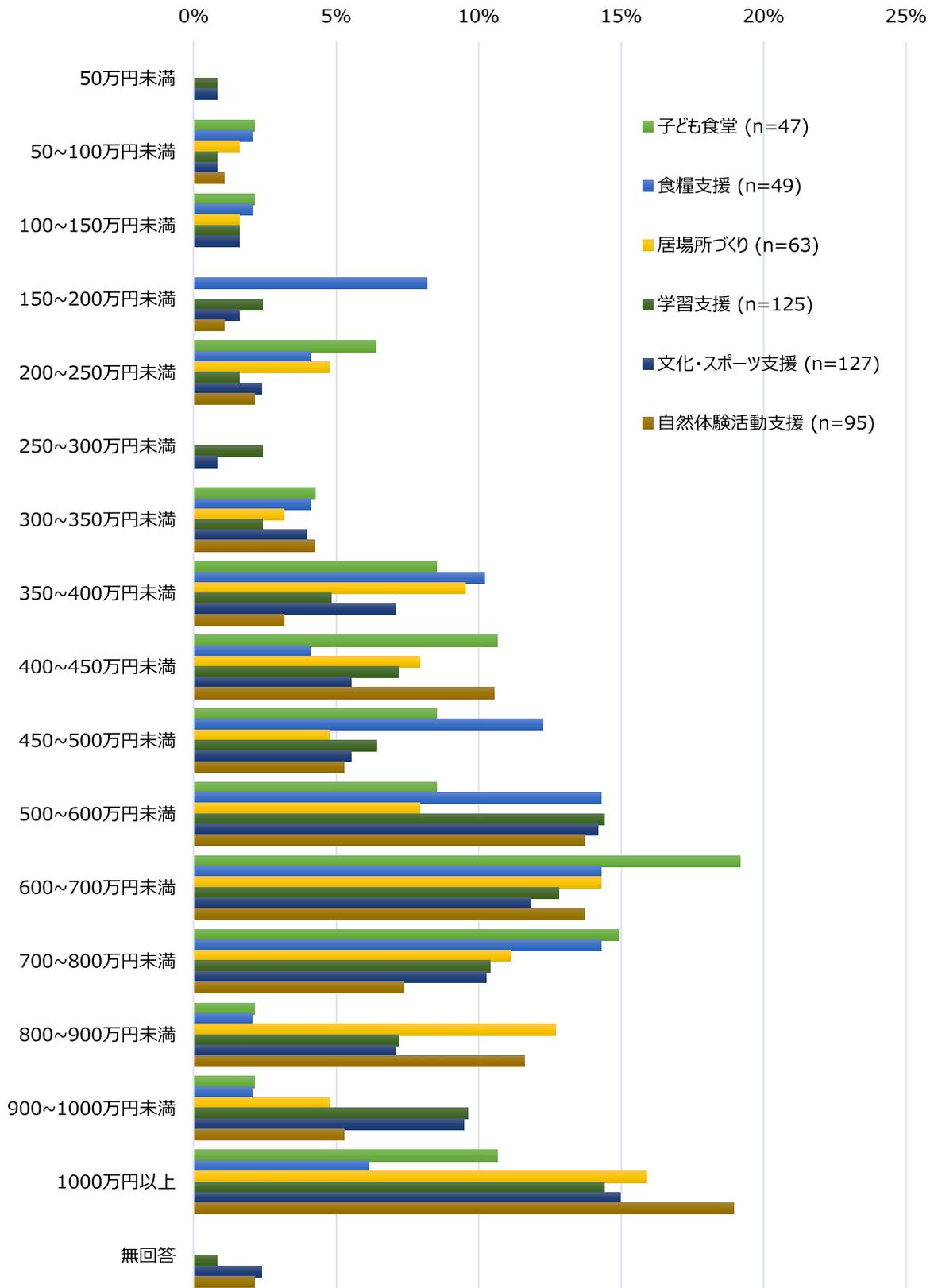
【保護者のうち、貧困線に満たない世帯】

利用したい支援

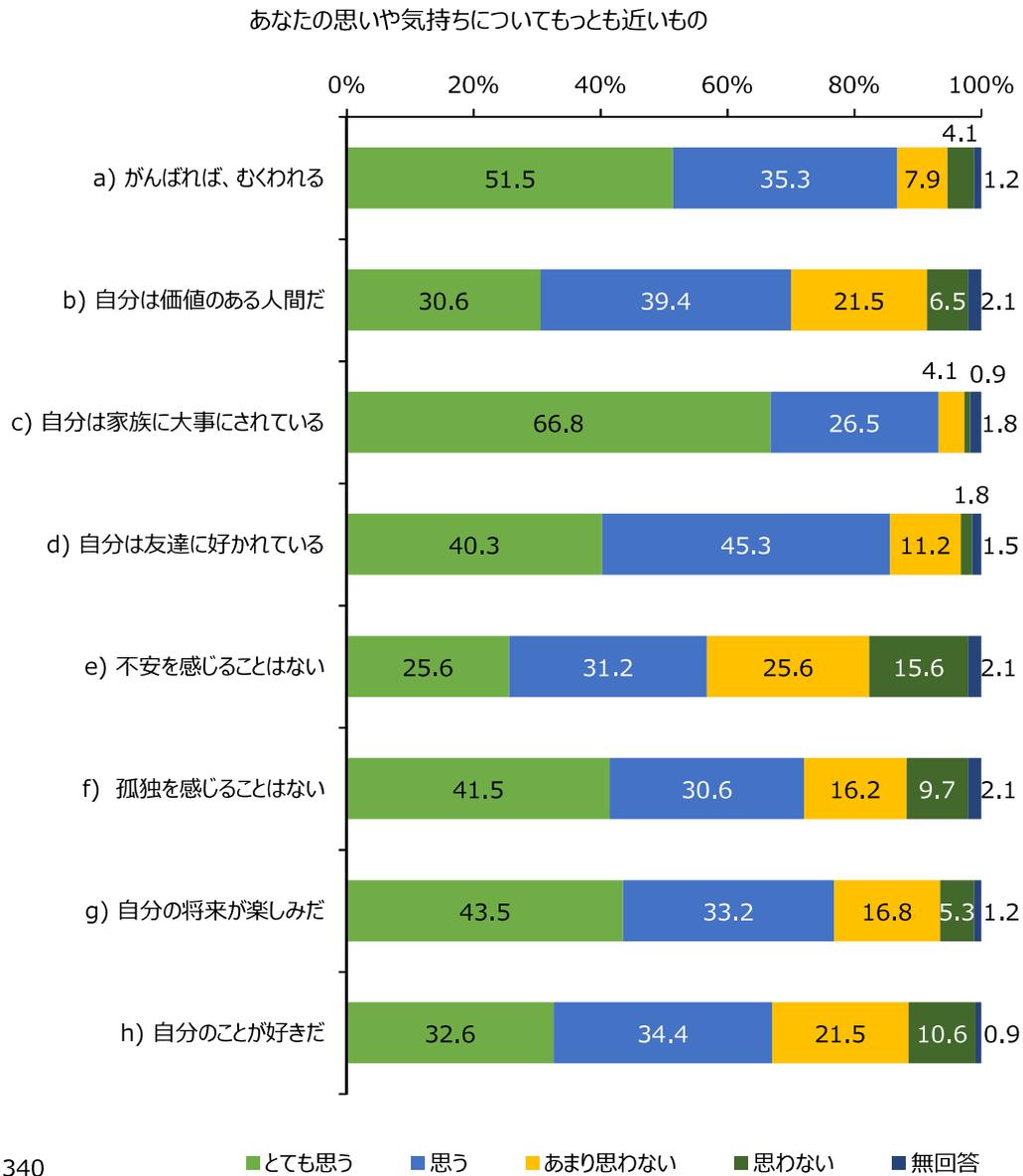
支援内容 (n=25)	人数	%
学習支援	9	36.0
文化・スポーツ支援	9	36.0
食糧支援	8	32.0
子ども食堂	5	20.0
居場所づくり	5	20.0
自然体験・活動支援	4	16.0
無回答	4	16.0

貧困線に満たない家庭の保護者の支援ニーズについては、「学習支援」「文化・スポーツ支援」「食糧支援」などが特に多くなっています。

【保護者】 世帯全体の年間収入×利用したい支援

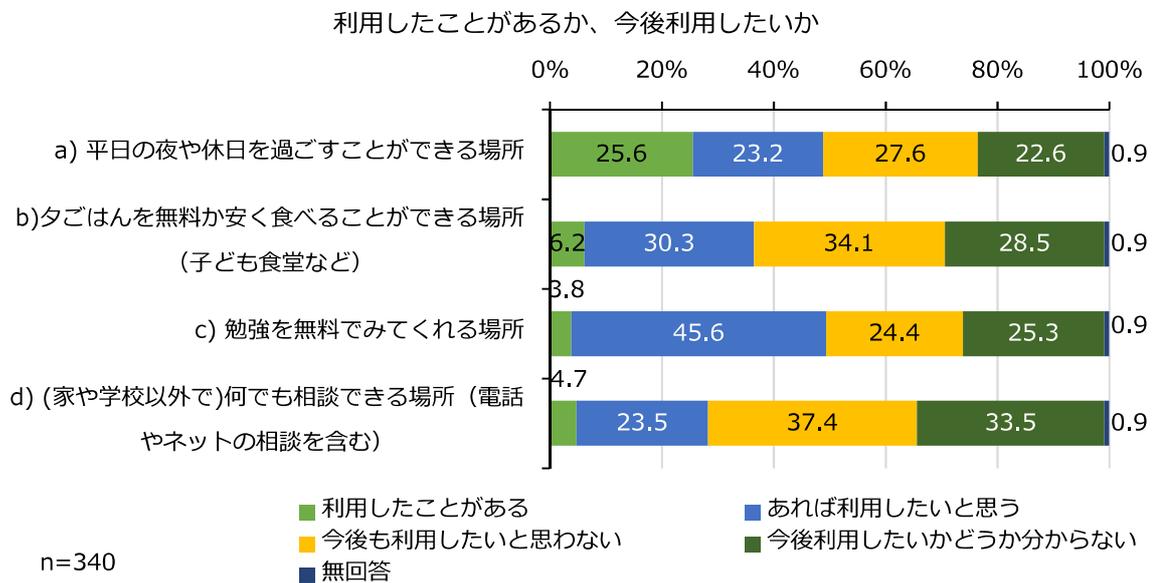


【子ども本人】自身の思いや気持ちについて（単数回答）

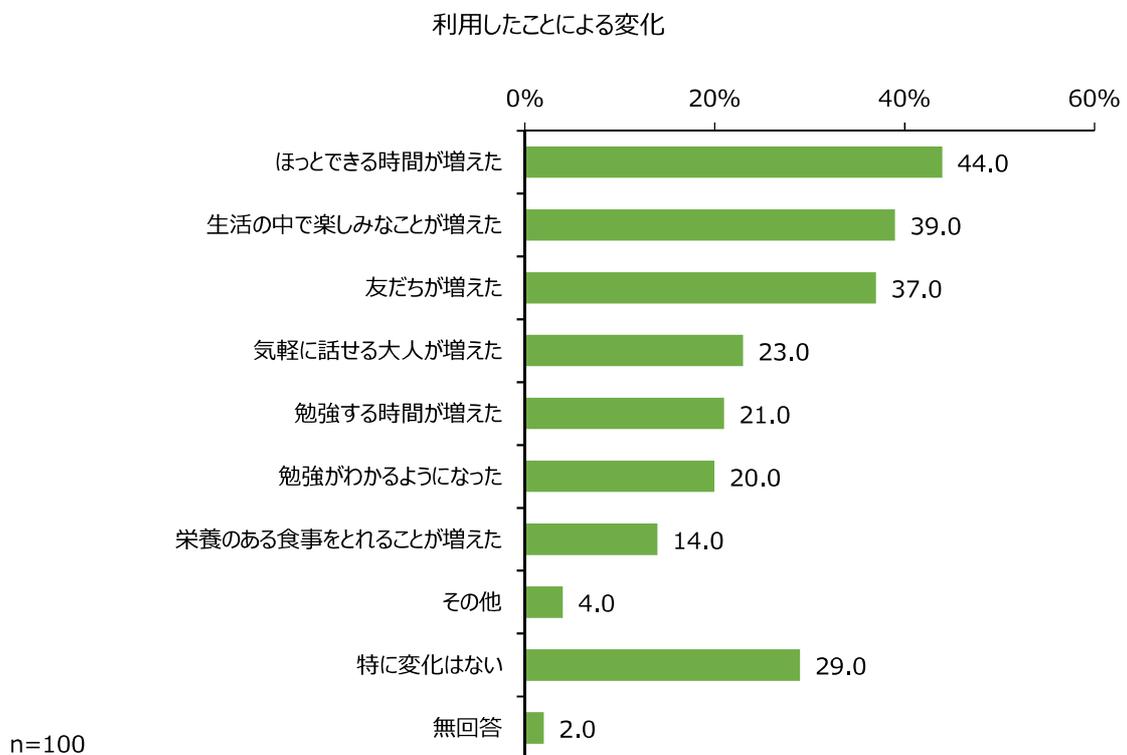


子ども本人の思いや気持ちについては、「自分は家族に大事にされている」に対し「とても思う、思う」と回答した割合が93.3%であり、「がんばれば、むくわれる」「自分は友達に好かれている」「自分の将来が楽しみだ」「自分のことが好きだ」も「とても思う、思う」が高い割合となっています。

【子ども本人】 利用したことがある場所、利用したい場所（単数回答）



【子ども本人】 利用したことによる変化（複数回答）

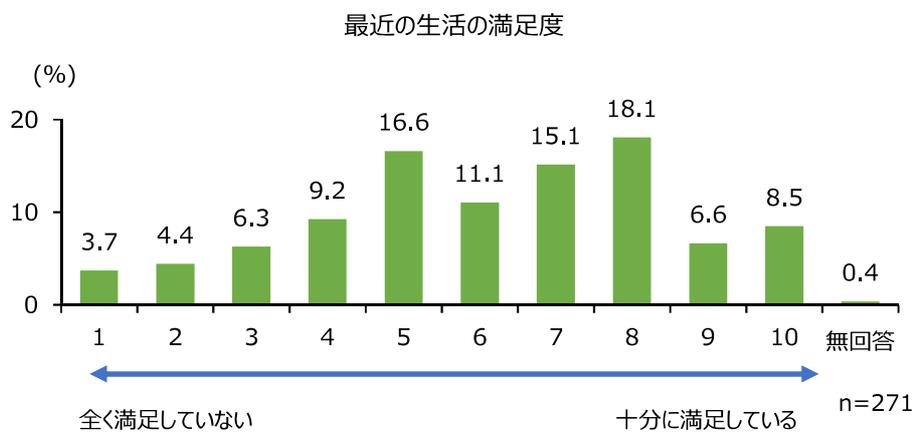


子どもが『利用したことがある』場所については、「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」が最も多く 25.6%、『あれば利用したいと思う』場所については、『勉強を無料でみてくれる場所』が最も多く 45.6%となっており、一定のニーズがあることがうかがえます。

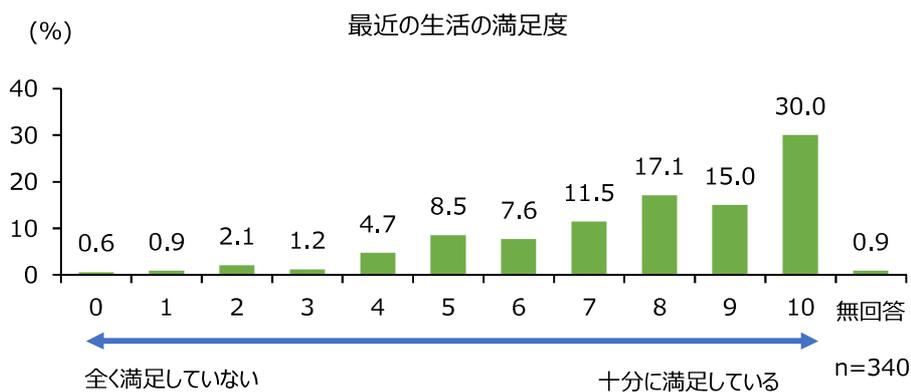
そこを利用したことで、変化があったことについては、「ほっとできる時間が増えた」が最も多く 44.0%、次いで「生活の中で楽しみなことが増えた」が 39.0%などとなっています。

### 生活の満足度（単数回答）

#### 【保護者】



#### 【子ども本人】



生活の満足度については、「十分に満足している」を「10」とする 10 段階で示しており、保護者は、「8」が 18.1%で最も多く、次いで「5」が 16.6%となっています。

一方子どもは、「十分に満足している」「10」が 30.0%で最も多く、次いで「7~9」がいずれも 10%台となっています。

### 3. アンケート調査結果から見えた課題

#### 子どもの生活状況調査（貧困対策）

##### 1. 多様な相談の場・機会の充実

小中学生本人に困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人について質問したところ「親」「学校の友達」「学校の先生」が回答の上位を占める一方で、少数ではあるが「ネットで知り合った人」「だれにも相談できない、相談したくない」の回答もあり、年代や相談内容に応じた多様な相談の場を増やしていくとともに、その相談窓口についてのさらなる周知が必要です。

また、子ども自身の希望や想いを十分に伝えられる場を設けるとともに、市の取組みについて関心を持てるよう、子どもに伝わりやすい方法と伝わりやすい内容で周知や広報を充実させていく必要があります。

##### 2. 子どもたちの自己肯定感を高め、子どもの希望や想いが反映される支援の推進

あなたの思いや気持ちについて、もっとも近いものを答える質問の回答において「自分は家族に大事にされている」が9割以上、「自分のことが好きだ」が約7割と自己肯定感が高い結果となっています。

年齢的には、学校や家庭での日々の関わりが、子どもたちの自己肯定感や自尊感情に大きな影響を与えていると推察されることから、子どもたちが夢と志に向かって、自らの個性を発揮し、自信をもって、自らの未来を自らの手で切り拓いていけるよう、子どもを取り巻く全て関係者による取組みが求められます。

##### 3. 子どもの居場所

居場所について、「平日の夜や休日を過ごすことができる場所を利用したことがある」と回答した割合が25.6%、勉強を無料で見てくれる場所について、実際に利用したという回答は少ないが、あれば利用したいというニーズが高い結果となっています。

また利用したことがある場合の変化について、「ほっとできる時間が増えた」「生活の中での楽しみが増えた」「友達が増えた」などが上位の回答となっており、韮崎市民交流センター NICORI-ニコリ-などの積極的な活用により、子どもの居場所を充実させ、将来の進学や勉強に対する支援、生活における不安を解消に対する取組みが求められています。

#### 4. 多様な子育て世帯の相談支援

保護者については「子育て」「重要な事柄」に関する相談は約9割が「頼れる人がいる」と回答しましたが、お金の援助に関しては6割強となっています。また、頼れる相談先について、「家族・親族」「友人・知人」が大半であり、「相談・支援機関や福祉の人」「民生委員・児童委員」など関係機関への回答が少数でありました。

行政や関係機関の窓口が有効活用されるように取組みを周知するとともに、多様化する社会に対応し、幅広い相談に対応できる体制づくりが求められています。

#### 5. 貧困世帯の経済的支援

世帯収入において、300万円に満たない世帯が約1割あり、過去1年間にお金が足りないことで、食料・衣服・公共料金の支払いができなかったとの回答が、全体で約1割程度ありました。

一方で各種支援制度の利用について、就学援助や児童扶養手当の利用者は一定数いる中で、生活困窮者の自立支援相談窓口、母子家庭等就業・自立支援センターの利用率が低調であり、利用したことがない理由として、「制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」という回答が大半でありました。

ひとり親家庭の増加、物価上昇など様々な要因により、生活保護などの基準に満たないが、実際には生活が厳しい状況にある世帯が潜在的にいることが推察されるため、こうした世帯に対する支援の充実、相談窓口の周知などを通じて、親世代の貧困が子どもの貧困に繋がる「貧困の連鎖」を防ぐ取組みが求められています。